

事務事業分析シート（令和8年度）										
No1										
事務事業コード		08-05-01		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		身体障害者手帳の交付		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		
				担当者名		平野		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度		根拠法令等		身体障害者福祉法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度								
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実				
目的		身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。 身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。								
対象者等		身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・令和8年3月末現在数：6,595人（18歳未満含） 肢体不自由：2,861人、視覚障がい：538人、聴覚・言語機能障がい：863人、内部障がい：2,333人								
内容		【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級） 【取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障がい者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。 【交付事務の流れ】 身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由し、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めたときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合等は、上記と同様手続きで再交付（更新）申請ができる。								
経過		憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等）に由来する。 昭和24年公布（施行は昭和25年4月1日）昭和59年「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。 昭和61年「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加 平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。 令和8年 4月 障害者福祉システム標準化仕様書の帳票レイアウトへ様式変更された。								
必要性		身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、法の適用者たる身分を証明するものである。法に基づく制度であるため、本事業は今後も必要である。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	①	交付件数(件)			448	584	591	600	600	
	②	年度末手帳所持者(人)			6,798	6,540	6,595	6,600	6,600	
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,754	5,417	663	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	662	1,044	382		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,416	6,461	1,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045

都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題	○65歳以上の手帳所持者が全体の7割近くを占めているため、介護保険との連携やサービスの調整が必要である。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き個人情報の取り扱いには細心の注意を払いながら、処理を行っていく。	申請時における個人情報の取り扱いについて、細心の注意を払いながら処理をした。	引き続き細心の注意を払い、申請処理等を実施していく。
②			
③			

実施状況	身体障害者福祉法に基づく事務								
	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-05-02			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名		愛の手帳の交付			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	
					担当者名		沖山		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 42（ 1967 ）年度			根拠 法令等		療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実						
目的		知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。								
対象者等		児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 令和8年3月末現在：1,668人（18歳未満含） 1度：57人 2度：336人 3度：359人 4度：916人								
内容		【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度） 【手帳取得目的】手帳は知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。 【手帳交付事務の流れ】 ①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。（18歳未満は荒川区子ども家庭総合センターへ、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターへ申請）②荒川区子ども家庭総合センター又は東京都心身障害者福祉センターが面接検査を行い障害程度を判定する。③区は交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、障害者福祉課の窓口にて手帳を交付。合わせて各種サービスの手続きを行う。								
経過		昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 令和 2年 7月 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 8年 4月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき「東京都愛の手帳交付要綱」一部改正								
必要性		東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	交付件数（人）	53	49	50	50	50			
	②	年度末手帳所持者数（人）	1,637	1,640	1,668	1,683	1,700			
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,754	5,417	663	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	662	1,044	382		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,416	6,461	1,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,416	▲ 6,461	▲ 1,045

都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題	令和5年2月から18歳未満の愛の手帳の他道府県からの転入手続きについて、一部、障害者福祉課で対応していた業務が東京都心身障害者福祉センター及び区児童相談所に移管された。従来通りの手帳交付がなされるよう関係機関と連絡を取り合うことが必要。 愛の手帳再判定到達時において、再判定を受けることができていない方が存在するため、再判定の促しが必要。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法改正等の大幅な変更は無いので、従来通り業務に滞りがないよう、緊密に連携を図っていく。	必要に応じ東京都と連絡調整をおこない、滞りなく業務を行った。	法改正等の大幅な変更は無いため、従来通り業務に滞りがないよう、緊密に東京都と連携を図っていく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高橋		内線	2695	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	条			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。							
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。8年3月末日現在の手帳所持者数：3,416人（内訳1級：135人 2級：1,610人 3級：1,671人）※参考：自立支援医療制度受給者5,129人（8年3月末時点）							
内容	【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。 【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるため。税の減免や、都営交通の無料乗車証、NHK受信料免除（区民税非課税世帯）、生保受給者への加算措置（1級・2級）、心身障害者医療費助成制度（マル障）および心身障害者福祉手当（1級） 【手帳交付事務の流れ】 ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す ※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月半を要する							
経過	平成12年 4月 平成18年10月 平成20年 4月 平成20年10月 平成22年 3月 平成23年 4月 平成26年 4月 平成28年 1月 平成31年 1月 令和 6年 4月 令和 7年 4月	保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を同日にできる。 性同一性障害の方に配慮し性別欄を削除し、同時に自立支援医療受給者番号削除 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始 手帳1級所持者に心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象が拡大される。 手帳1級所持者に心身障害者福祉手当を支給（月額9,500円） JR等旅客運賃の割引開始（1級は旅客運賃減額第1種、2・3級は第2種）						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 経由事務のため、予算措置なし。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	手帳所持者数(人)	3,024	3,205	3,416	3,612	3,808	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,904	9,090	1,186	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,100	1,752	652		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,004	▲ 10,842	▲ 1,838
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		9,004	10,842	1,838	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,004	▲ 10,842	▲ 1,838
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,004	▲ 10,842	▲ 1,838	

備考

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題

手帳による福祉サービス利用等について申請者へ説明を徹底する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	診断書を添付し申請した手帳所持者で、自立支援の新規・再開申請時に、手帳の写しで申請できることを周知徹底する。	診断書を添付し申請した手帳所持者で、自立支援の新規・再開申請時に、手帳の写しで申請できることを周知徹底した。	手帳による各種福祉サービス利用等について、申請者へ説明を徹底する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
法定事務	
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	高橋	内線	2695		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40（ 1965 ）年度	根拠法令等	障害者総合支援法第52条、第53条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度							
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。							
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）							
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。							
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者について自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。 平成24年4月 荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始 平成28年1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。 平成29年11月 マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。 令和 2年5月 コロナ拡大防止のため、有効期間が1年間延長となる（令和4年2月末で延長期間終了） 令和 7年12月 希望者に対する「更新のお知らせ」の発送を東京都が開始。							
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 令和7年度交付金 6,203,440円							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	新規・再開・更新・変更届（件）	8,470	8,099	8,495	8,508	8,521	
	②	受給者数（年度末現在）（人）	5,053	5,009	5,129	5,167	5,205	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	9,913	11,458	1,545	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,380	2,209	829		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,293	▲ 13,667	▲ 2,374
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		11,293	13,667	2,374	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 11,293	▲ 13,667	▲ 2,374
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 11,293	▲ 13,667	▲ 2,374

備考

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題

申請後、受給者証が届くまでに時間を要しているため、今後も継続してその期間の受診等について統一的な説明を行う。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	申請の際に保険証の変更等があった場合、速やかに届け出をするよう説明する。	申請の際に保険証の変更等があった場合、速やかに届け出をするよう説明した。	申請後、受給者証が届くまでに時間を要しているため、今後も継続して、その期間の受診等について統一的な説明を行う。
②			
③			

他区の実
施状況

(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
經由事務 (法定事務)								

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

平成28年度9月会議 「精神医療の実態把握及び指導強化について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	難病医療費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	常広		内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。							
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 令和8年3月末日現在 認定者数2,727名							
内容	国指定：348疾病、都指定：8疾病 合計：356疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 高額かつ長期により軽減の制度あり ※国指定疾病のみ生活保護受給者対象 〔申請手続き〕 1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約3ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。 2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業他							
経過	平成29年11月 マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。 12月 平成27年1月1日に開始した経過措置期間が満了となる。 平成30年12月 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変医療費助成制度）開始。 令和 2年 5月 コロナウイルス感染拡大防止のため、有効期間が1年間延長になる。 令和 3年11月 国の指定難病の追加（5疾病）があり、338疾病となる。 令和 5年10月 難病法改正に伴い、医療費助成の開始日が遡及可能となった。 令和 6年 4月 国の指定難病の追加（3疾病）があり、341疾病となる。 指定難病要支援者証明事務（「登録者証」）が開始。 荒川区にて難病患者等通院助成金交付事業を開始。 令和 7年 4月 国の指定難病の追加（7疾病）があり、348疾病となる。 障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、376疾病となる							
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 経由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 令和7年度都交付金（取扱件数3,658件分）2,376,012円							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 難病認定者（人）	2,612	2,664	2,727	3,000	3,000		
	② 申請（件）	3,187	3,356	3,547	3,500	3,500		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		患者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,074	4,720	646	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	567	910	343		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,641	▲ 5,630	▲ 989
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,641	5,630	989		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,641	▲ 5,630	▲ 989
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,641	▲ 5,630	▲ 989		

備考

問題点・課題

都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

ここ数年、難病法の改正や保険証新規交付の終了等、窓口業務における対応が複雑化している。それに加え、関連施策が充実し、各々の手続きにおいてより正確かつ迅速な窓口サービスを提供するために、担当職員間の認識を合わせるとともに相互チェック体制の強化を図り、取りこぼしなきよう努めていく。

また、申請書類の東京都進達事務においては、医療券発行の遅れにつながるよう迅速で正確な処理を今後も心掛けていく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	繁忙期や職員が手薄な時でも対応出来るよう、現在各自携帯しているマニュアルを読み込み精度をあげていく。	窓口対応はもちろん収受した申請書のダブルチェックを徹底したため、東京都からの問合せは激減した。引き続き気を引き締めていく。	繁忙期対応として、更新申請に関しては担当職員に限らず複数の職員が兼務対応出来るよう体制を組んでいく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
経 由 事 務	
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和3年度2月会議 「難病支援策として、①公共サービス(施設)利用料金②福祉タクシー利用券の支給について」 令和4年度11月会議 「難病支援策として、①福祉タクシー利用券の支給について②障害者雇用の促進について③患者同士の交流の場の確保について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	島田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 39（ 1964 ）年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則 等					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。							
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）							
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明シール）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。							
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月 1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生日末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生日末への移行が完了となる。 令和元年9月～ 【有料道路】 障害者手帳のカード化に対応するため、紙様式及びカード様式ともに、従来のスタンプの押印からシール貼付に変更となる。 令和5年3月～ 【有料道路】 1人1台要件が緩和され、登録していない車（知人の車、レンタカー、タクシー等）でも割引対象となった。							
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 都営交通無料乗車券は交通局から発行手数料（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）があり、障害サービス事務費へ財源充当している。（令和6年度決算額 68,150円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	無料乗車券交付件数(件)	1,159	1,260	1,145	1,200	1,785	
	②	有料道路割引取扱件数(件)	539	500	453	500	650	
	③	民営バス運賃割引証交付件数(件)	60	70	55	70	100	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,901	2,089	188	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	265	403	138		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,166	▲ 2,492	▲ 326
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,166	2,492	326	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,166	▲ 2,492	▲ 326
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,166	▲ 2,492	▲ 326	

備考

都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題

利用者が都営交通無料乗車券を漏れなく利用できるよう、適切な案内が求められるとともに、都と連携し、適宜交付状況を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者が滞りなくサービスが受けることができるよう窓口での乗車券の交付案内の際に、利用方法を適切に伝えるように努めていく。	利用者に利用方法を適切に伝えるため、課内での情報提供に努めた。	都営交通無料乗車券の交付チェックを定期的に行い、漏れがないよう努めていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	東京都の經由事務

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	藤島	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	○障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかったり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 ○進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者							
内容	1 介護給付費 ①療養介護… 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 ②施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 ③生活介護… 常時介護が必要な方に、食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 2 訓練等給付費 ①自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 ②就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 ③就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。 ④就労定着支援 … 一般就労移行者の移行後の生活面に係る支援を行う。 ⑤就労選択支援 … 本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。 ※利用者負担額：施設入所は、生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と自己負担割合相当額（1割）を比較して低額な方。ただし通所・在宅サービスは、区独自軽減策により3%負担。							
経過	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 以後、3年毎に報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成30年 4月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労定着支援」の追加 令和7年 10月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労選択支援」の追加							
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み		目標値(8年度)
	①	療養介護対象者数(人)	17	16	17	18	18	
	②	施設入所者数(人)	120	116	113	113	113	
③	施設通所者数(人)	852	840	833	843	843		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	929	250	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	1,043,695	1,102,516	58,821
		維持補修費	0	0	0		都支出金	519,940	551,921	31,981
		扶助費	2,048,390	2,097,721	49,331		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	1,281	1,281
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,563,635	1,655,718	92,083
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	179	84		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 485,529	▲ 443,111	42,418
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,049,164	2,098,829	49,665	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 485,529	▲ 443,111	42,418
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 485,529	▲ 443,111	42,418	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業所が安定して運営できるよう、利用者ニーズの情報提供等の支援を適宜行っていく。	最新の利用者ニーズを正確に把握することで、事業所新規開設相談時等に情報提供することができた。	変容するニーズを正確に捉え、新規開設事業所や既存事業所が安定した事業運用となるよう支援を続けていく。
②	事業所へ区独自利用者負担軽減制度を含めた制度全体の説明を徹底し、更なる誤請求件数の減少を目指す。	請求審査時、区独自利用者負担軽減制度の制度説明や助成額の計算方法を説明することができ、誤請求件数を減らすことができている。	引き続き、制度説明を徹底していくことで、誤請求件数を減らすことに努める。
③			

他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
法定事業	
議会の質問状 況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	藤島	内線	2680		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。							
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない部分については、必要に応じ障害福祉サービスで上乗せの対象とする。							
内容	【支援の種類（介護給付）】 ○居宅介護（障害支援区分1以上※ただし、通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）…自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う。（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） ○重度訪問介護（障害支援区分4以上）…重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う。 ○行動援護（障害支援区分3以上であって、行動関連項目等の合計点数が10点以上）…自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う。 ○同行援護（障害支援区分不要※ただし、調査票の項目に該当する場合に対象となる）…視覚障がいや移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う。 【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と自己負担割合相当額（1割）とを比較して低額な方。ただし、区独自軽減策により3%負担							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付） 平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成29年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定 令和元年10月 報酬改定 令和3年 4月 報酬改定 令和4年10月 報酬改定（臨時改定） 令和6年 4月 報酬改定 令和8年 6月 報酬改定（臨時改定）							
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務の大部分を委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	居宅介護 利用実人数(人)	498	486	464	500	500	
	②	重度訪問介護 利用実人数(人)	32	31	28	35	35	
	③	同行援護・行動援護 利用実人数(人)	93	94	87	100	100	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		心身障害者（児）が在宅生活を送るために推進していく。				

[illegible]

(単位：千円)

備考	行政収入については、扶助費の費用の2分の1を国（国庫支出金）が、4分の1を都（都支出金）が負担している。扶助費について、対象者及び利用の増加に伴い増加している。
問題点・課題	○区独自の利用者負担軽減事業について、事業者の理解を深める必要がある。 ○国保連請求審査の誤請求件数を減らし、効率化を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業所へ区独自利用者負担軽減制度を含めた制度全体の説明を徹底し、更なる誤請求件数の減少を目指す。	審査請求時等において制度説明を丁寧に行ったため、制度理解の不足による誤請求は減少している。	今後も引き続き丁寧な制度説明を徹底していく。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高城		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-03	グループホーム事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の地域社会における自立した生活の促進を図る。							
対象者等	【サービス利用対象者】日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【運営費助成対象者】指定を受けたグループホーム事業者							
内容	【運営費の助成】 ・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者に訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う） ・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。 基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費） 【入居者の家賃助成】 ＜知的・身体障がい者・難病患者＞ ①所得月額73,000円未満…月額24,000円を限度に本人に助成 ②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 ＜精神障がい者＞施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年 4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年 4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる 平成26年 4月 ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定 平成30年 4月 報酬改定 平成31年 1月 都加算単価改定、要綱改定 令和元年10月 報酬改定 令和 3年 4月 報酬改定、都要領及び区要綱改正 令和 4年10月 報酬改定 令和 6年 4月 報酬改定							
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	【支給決定・支払】 直営 【共同生活援助サービス提供】指定障害福祉サービス事業者が実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	グループホーム入居者実人数(人)	260	292	298	318	344	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
重点的に推進		重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を重点的に推進する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,019	774	▲ 245	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	326,768	375,075	48,307
		維持補修費	0	0	0		都支出金	159,008	187,537	28,529
		扶助費	817,808	915,235	97,427		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	49	49
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	485,776	562,661	76,885
		賞与・退職給与引当金繰入額	142	149	7		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 333,193	▲ 353,497	▲ 20,304
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	818,969	916,158	97,189		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 333,193	▲ 353,497	▲ 20,304
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 333,193	▲ 353,497	▲ 20,304		

供	行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによるものである。
---	--

問題点・課題	○グループホームの新規開設や増設に当たっては、その後の安定的な運営がなされるように区内グループホームの利用状況等や開設準備経費助成金について相談者に対して適宜情報提供を行うとともに、事業計画が区のニーズに即したものであるか確認を行う必要がある。 ○R7年度から義務化された事業者による地域連携推進会議の開催について、事業者が適切に実施できるよう引き続き周知を図るとともに、区が推進員に選出された場合は、適切に対応することが求められる。 ○グループホームの適切な利用について、利用者や保護者に対して改めて周知する必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き定期的に入居者数の把握に努めるとともに、関係機関への情報提供を行いながら入居に繋げていく。	定期的に入居者数の把握を行い、関係機関へ情報提供を行った。	引き続き定期的に入居者数の把握に努めるとともに、関係機関への情報提供を行っていく。
②	地域連携推進会議について事業者のフォローを行うとともに、推進員の視点をもって、会議に参加していく。	地域連携推進会議の開催にあたり地域関係者と事業者をつなぐとともに、会議に出席しグループホームの状況の把握に努めた。	引き続き地域連携推進会議の事業者への支援と参加を通して、グループホームの現状を把握していく。
③	他自治体の動向を踏まえながら、適切な利用に繋げるための方法を検討する。	他自治体の動向について情報を収集した。	引き続き情報収集に努め、適切な利用に繋げるための方法を模索していく。

他 区 の 実 施 状 況		(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
	法定事業									
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成27年度 6月会議	「障害者支援について（グループホームの充実）」								
	平成28年度 9月会議	「日暮里地区のグループホーム早期開設ほか」								
	平成28年度11月会議	「障がい者施設に関する支援について」								
	平成29年度 6月会議	「区独自の運営費補助について」								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	短期入所給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	島田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-04		短期入所事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。							
対象者等	【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。 【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者							
内容	【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 【利用者負担】 障害福祉サービス費の10%を負担するが、区の独自軽減策により利用者負担割合を3%としている。 【運営費助成】 ○支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。 ○障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）							
経過	平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる 平成26年 4月 消費税率改定による報酬改定 平成27年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定（利用日数等に制限設定） 令和元年10月 消費税率改定による報酬改定 令和3年 4月 報酬改定 令和3年12月 報酬改定 令和4年10月 一部報酬改定 令和6年 4月 報酬改定							
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【支給決定・支払】 直営 【短期入所サービス提供】指定障害福祉サービス事業者が実施する							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用者数（人）	136	158	148	150	224	
	②	利用総日数（日）	8,110	8,641	7,691	8,000	9,012	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	774	95	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	58,805	65,589	6,784
		維持補修費	0	0	0		都支出金	37,855	41,309	3,454
		扶助費	137,414	144,153	6,739		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	96,660	106,898	10,238	
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	149	54	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 41,528	▲ 38,178	3,350	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		138,188	145,076	6,888	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 41,528	▲ 38,178	3,350
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 41,528	▲ 38,178	3,350	

備考

行政費用のうち扶助費の増は、報酬改定及び利用総目数の影響によるものである。

問題点・課題

○報酬改定の内容や新規開設相談などの問合せに対して適切に対応できるよう、制度内容や区の需要等の現状を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者の問合せに適切に対応するため、区における需要の把握に努めるとともに、本事業の制度理解を深める。	本事業の制度理解に努めるとともに、事業者からの問合せに対して迅速かつ適切に対応した。	引き続き事業者からの問合せに適切に対応する。また、新規開設につなげるため、区における需要の把握に努めていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	塚越	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-05		障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害福祉サービス等の利用や、単身障がい者が地域生活を送るための相談支援事業等に対して相談支援給付費を支給し、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支える支援体制の強化を図る。							
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域生活への移行・定着に際し、支援が必要な障がい者 【自立生活援助】施設やグループホームの利用経験がある居宅生活の障がい者							
内容	【計画相談支援】障害福祉サービス等の利用希望者（セルフプラン希望者を除く）は、区にサービス利用申請を行い、指定特定・指定障害児相談支援事業者から、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成を受ける。また、区からの支給決定後は、モニタリングと呼ばれる、サービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画内容を変更する。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。 【自立生活援助】居宅訪問等により障がい者の生活状況を把握・確認し、必要な助言を行う。							
経過	平成26年 アクロスあらかわにて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 ソラティオ23にて特定相談支援事業（令和元年8月障害児相談支援事業）開始 （旧・相談支援センターあらかわ）、障害者福祉課・宮本相談支援センター・ トラム相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成28年 荒川自立支援センターにて障害児相談支援事業開始 平成29年 オフィスサプライ相談支援事業所にて特定相談支援事業開始 平成30年 相談支援事業所荒川愛恵苑にて特定相談支援事業開始 令和元年 Cocorport相談支援室日暮里にて特定相談支援事業開始（旧・Grow日暮里） 令和 2年 おぐの相談室にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 令和 5年 荒川区立心身障害者福祉センターにて障害児相談支援事業開始 令和 8年 相談支援事業所ホットステーションSUN荒川にて特定相談支援事業開始							
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	サービス利用支援等件数(件)	5,776	7,161	7,411	7,530	6,500	
	②	地域移行支援件数(件)	11	7	10	10	50	
③	地域定着支援件数(件)	575	475	692	750	800		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		障がい者の安定した福祉サービスの利用及び地域生活推進のため重要な事業である。				

[illegible]

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目				6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費		1,358	1,548	190	行政収入	地方税等		0	0	0		
		物件費		0	0	0		国庫支出金		62,445	89,930	27,485		
		維持補修費		0	0	0		都支出金		49,476	44,965	▲ 4,511		
		扶助費		161,656	175,711	14,055		分担金及び負担金		0	0	0		
		補助費等		0	0	0		使用料及び手数料		0	0	0		
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		111,921	134,895	22,974		
		賞与・退職給与引当金繰入額		189	298	109		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 51,282	▲ 42,662	8,620		
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0		
		行政費用合計(b)		163,203	177,557	14,354		通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 51,282	▲ 42,662	8,620		
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 51,282	▲ 42,662	8,620					

備考	行政費用のうち扶助費の増は、サービス利用支援等件数が増加したことによる。 行政収入は、各支出金で自立支援給付費負担金を受入れている。
----	---

問題点・課題	○〔計画相談支援〕現在、区内では12事業所が稼働しているが、計画相談支援利用希望者の中にも、人材不足によりやむを得ずセルフプランでのサービス利用となっているケースもある。漏れなく計画相談支援を利用できるよう、区内事業所及び相談支援専門員を増やしていく必要がある。 ○〔地域相談支援〕区内に3事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増加している。また、地域移行支援については困難ケースや突発的に対応が必要となるケースが多いことから、こうした現状に対応できるよう、新規事業所の開設を目指していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新設した補助金事業について広く周知し、新規事業所の開設及び区内事業所の安定的な人材確保を目指す。	本事業について、区HP等において広報を幅広く行い、区内の事業者に補助金の活用を促した。	引き続き事業の活用を促すことで、事業者の運営支援と合わせて、新規事業所の開設や人材の確保を図っていく。
②			
③			

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	法定事業
議 会 質 問 状 況	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	櫻井、高橋		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-01	障害児通所支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成					
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。							
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児							
内容	【実施内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 【利用方法】 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払 【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円又は37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）。ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象。 ※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）。 0～5歳の子どもの利用者負担は無料。							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 平成30年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス追加、報酬改定 令和元年10月 3～5歳の利用者負担無償化開始、報酬改定（消費税増税に伴う改定） 令和 2年 7月 児相の設置に伴い、児童通所支援事業所の指定業務が東京都より移管となる 令和 5年10月 0～2歳の第2子以降の利用者負担無償化開始（都事業） 令和 6年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス統合、報酬改定 令和 7年 9月 0～2歳の第1子利用者の利用者負担無償化開始（都事業） 令和 7年12月 荒川区児童発達支援等事業運営費補助金交付事業を開始							
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。							
実施方法	☐ 2一部委託 ☐ 直営（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用回数（回）	53,328	58,537	75,107	96,367	96,367		
	② 事業所連絡会実施回数（回）	2	2	1	3	3		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,395	5,804	2,409	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	410,755	528,990	118,235
		維持補修費	0	0	0		都支出金	201,807	276,301	74,494
		扶助費	848,006	1,038,965	190,959		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	66	2,216	2,150		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	612,562	805,291	192,729
		賞与・退職給与引当金繰入額	473	1,119	646		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 239,378	▲ 242,813	▲ 3,435
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	851,940	1,048,104	196,164		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 239,378	▲ 242,813	▲ 3,435
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 239,378	▲ 242,813	▲ 3,435		

備考	扶助費の増は、障害児通所給付費等の増による。行政収入は、各支出金で障害児施設給付費負担金（国・都）、障害者施策推進包括補助（都加算分）を受入れている。
----	---

問題点	○度重なる制度改革に伴う制度の複雑化により、事業者ごとに制度の理解度に差異が生じている。 ○事業所の運営に関する基準の理解不足や実地検査における指摘事項が増加傾向となっており、事業の質を担保するための支援が必要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業所連絡会の内容として、運営に関する助言や集団指導などを取り入れ、事業の質を担保していく。	事業所連絡会にて、適正な運営のための助言等を行うことで、各事業所が再度運営を見直すきっかけになった。	障害児通所支援事業所同士でより連携ができるようなグループワークテーマを企画する。
②			
③			

他 区 施 状	（実施 法定事業	22	区	未実施	0	区	不明	0	区

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	コミュニケーション支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	河野、高橋		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区手話言語条例				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対しては手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、失語症者に対してはコミュニケーション支援者を派遣し、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び言語障がい者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。							
対象者等	手話・要約筆記者派遣：身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者、聴覚障がい者団体 コミュニケーション支援者派遣：失語症者と認められる者、失語症者当事者団体または関連団体 対面音訳者派遣：視覚障がい者							
内容	【①手話通訳者派遣・②要約筆記者派遣】 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に東京手話通訳等派遣センターに申し込む 【③対面音訳者派遣】 派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。 【④手話言語条例制定記念イベントの実施】 平成30年度から実施。 実施内容は上映会、手話コンサート、手話紙芝居、手話講座、デフリンピック講演会等。 【⑤コミュニケーション支援者派遣（失語症者向け）】 利用方法 事前にアクロスあらかわに登録し、必要時に申し込む。 区及び荒川区社会福祉協議会が開催する失語症サロンを実施する。							
経過	平成元年10月 事業開始 利用回数：月2回 手話通訳者派遣に係る手続きを荒川区社会福祉協議会へ委託 平成4年4月 手話通訳者・要約筆記者派遣の利用回数：月4回まで→月10回までに変更 平成12年4月 手話通訳者へ支払う報酬 1回あたり3,000円→1時間あたり1,500円に変更 平成22年6月 対面音訳者派遣事業開始 平成29年4月 委託先が(福)東京聴覚障害者福祉事業協会(東京手話通訳等派遣センター)に一本化 平成30年4月 手話通訳者の報酬が最初の1時間2,000円それ以降1時間ごとに1,500円に変更 令和6年4月 手話通訳者・要約筆記者派遣利用回数の制限を撤廃 12月 失語症者向けコミュニケーション支援事業を開始 令和7年4月 手話通訳者の報酬が最初の2時間4,500円それ以降1時間ごとに2,000円に変更 11月 失語症者向けコミュニケーション支援事業において失語症サロン事業を開始							
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 手話通訳者・要約筆記者派遣、コミュニケーション支援者派遣（失語症者向け）→委託 対面音訳者派遣→直営							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	実利用者数（手話通訳）（人）	39	39	33	43	43	
	②	派遣回数（手話通訳）（回）	707	723	636	724	724	
③	登録者数（失語症者）（人）	-	1	4	6	6		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		障がい者の社会参加を促進するために重要な事業であり、今後も手話等の普及に資するよう重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			9,723	8,569	8,786	8,988	10,244	15,118	14,371
決算額（8年度は見込み）			6,237	7,441	8,384	8,692	9,692	11,521	14,371
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	派遣回数（手話通訳、要約筆記）（回）		616	874	764	822	884	739	864
	派遣時間数（手話通訳）（時間）		1,230	1,731	1,490	1,562	1,615	1,544	1,580
	派遣回数（対面音訳）（回）		49	53	43	27	28	29	38
	登録者数（失語症者）		-	-	-	-	1	4	6
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	対面音訳派遣、6周年記念イベント謝礼等	157	報償費	対面音訳派遣、イベント謝礼、失語症支援者派遣	416	報償費	対面音訳派遣、イベント謝礼、失語症支援者派遣	921	
需用費	記念イベント関係消耗品等	225	需用費	記念イベント関係消耗品等	247	需用費	記念イベント関係消耗品等	296	
役務費	対面音訳者保険料	83	役務費	対面音訳者・失語症支援者保険料	117	役務費	対面音訳者・失語症支援者保険料	66	
委託料	手話通訳、要約筆記、失語症支援	9,167	委託料	手話通訳、要約筆記、失語症支援	10,731	委託料	手話通訳、要約筆記、失語症支援	12,840	
賃借料	記念イベント映画上映用Blu-ray賃借料	50	負担金	全国手話言語市区長会年会費	10	備品購入費	要約筆記者派遣関係備品	238	
負担金	全国手話言語市区長会年会費	10				負担金	全国手話言語市区長会年会費	10	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,599	7,197	3,598	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	9,442	11,017	1,575		国庫支出金	2,889	3,610	721
		維持補修費	0	0	0		都支支出金	1,623	2,377	754
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	250	504	254		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1	0	▲ 1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,513	5,987	1,474
		賞与・退職給与引当金繰入額	501	1,387	886		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,279	▲ 14,118	▲ 4,839
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		13,792	20,105	6,313	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,279	▲ 14,118	▲ 4,839
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,279	▲ 14,118	▲ 4,839	

備考	物件費について、手話通訳者の報酬単価の引上げに伴い、増額となった。行政収入は、地域生活支援事業補助を国庫・都支出金でそれぞれ受け入れている。
----	---

問題点・課題	・多様な場面における手話通訳者及び要約筆記者派遣のニーズの変化に対応するため、利用者や手話通訳者の意見等を取り入れながら制度や運用を適宜見直していく必要がある。また、策定した情報保障の手引の公表や意思疎通支援ツールの導入等により、合理的配慮を一層推進していくことが求められる。 ・失語症者向けのコミュニケーション支援事業の周知を図るとともに、利用者・支援者・委託先と連携しながら本事業を充実させていく必要がある。失語症サロンの参加者を個人派遣又は団体派遣へつなげていくことが課題となっている。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	要約筆記者派遣を含む事業者の合理的配慮について事業者へ理解を求めるとともに、適宜ニーズを把握しながら事業を見直していく。	区主催の講演会等で要約筆記者派遣が浸透するよう運用を見直すとともに、より具体的な配慮の方法等を記載した手引を策定した。	ニーズの把握と手引に基づいた対応を図りつつ、意思疎通支援ツールの研究も進めることで、庁内外の合理的配慮を一層進めていく。
②	失語症者コミュニケーション支援事業の普及啓発を行うとともに、サロンの開催を検討していく。	関係機関と連携し、失語症サロンを開催した。	失語症サロンを定期的に開催し、内容を充実させる。また、サロン参加者を個人派遣につなげるため課題を整理していく。
③	開催を今年に控えたデフリンピックを広く周知するとともに、より多くの区民が手話に親しむことができるイベントを実施する。	デフリンピックの紹介やデフ卓球選手によるデフ卓球イベントの他、キャラバンカーを招致するなど大会の機運醸成に努めた。	引き続き、障がいの有無にかかわらず楽しむことができる手話イベントを実施する。
他 状況 の実	(実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区)
況 (要 質 問 状	平成21年度11月会議 平成28年度11月会議 平成29年度2月会議 平成29年度11月会議	「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-14		戦略プラン		○ 協働		○ 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		日常生活用具給付事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺		担当者名	
				担当		藤島		内線		2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-02		日常生活用具給付事業費									
事務事業の種類		○ 新規事業		（ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 44		（ 1969 ）		年度		根拠		障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等			
終期設定		○ 有 ● 無		（ ）		年度		法令等					
実施基準		● 法令基準内		● 都基準内		● 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		08		障がい者の住まい・日常生活に対する支援							
目的		在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。											
対象者等		区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。 日常生活用具の給付を希望する本人または配偶者（18歳未満の障害児は住民票が同一世帯全員）のうち住民税（区民税）の所得割額が年間46万円以上の方がいる場合は対象外となる。											
内容		【給付種目】 ※令和4年4月～在宅人工呼吸器使用者への電源機器3品目を下記に加える。 ○障がい者（児）①介護・訓練支援用具…特殊寝台（基準額：162,800円）等 ②自立生活支援用具…入浴補助用具（基準額：90,000円）等 ③在宅療養等支援用具…ネブライザー（基準額：36,000円）等 ④情報・意思疎通支援用具…ポータブルコーダー（基準額：85,000円）等 ⑤排泄管理支援用具…蓄便袋（基準額：13,000円）等 ※手帳交付前はストマ購入費助成にて助成する。 ⑥住宅改修費…小規模住宅改修（基準額：200,000円） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 ○難病患者 【給付方法】 申請に基づき、給付対象品目を給付する。用具の給付については業者に委託する。 【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。											
経過		昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正） 平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入 平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる 平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始 令和 4年 4月 在宅人工呼吸器使用者への電源機器の給付開始 令和 6年 4月 18歳未満の障がい児に対する給付費の所得制限撤廃 令和 7年 4月 18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化 令和 7年12月 紙おむつの給付基準額改定 令和 8年 4月 視覚障がい者用音声式血圧計追加 令和 8年 8月 ストーマ用装具の給付基準額引き上げ（予定）											
必要性		障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】 直営 【給付】 業者委託											
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明					
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)						
	①	給付件数・児童分（件）	36	54	72	65	65	一般及びストーマ					
	②	給付件数・成人分（件）	3,175	3,152	3176	3331	3,331	一般及びストーマ					
③	給付件数・難病分（件）	3	7	7	13	13							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等										
8年度			9年度										
推進			推進		日常生活用具給付事業は法定事業、ストーマ用具購入費助成は対象者の経済的負担軽減のために必要な制度であり、来年度以降も推進していく。								

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,173	2,476	303	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	10,975	10,463	▲ 512
		維持補修費	0	0	0		都支出金	5,487	5,232	▲ 255
		扶助費	39,034	40,738	1,704		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	16,462	15,695	▲ 767
		賞与・退職給与引当金繰入額	302	477	175	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,047	▲ 27,996	▲ 2,949	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	41,509	43,691	2,182	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,047	▲ 27,996	▲ 2,949	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,047	▲ 27,996	▲ 2,949		

備考	行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。 行政費用の扶助費は、成人および難病が微増、児童は増となったため、プラスとなった。
----	---

問 題	○利用者のニーズに応じて、給付基準額の見直しや用具の種目の追加について、他区の状況を確認しながら、都度検討をしていく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き利用者から相談があった新しい用具や基準額について、他区の支給状況を確認しながら検討していく。	利用者からのニーズに対し、紙おむつの給付基準額について、基準額の引き上げを行った。	引続き相談があった新しい用具や基準額については、他区の支給状況や利用希望者の声を傾聴し、都度検討する。
②	令和7年度から、障がい児に対する給付分について、自己負担分の無償化を行う。	障がい児に対する給付分の、自己負担分の無償化について、適切に対応を行った。	事業改正に伴い、引き続き事業内容の周知に努めるとともに、意見や要望に対して柔軟に対応を行う。
③			

他 区 施 状	（実施 法定事業	22	区	未実施	0	区	不明	0	区

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	移動支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	島田		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）移動支援費支給事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、都内の特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者							
内容	【事業の位置付け】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施 【実施方法】 (1) 個別支援型…ガイドヘルパーがマンツーマンで移動介助及び移動中の日常的な介助を行う (2) グループ支援型…利用者複数名に対しガイドヘルパー1名もしくは複数名で介助を行う 【内容】 以下に掲げる移動時における移動介助及びこれに不随する日常的な介助を行う。 (1) 病院等への通院 (2) 公共機関、金融機関等での手続き (3) 文化教養及びスポーツ活動 (4) 特別支援学級等への通学、通所等 (5) 冠婚葬祭 (6) その他区長が必要と認める外出 【費用】 利用者負担なし（本人及びガイドヘルパーの交通費等を除く） 【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用							
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行 平成23年10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行 令和 3年 4月 サービス単価の改定 令和 4年 4月 サービス単価の改定 令和 7年 4月 サービス単価の改定 令和 8年 4月 身体介護伴わないのサービス単価の改定・グループ型支援導入							
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【決定・支払】 直営【サービス提供】 都道府県知事が指定する居宅介護における身体介護の提供事業所・荒川区社会福祉協議会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	移動支援提供時間数(時間)	88,839	87,390.5	88381.5	92,067	93,614	
	②	身体介護を伴う移動支援提供時間数(時間)	77,762	78,075	78332.5	85,499	83,317	
③	身体介護を伴わない移動支援提供時間数(時間)	11,078	9,315.5	10,049	10,568	10,297		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進		障がい者の社会参加を促進するために必要な事業であるため、推進する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,112	6,578	466	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	107,643	103,856	▲ 3,787
		維持補修費	0	0	0		都支出金	59,481	57,878	▲ 1,603
		扶助費	364,885	370,096	5,211		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	85	0	▲ 85
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	167,209	161,734	▲ 5,475
		賞与・退職給与引当金繰入額	851	1,268	417		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 204,639	▲ 216,208	▲ 11,569
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	371,848	377,942	6,094		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 204,639	▲ 216,208	▲ 11,569
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 204,639	▲ 216,208	▲ 11,569		

備	行政収入は、地域生活支援事業補助金（国庫支出金103,856千円、都支出金51,924千円）、障害者施策推進市
考	区町村包括補助事業補助金（都支出金）5,935,500円を受入れた。

- | | |
|-----|--|
| 問題点 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ効率的な事業の実施方法について検討していく必要がある。 ・身体介護なしのサービス提供において、ガイドヘルパーの成り手が不足している。 ・サービス単価を改定した場合には事業者に対し周知漏れがないよう適切に対応していく必要がある。 |
|-----|--|

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者の需要や事業者の実態を把握し、必要に応じて事業の見直しを行う。	実施方法について事業者の需要を確認し、グループ支援型を導入することで限られた人材の中で効率的に事業を実施できるように検討し、準備を進めた。	想定されるグループ支援型の導入の効果を把握し、導入した。新サービスを利用してもらうため周知を行っていく。
②	身体介護なしのヘルパーが不足している現状について、区として対策ができないか検討していく。	人材不足の解消を目的として、身体介護なしの報酬単価を引き上げを検討し、実施準備を進めた。	他区の動向を注視し、妥当な報酬単価の設定をしていく。
③	サービス単価改定があった際の周知方法について、検討していく必要がある。	HPだけでなく、メールやFAXを用いて周知を行った。	引き続き、サービス単価改定について、メール、FAX、電話を用いて漏れのないよう周知していく。

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	法定事業					

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日中一時支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-04	日中一時支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成					
目的	特別支援学校等に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。							
対象者等	荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に介護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。							
内容	実施内容：障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。 併給関係：利用対象者は、日中一時支援を利用している間においては、訪問介護サービスその他の居宅支援サービス等を利用することができない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（令和7年3月末現在都内2ヶ所）							
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始							
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がい児（者）の活動場所の確保のため必要である。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（社福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	おぐのあかり 延べ利用者数（人）	236	317	187	200	200	
	②	スニーカー 延べ利用者数（人）	1,149	1,006	939	1000	1,000	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	障がい者等の活動場所の確保や家族の休息等を支援するために必要な事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	30,902	30,139	▲ 763		国庫支出金	8,568	7,739	▲ 829
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,284	3,869	▲ 415
		扶助費	50	27	▲ 23		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	12,852	11,608	▲ 1,244
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,487	▲ 19,020	▲ 533	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	31,339	30,628	▲ 711	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,487	▲ 19,020	▲ 533	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,487	▲ 19,020	▲ 533		

行政費用のうち物件費は、2施設への日中一時支援委託料となっている。
行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点	利用者の活動の場の保障と、ご家族の一時的な休息を支援していくことは重要な役割である。万全な安全管理体制を大前提とした上で、利用者一人一人がより快適かつ充実した時間を過ごせるような活動環境の質的向上を図ることが求められている。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者のニーズに沿ったレスパイトサービスの提供に向け、環境整備を行っていく。	事業者と情報共有を行いながら、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい体制づくりを検討した。	創作活動やレクリエーションといった心身のリフレッシュや自己表現の機会を増やすことで快適な利用環境を構築していく。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施	19	区	未実施	0	区	不明	3	区)
		【指定管理】中央区、品川区（一部委託有）、江戸川区（一部委託有）【委託】渋谷区、千代田区、港区、新宿区、墨田区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区、豊島区【事業者登録】文京区【指定】板橋区								

○令和2年2月議会 西目暮里六丁目施設の防火扉について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	訪問入浴サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	中畑	
			担当者名	森泉		内線	414	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。							
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。							
内容	①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する（看護師、介助員計3名で対応）。 ②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 ③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）。 ④利用者負担は入浴サービスについてはなし。 ⑤サービス時間は一次事業者が（午前8時30分～午後5時30分）、二次事業者が（午後3時～午後5時）							
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぽぽセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。 令和 7年 4月 時間区分が異なる2事業者に委託する方法に変更 令和 8年 2月 理容サービス併用廃止							
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が地域生活する上で、入浴支援は欠かせない重要な支援である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指名競争入札による。委託先：R2～R4は(株)愛和、R5～R6はアースサポート(株)、R7以降は一次はアースサポート(株)、二次が大起エンゼルヘルプ(株)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	延べ入浴利用回数（回）	658	578	508	676	676	一次542回、二次134回
	②	登録人数（人）	16	15	16	16	15	R7の一次13人、二次3人
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		心身障がい者の福祉向上を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	774	434	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	5,433	6,138	705		国庫支出金	1,867	2,218	351		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	933	1,110	177		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,800	3,328	528		
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	149	102		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,020	▲ 3,733	▲ 713		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			5,820	7,061	1,241	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 3,020	▲ 3,733	▲ 713
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 3,020	▲ 3,733	▲ 713

備考	行政費用については訪問入浴サービス業務委託料（物件費）の割合が高い。物件費は、訪問入浴の利用実績回数は減少したが、契約単価が増額となったため、705千円の増となった。行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受け入れている。
----	---

問題点・課題
訪問巡回入浴の実施回数は年度ごとに増減があり、一定の安定性がない。登録人数はあまり増えておらず、利用者の確保と拡大が課題である。今後も利用者の多様化やニーズ把握、安定的なサービス提供のための運営体制の強化を行っていく。

訪問入浴の利用者のニーズの把握に努めた結果、夕方の時間帯に入浴を希望する方がいることが判明し、7年度から夕方の時間帯を希望する方への入浴サービスの提供を開始したが、登録者は多くなく、今後は制度の周知に一層努め、必要なサービスを提供していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ニーズ把握をもとに、より多くの方が利用できるようにするために、時間区分が異なる2事業者と契約をした。	7年度から夕方時間帯を希望する方の利用が可能になり、入浴サービスの利用に繋がり、利便性が向上した。	利用者ニーズに合ったサービスが持続的に提供されるよう、引き続き利用者の家族や事業者等から意見聴取等を行う。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	手話講習会事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	高橋	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-03-06		手話講習会事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61（ 1986 ）年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。							
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。							
内容	・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークル関係者 ・受講者 区報等による公募 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 - 初級コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各50名程度 - 中級コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各30名程度 - 上級コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各20名程度 - 手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各20名程度 - 手話体験会（未経験者を対象） 3回（1回2時間） 定員各20名程度							
経過	平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回→30回） 平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000→11,500円、助手：3,000円→5,750円 ※中級と同額） 平成28年 4月 回数増 初級～上級（30回→40回） 通訳養成（20回→30回） 平成29年 4月 開講時間の一部見直し（一部コースの昼開講を朝開講へ変更 養成：夜開講→昼開講） 平成30年 4月 養成コースの充実（夜コースを追加、回数増：30回→40回） 手話体験会：年3回（未経験者を対象） 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手話講習会は中止（手話体験会は実施） 令和3年 対面による講習会の他、オンラインによる講習会を実施 令和6年 12月 手話通訳者全国統一試験を導入							
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話通訳奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【委託先】荒川区社会福祉協議会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	初級・中級コース修了者数(人)	91	76	48	71	71	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
	②	上級・奉仕員養成コース修了者数(人)	6	7	16	14	14	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
③	手話通訳者登録数(人)	1	2	1	4	4	上級・養成コース修了者が手話通訳者として登録する指標	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度	9年度							
継続	継続	手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、今後も手話の普及に資するよう継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,698	2,321	623	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	6,868	6,805	▲ 63		国庫支出金	2,132	2,009	▲ 123
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,066	1,005	▲ 61
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,198	3,014	▲ 184
		賞与・退職給与引当金繰入額	236	448	212		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,604	▲ 6,560	▲ 956
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		8,802	9,574	772	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,604	▲ 6,560	▲ 956
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,604	▲ 6,560	▲ 956	

行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。

問題点	○受講者数が減少しているため、ニーズに見合った講習会の実施となるよう取り組む必要がある。 ○手話通訳者全国統一試験の導入により荒川区手話通訳者登録審査基準が変更となったため、円滑な運営が求められる。
-----	---

問題点・課題の改善策

		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価		令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	引き続き、手話体験会の内容を検討しながら、普及啓発を行っていく。			手話体験会の参加状況や参加者の反応等を踏まえ、今後の事業展開に向けた課題の把握に努めた。		手話体験会の内容を引き続き検討するとともに、対象者や実施方法を工夫し、手話講習会の普及啓発を行っていく。	
②	関係機関と連携し手話通訳者全国統一試験の導入が円滑に進むよう対応すると共に、受験に向けた講習内容を検討していく。			関係機関と連携を図りながら、手話通訳者全国統一試験の導入に伴う事務手続や運用方法について整理し、見直した。		全国統一試験の出題傾向や評価基準を踏まえ、試験対策として効果的な講習となるよう、講習内容の検討を進める。	
③							
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	中筋		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援						
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、福祉の増進に資することを目的とする。							
対象者等	【教習費助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得税額が40万以下の者。【改造費助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者。							
内容	【教習費助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） 実際に要した経費の2/3と区が規定する助成限度額を比較し、少ない方を助成（前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税＝164,800円、所得税42,000円以下＝144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内＝123,600円 ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合） 【改造費助成】 （対象経費） 自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）							
経過	【教習費助成】 平成14年 6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。							
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	自動車運転教習費助成者数（人）	3	2	1	2	3	
	②	自動車改造費助成者数（人）	0	1	0	2	2	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		心身障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	387	▲ 292	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	299	165	▲ 134		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	75	▲ 20		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,073	▲ 627	446
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,073	627	▲ 446		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,073	▲ 627	446
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,073	▲ 627	446		

供	行政費用（扶助費）については、自動車運転教習費助成が大半を占めている。
---	-------------------------------------

問題点	自動車教習費助成及び自動車改造費助成を受けるにあたっては、事前に申請が必要であり、助成額においては、実際に要した対象経費の2/3と区の助成限度額を比較しどちらか少額な方が助成される等、当事業の概要について理解しやすいよう示す必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、利用者から質問があった際に、迅速に対応ができるように努める。	利用者から助成に関する手続に関して、質問があった際に迅速に対応することができた。	引き続き、手続や助成額等について、利用者に対し理解しやすい案内となるよう努める。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	【運転教習費助成】旧都基準上乘せ実施 3 区 (目黒・渋谷・江戸川)				【自動車改造費助成】 3 区 (中央・目黒・江戸川)	

議会議問状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	基幹相談支援センター事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	小林	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-03-08		基幹相談支援センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化等、障がい者を取り巻く環境が複雑化しており、一般的な相談支援では対応が困難なケースを早期に適切な機関にスムーズにつなぐことのできる相談支援拠点が求められている。基幹相談支援センターは、相談等の業務を総合的に行う機関として、相談支援の中核的役割を担い、地域の相談支援体制の充実を図る。							
対象者等	障がい者当事者及び家族や障害サービス提供事業所等を含めた関係者							
内容	地域における障がい者に関する相談の支援拠点として、以下の事業を総合的に行う。 ○障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する事業 (1) 総合的及び専門的な相談支援 (2) 地域における相談支援体制の強化 (3) 地域移行支援及び地域定着支援の促進 (4) 障がい者等の権利擁護及び虐待の防止 ○医療的ケア児等総合支援事業実施要綱（平成31年3月27日障発0327号第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の4(4)及び(7)に掲げる事業（医療的ケア児等地域コーディネーターについては「医療的ケア児等支援事業費」に予算を計上） (5) 医療的ケア児等とその家族への支援 (6) 障がい者等に対する居住支援や重層的支援							
経過	平成29年度	自立支援協議会で「相談支援部会」が発足し、具体的な検討を開始。						
	平成30・31年度～	具体的な体制について官民共同で検討。						
	令和 2年度	基幹相談支援センターの実効性を高められるよう、事業者間の連携を高める取組として研修等を実施。						
	令和 3年度	エコセンター・たんぽぽセンター2Fの一部を改修して、11月に開設						
	令和 4年度	指定特定・指定障害児相談支援事業者が作成したサービス等利用計画のモニタリング結果について検証業務を開始。						
	令和 7年度	医療的ケア児等とその家族の相談に応じ、必要なサービスを紹介するとともに、必要な関係機関につなぐ医療的ケア児等地域コーディネーターを配置。						
		2月にたんぽぽセンター2Fから荒川区福祉部分室（旧南千住第三幼稚園内）に移転						
必要性	支援困難ケースや相談先がわからない場合等の総合相談窓口や、事業者の支援する上での課題に対して、指導・助言をしてくれる拠点ができること、区全体の相談支援の質の向上が見込め、さらには困難な障がい者が安心して暮らすことができる地域につながることから必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 委託先 社会福祉法人ソラティオ							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談延べ件数（件/年）	2,126	2,531	2,312	2,336	3,232	
	②							
	③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度	9年度							
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化など環境が複雑化し、また民間サービス提供事業者も増加する中、地域における相談支援の中核的役割・相談等の業務を総合的に支援するセンターの役割は重要である。						

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		25,771	30,577	30,577	30,577	30,577	31,140	31,114
決算額（8年度は見込み）		25,248	30,577	30,577	30,577	30,577	31,111	31,114
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	相談延べ件数（件/年）	481	1,498	2,007	2,126	2,531	2,312	2,336

[illegible]

(単位：千円)

勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	1,222	2,554	1,332	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	30,577	31,111	534		国庫支出金	8,480	7,854	▲ 626
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,188	3,899	▲ 289
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	12,668	11,753	▲ 915
		賞与・退職給与引当金繰入額	170	492	322		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,301	▲ 22,404	▲ 3,103
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	31,969	34,157	2,188		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 19,301	▲ 22,404	▲ 3,103
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 19,301	▲ 22,404	▲ 3,103			

備考	行政費用は主に物件費であり、基幹相談支援センター運営業務にかかる委託料である。行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受け入れている。
----	--

問題点・課題	基幹相談支援センターが地域において効果的に機能するよう、障がい福祉の支援に係る関係者との連携を密にし、地域への定着を図るとともに、各相談支援事業所が担う個別の相談支援から基幹相談支援センターが担う専門的総合的な相談支援まで、地域における重層的な相談支援体制の構築が課題となる。また抽出した地域課題の解決に向けて各種関係機関と連携を図りつつ、地域の当事者支援の質の向上を図るべく、基幹相談支援センターが中心となって人材育成を行っていく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策			
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域課題の抽出を行うほか、地域の関係機関と連携を図り、重層的な相談支援体制の構築に取り組む。	地域の関係機関と密に連携を取りつつ、重層的支援体制の構築、支援職員の人材育成に取り組み、地域全体のサービスの質の向上を図った。	引き続き地域の関係機関と密に連携を取るとともに、地域関係者と関わっていく中で抽出した地域課題の解決に向けて取り組む。
②			
③			

他 施 状 況 の 実 施 区 の 実	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
	直営は12区、委託は9区、直営・委託共は1区								

況 議 会 質 問 状 (要 旨)	令和2年決算特別委員会「基幹相談支援センターの運営の在り方について」
	令和2年10月福祉・区民生活委員会「基幹相談支援センターの開設・運営について」
	令和3年決算特別委員会「基幹相談支援センターについて」
	令和4年決算特別委員会「基幹相談支援センターの実施状況について」
	令和5年12月福祉・区民生活委員会「基幹相談支援センターの在り方について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高橋		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	利用者負担軽減費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による経済的負担を軽減する。							
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所系サービス対象							
内容	【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅または通所サービス系の利用者負担割合を10%から3%とする。また、所得区分に応じた利用者負担上限額が37,200円である在宅・通所サービス利用者の負担上限額を半額とする。なお、0歳から2歳までの児童に係る利用者負担については、荒川区児童発達支援等利用者負担額助成事業により無償とする。 【高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス等給付費として支給する。 【新高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、非課税世帯対象） 65歳になるまで、5年間障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たせば、介護保険の利用者負担額を、新高額障害福祉サービス等給付費として支給する。							
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。 平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。 平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の利用者負担上限月額が0円となる。合わせて都制度が終了。 平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる。 平成30年 4月 障害者総合支援法一部改正に伴い、対象サービス追加（就労定着支援・自立生活援助）及び新高額障害福祉サービス費が開始となる。 令和 7年 9月 荒川区児童発達支援等利用者負担額助成事業を実施し、0～2歳児の利用者負担額を無償化							
必要性	市町村民税課税世帯については、障害福祉サービス等を利用する際に利用者負担が発生する。障がい者が重度で多くの障害福祉サービス等を必要とする障がい者ほど、利用者負担が高額となってしまうため、充実した障害福祉サービス等の利用のためにも必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【資格決定】直営 【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への直接払い。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	利用者負担軽減対象者数（人）	861	917	1028	1151	1151	障がい児通所含む
	②	高額対象者（人）	30	44	0	50	50	
③	新高額対象者（人）	0	13	0	23	23		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		安定したサービス利用のために必要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			18,934	17,750	17,442	21,898	28,311	26,818	26,009
決算額（8年度は見込み）			12,791	14,451	14,843	20,531	25,168	23,853	26,009
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	利用者負担軽減対象者数（人）		665	694	772	861	917	1,028	1,151
	高額対象者（人）			0	0	30	44	0	50
	新高額対象者（人）			15	0	0	13	0	23
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助金	利用者負担軽減	19,430	需用費	周知用チラシ用紙	0	需用費	周知用チラシ用紙		7
扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	5,738	負担金補助金	利用者負担軽減	23,853	扶助費	利用者負担軽減費・新高額障害福祉サービス等給付費		26,002
			扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	0				

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	6年度	7年度	差額	6年度		7年度	差額		
	給与関係費	1,019	387	▲ 632		地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	4,161	710	▲ 3,451
	維持補修費	0	0	0		都支出金	2,043	2,598	555
	扶助費	5,738	0	▲ 5,738		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	19,431	23,853	4,422		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	306	0	▲ 306
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,510	3,308	▲ 3,202
	賞与・退職給与引当金繰入額	142	75	▲ 67		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,820	▲ 21,007	▲ 1,187
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	26,330	24,315	▲ 2,015		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 19,820	▲ 21,007	▲ 1,187
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 19,820	▲ 21,007	▲ 1,187		

注	行政収入は、自立支援給付費国庫負担金（国・都）を概算で受入れており、実績に応じて翌年度返還する。
---	--

問題点・	○障害福祉サービス等の利用者増加に伴い、荒川区への請求が初めてとなる他区の事業所から、区独自助成の計算方法についての問合せが増えており、算定誤りを防ぐため、正確な制度説明を行うと同時に適切な周知をする必要がある。 ○事業所によって、区自治体助成の算定誤りが長期間にわたる場合があり、是正をする必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業所の算定誤りを防ぐため、引き 続き制度周知に努め、過誤対応につ いては事業所の状況に応じて柔軟に 対応していく。	算定誤りが確認された事業所に対 し、制度内容や算定方法について個 別に説明を行うことで、算定誤りの 是正及び制度理解の向上を図った。	算定誤りの未然防止に向け、事業 所からの相談に早期に対応できる 体制を維持するとともに、引き続 き制度周知を行っていく。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。			

況議 会	平成28年度6月会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」
---------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	島田		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-05-01		重度脳性麻痺者介護人派遣事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護遣事業運営要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内		☒ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住の20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。							
内容	【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 【介護回数】月12回以内 【単価】6,560円／回（自己負担なし） 【介護内容】外出介助等 【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払 ※東京都重度心身障害者手当（6万円／月）との併給可							
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成 9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単 要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 平成15年 4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 平成16年 7月 ①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止							
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。							
実施方法	（ ☐ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用実人数（人）	0	0	0	1	1	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	重度の脳性麻ひ者を介護し生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			945	473	116	21	0	453	473
決算額（8年度は見込み）			0	0	0	0	0	0	473
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	利用実人数（人）		0	0	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	介護人謝礼	0	報償費	介護人謝礼	0	報酬費	介護人謝礼	473	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 387	▲ 462	▲ 75	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		387	462	75	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 387	▲ 462	▲ 75
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 387	▲ 462	▲ 75

行政収入は、在宅障害者福祉事業費等補助金を受け入れているが、利用がなかったことから受け入れ実績はなかった。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
		実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田
		金額加算：2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ：2区（豊島・江戸川）

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-23		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		在宅レスパイト事業		部課名		福祉部障害者福祉課		
				担当者名		中筋		
				課長名		渡辺		
				内線		2693		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-02		留守番看護師派遣事業費				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 21（ 2009 ）年度		根拠		荒川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		実施要綱		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的		在宅で医療的ケアの必要な重症心身障害児者等に対し、看護師等の派遣を実施することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び家族の負担軽減を図る。						
対象者等		区内に住所を有する者で、次のすべてに該当する者。①18歳未満の時点で、愛の手帳（1.2度）及び身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1.2級）を取得した者、又は医療的ケアを日常的に受けている者 ②医療保険等による訪問看護を利用又は利用を予定している者 ③在宅で生活している者						
内容		【内 容】看護師等が対象者の居宅又は特別支援学校を訪問し、医師の指示書に基づき、家族に代わり看護及び医療行為を行う。 【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。 【利用時間】1回あたり2時間～4時間（30分単位） 【利用時間上限】最大288時間（申請月による） 【自己負担】無料 【単価／回】〔正看護師〕17,900円～35,300円 〔准看護師〕16,160円～31,820円（利用時間による）						
経過		平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回） 平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回） 令和4年 11月 対象者に医療的ケア児を追加 令和5年 2月 派遣時間（96時間→144時間） 令和7年 4月 派遣回数の規定を廃止 利用時間の変更（3時間以内→2時間から4時間まで、30分単位） 利用上限時間増（週3時間年間144時間→年最大288時間） 令和8年 4月 派遣場所に特別支援学校を追加 事業名を「重症心身障害児者等在宅レスパイト事業」へ改定						
必要性		医療的ケアを要する重症心身障害児者及び医療的ケア児は常時の見守りが必要であり、受入が可能な短期入所施設等が限られている。そのため、家族の負担が大きく、負担軽減の必要性は高い。						
実施方法		（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に看護師等を派遣する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	在宅レスパイト実利用者数（人）	27	39	32	40	40	令和7年度から要綱改正により実績を利用時間で管理する。
	②	在宅レスパイト派遣時間（時間）	-	-	3,973	4,500	4,500	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		本事業の実施により介護者の負担軽減を図り、重症心身障がい児者の健康の保持と安定した地域生活を推進していく。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			23,115	22,200	22,085	46,967	38,573	53,143	51,986
決算額（8年度は見込み）			17,138	18,359	20,021	27,660	35,477	35,605	51,986
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	留守番看護師実利用者数（人）		12	13	22	27	39	32	40
	留守番看護師派遣日数（日）		427	482	525	839	1,128	-	-
	留守番看護師派遣人数（人）		638	683	742	1,028	1,287	-	-
	留守番看護師派遣時間（時間）		-	-	-	-	-	3,958	4,500
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	お茶	0	需用費	お茶	0	需用費	お茶	7	
役務費	指示書・意見書	424	役務費	指示書・意見書	244	役務費	指示書	306	
役務費	研修会等	0	役務費	研修会等	0	役務費	研修会等	37	
委託料	留守番看護師	35,053	委託料	留守番看護師	35,361	委託料	留守番看護師	51,636	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,074	3,869	▲ 205	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	35,477	35,605	128		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9,816	11,435	1,619
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	9,816	11,435	1,619	
		賞与・退職給与引当金繰入額	567	746	179	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 30,302	▲ 28,785	1,517	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		40,118	40,220	102	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 30,302	▲ 28,785	1,517
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 30,302	▲ 28,785	1,517	

備考	行政費用のうち物件費は看護師派遣委託料等となり、決算額は令和6年度から7年度にかけて微増で推移している。行政収入は、在宅レスパイト・就労等支援事業補助金を受け入れている。
----	---

問題点・	○医療的ケア児に対する事業の必要性が高くなっているため、訪問看護事業所及び保健所等と連携をとり事業の周知を図る必要がある。 ○令和8年度から在宅だけでなく特別支援学校でも利用可能とすることに伴い、事業所・利用者へ適切な周知を行う必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者に対して最新契約事業所一覧の配布を行いつつ、相談支援事業所など他機関にも周知の協力を仰ぐ。	利用者に対して最新契約事業所一覧の配布を行うことにより、事業者選定の活用に役立ててもらえた。	関係機関と連携を図り事業の周知を行うと共に、より利用しやすい実施方法にするための検討を進める。
②	令和7年度からの制度改正内容や、変更に伴う注意点を周知するとともに、より利用しやすいサービスにするための検討を進める。	令和7年度からの変更に伴う注意点の周知を行い、利用者や事業所からの意見や要望に対しても柔軟に対応をした。	令和8年度からの制度改正に関する情報を確実に周知徹底し、あわせて利便性の向上に向けたサービス拡充を推進していく。
③			

他 施 状 況 の 区 の	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	～令和3年度 重症心身障害児等在宅レスパイト事業として実施 令和4年度～ 在宅レスパイト・就労支援事業として実施

況 議 会	令和3年度2月会議	「医療的ケア児及びその家族に対する支援について」
	令和4年度9月会議	「医療的ケア児の看護師派遣制度について」

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-05-24			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		補装具費支給事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	
					担当者名		藤島		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-06-01		補装具費支給事業費						
		01-06-02		中等度難聴児補聴器購入費助成事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 24（ 1949 ）年度			根拠		障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		に係る補装具業者の登録等に関する要綱等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援						
目的		【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。 【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対しコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。								
対象者等		・身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） ・中等度難聴児（補聴器、その付属品）								
内容		【補装具の種類】 ○視覚障がい者…視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障がい者…補聴器、人工内耳、デジタル方式補聴システム ○肢体不自由者…義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 ○難病患者…眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 ○中等度難聴児…基準に規定する基本構造を満たす補聴器及び付属品 【支給方法】対象者からの申請に基づき、給付種目の給付に係る費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行い、本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。 【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり								
経過		平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円） 平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる） 平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる 平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める 平成25年 8月 中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定） 平成30年 4月 法改正により、貸与が補装具費の支給対象となる 令和 3年12月 中等度難聴児補聴器購入費助成要綱改正により補聴器の付属品一式が支給対象となる（ワイヤレスマイク、受信機、オーディオチュー） 令和 6年 4月 法改正により障がい児の補装具購入費等における所得制限撤廃 令和 7年 4月 18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化								
必要性		障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は不可欠であり、必要性は高い。								
実施方法		（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	① 補装具交付（件）	243	238	255	255	255	成人及び児童			
	② 補装具修理（件）	156	165	151	151	151	成人及び児童			
③ 中等度難聴児補聴器（件）	2	3	3	2	2					
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		補装具費の支給は法定事業、中等度難聴児補聴器購入費助成事業は中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業であることから、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			43,086	40,788	44,627	44,955	42,751	46,613	46,156
決算額（8年度は見込み）			40,229	38,614	33,758	44,343	36,992	41,780	46,156
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	交付（件）		212	244	224	243	238	264	500
	修理（件）		154	166	165	156	165	150	300
	中等度難聴児補聴器（件）		4	2	1	2	3	3	5
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	補装具	36,344	扶助費	補装具	41,560	扶助費	補装具		45,338
扶助費	中等度難聴児補聴器	648	扶助費	中等度難聴児補聴器	220	扶助費	中等度難聴児補聴器		818

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,236	4,051	815	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	21,526	23,043	1,517
		維持補修費	0	0	0		都支出金	13,154	11,785	▲ 1,369
		扶助費	36,992	41,780	4,788		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	34,680	34,828	148
		賞与・退職給与引当金繰入額	450	781	331		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,998	▲ 11,784	▲ 5,786
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	40,678	46,612	5,934		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,998	▲ 11,784	▲ 5,786
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,998	▲ 11,784	▲ 5,786		

備考	行政費用の扶助費は、成人が増となったため、プラスとなった。行政収入については、扶助費の補装具費用を介護給付・訓練等給付負担金（国1/2、都1/4）で、中等度難聴児補聴器費用を障害者施策推進区市町村包括補助事業費（都1/2）で受け入れている。
----	--

問 〇中等度難聴児補聴器購入費助成を必要とする対象者に対し、周知を行い、利用の拡大を図る必要がある。
 〇令和7年4月より、18歳未満の障がい児の補装具給付費を無償化したため、継続して周知を図っていく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組み 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組み 具体的な改善内容
①	利用者から中等度難聴児補聴器購入費助成の相談があった際には、適切に案内ができるよう他係との連携を徹底する。	利用者から中等度難聴児補聴器購入費助成の相談があった際に、他係との連携をとることで適切に案内を行うことができた。	他係との連携の強化を図り、利用者や事業所からの相談に対し、適切に案内を行う。
②	18歳未満の障がい児の補装具給付費を無償化したため、事業の周知を適切に行う。	18歳未満の障がい児の補装具給付費の無償化に伴う事業の周知を適切に行い、利用を促進した。	引き続き、18歳未満の障がい児の補装具給付費の無償化に伴う事業の周知を適切に行い、事業の定着を図る。
③			
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 補装具：法定事業 中等度難聴児：実施22区	未実施 0 区	不明 0 区

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	藤田・植松		内線	2694	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-01		理美容サービス事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援						
目的	理美容店でサービスを受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理美容師を派遣してサービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。							
対象者等	65歳未満で区内に住所を有し、常時寝たきり又はこれに準ずる状態にある者で、次の要件を備えるもの（1）下肢または体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者（2）知的障がいの程度が1度又は2度の愛の手帳を有する者 【所得制限なし自己負担金あり】							
内容	【実施内容】 ・理容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪）・美容（カット及びブロー）のサービスを行う。 【単 価】 7,000円 【自己負担金】住民税課税の者→ 2,000円 住民税非課税者→ 1,000円 【年間交付枚数及び金額】年間6枚 42,000円（7,000円×6枚） ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。							
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。						
	平成12年4月	自己負担金導入						
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを追加						
	平成26年4月	サービス単価を4,850円から5,000円に変更						
	平成30年4月	委託先を社会福祉協議会から東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に変更。						
	平成31年4月	サービス単価を5,000円から6,000円に変更 自己負担金変更 住民税課税者1,950円→2,000円 ／ 住民税非課税者970円→1,000円						
	令和 6年4月	顔そりサービスを廃止						
	令和 7年4月	サービス単価を6,000円から7,000円に変更						
必要性	理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を維持・向上させる上で必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	理美容券支給者数（人）	27	26	26	25	25	
	②	利用枚数（枚）	56	49	53	51	51	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者の生活環境を維持・向上させる上で必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			433	418	387	372	313	378	311
決算額（8年度は見込み）			327	358	305	292	257	319	311
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	理美容券支給者数（人）		26	26	25	27	26	26	25
	利用枚数（枚）		65	71	69	56	49	53	51
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	2	
役務費	郵便費	2	役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	3	
委託料	事業費	255	委託料	事業費	318	委託料	事業費	306	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	204	232	28	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	257	319	62		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	28	45	17	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 489	▲ 596	▲ 107	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		489	596	107	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 489	▲ 596	▲ 107
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 489	▲ 596	▲ 107

備考

問題点・課題

- ・ケースワーカーと協力し窓口などで適切に案内し、新たな利用者の掘り起こしが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、漏れのないように対象となる方に声掛けをしていく。	ケースワーカーと連携して利用対象者に対して理美容サービスの周知・案内を積極的に行った。	引き続き地区担当のケースワーカーと連携して利用者の状態把握するように努めていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-26		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	藤田・植松		内線	2694	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-07-02	寝具乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	寝具を洗濯乾燥することが困難な重度心身障害者に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、これらの重度心身障害者の健康の保持を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住65歳未満で在宅の身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の方で次のいずれかに該当する方。 ①寝たきりで寝具洗濯乾燥が必要 ②一人暮らしで寝具洗濯乾燥が困難 ③家族の介護が得られず寝具の洗濯乾燥が困難							
内容	【実施方法】 ①対象者が区に利用申請する。 ②審査・決定後、受託業者に対し通知書（利用者名簿）を送付する。 ③受託業者が利用者宅から寝具を回収し、自己負担分の費用を徴収する。 （生活保護世帯0%負担、その他10%負担） ④区役所地下巡視室前で専用車により乾燥消毒を行い、完了後、利用者宅へ配送する。							
	【実施回数】 ☐ 寝具乾燥消毒 … 年間11回 ☐ 寝具水洗い … 年間 1回 【寝具の範囲】 常時使用する寝具1組とし1回につき敷布団 1 枚、掛布団 1 枚、毛布 1 枚、枕 1 個を限度とする。							
経過	昭和59年4月 平成 4年4月 平成12年4月 平成17年4月 令和 6年4月 令和 7年4月 令和 8年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止 寝具乾燥1組2,600円から2,850円に、寝具水洗い1組4,700円から5,000円に値上がり 寝具乾燥1組2,850円から6,000円に、寝具水洗い1組5,000円から15,000円に値上がり 寝具乾燥1組6,000円から6,500円に、寝具水洗い1組15,000円から16,500円に値上がり						
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 業者委託にて実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 登録者数（人）	4	4	4	4	4		
	② 実施回数（消毒乾燥）（回）	39	44	22	44	44		
③ 実施回数（水洗い）（回）	4	4	2	4	4			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続	継続		寝たきり状態にある重度心身障がい者の健康保持を図るために必要な事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	204	232	28	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	127	169	42		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	28	45	17		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 359	▲ 446	▲ 87
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		359	446	87	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 359	▲ 446	▲ 87
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 359	▲ 446	▲ 87	

備考	行政費用のうち物件費は寝具洗濯乾燥サービス業務委託料であり令和6年度より令和7年度は利用件数は減ったが単価が上がったため、増額となった。
----	--

問題	○心身状態及び住環境により、寝具の衛生を保てない方の潜在的なニーズ掘起しが必要である。近年単価が上がり続けているため利用者負担額も増額となった事もあり、実施を希望されない月もある。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	サービス利用にあたっては、事業者と利用者間の日程調整が必要であり、円滑な利用につながるよう適切な案内を徹底する。	やむを得ず、急な日程変更がある場合も柔軟な対応ができた。	引き続きケースワーカーと連携して利用対象となる方に案内を行っていく。
②			
③			

他 施 状 況	（実施	19	区	未実施	3	区	不明	0	区）
	実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川								
	未実施区：足立・品川・練馬								

議 會 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	配食サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	藤田 植松		内線	2694	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。							
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、実施要綱に基づく要件に該当する者。所得制限なし。							
内容	【回数】 週あたり1～7回 ※昼食のみ 【事務の流れ】 ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食 【利用者負担金】 利用者は、事業者が定めた配食弁当代を同事業者に支払う。							
経過	平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度⇒週5回限度 平成18年 4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度 平成25年 4月 【区負担】見守り料350円→250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年 4月 【区負担】見守り料250円→257円（消費税率5%から8%への変更のため） 令和元年10月 【区負担】見守り料257円→261円（消費税率8%から10%への変更のため） 令和 6年 4月 【区負担】見守り料261円→270円（物価上昇のため）							
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 シアライカリエイト（宅配クック123）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 実利用者数（人）	6	6	0	1	1		
	② 配食数（食）	443	334	0	274	274		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活支援に必要な事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	204	232	28	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	90	0	▲ 90		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	28	45	17		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 322	▲ 277	45
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		322	277	▲ 45	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 322	▲ 277	45
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 322	▲ 277	45

備考

問題点・課題

東京23区のうち12区では、障害者向けの行政配食サービスが実施されていません。その背景には「行政が委託しなくても、地域内に民間の配食業者が十分に普及した」という理由があります。例えば、杉並区は2019年度、練馬区は2021年度に同サービスを廃止し、現在は民間登録業者を紹介する仕組みへと移行しました。「障害者のみを対象とした配食サービス」については、民間サービスの普及を理由に廃止・縮小を選択する区が増えているのが実態です。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、対象要件の見直しや事業内容の改善に加え、事業継続の必要性を検討する。	ケースワーカーと協力し、対象者への周知を適切に実施した。あわせて、現行制度の見直しに向けた検討を進めた。	今後も、ケースワーカーと連携し、民間サービスの普及状況も踏まえ、事業のあり方を検討する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-28		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉電話事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	大塚		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-04		福祉電話事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。							
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。							
内容	【実施方法】 (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。） ③基本料（回線使用料、屋内配線、機器料、ユニバーサルサービス）を助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③基本料（回線使用料、屋内配線、機器料、ユニバーサルサービス）及び付加料金 以外の料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。							
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止 平成26年 4月 助成対象にユニバーサルサービス料を含める 付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定							
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れることができ、かつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 助成世帯数（貸与）（世帯）	1	0	0	0	0	各年度末世帯数	
	② 助成世帯数（自己所有）（世帯）	10	9	6	9	9	各年度末世帯数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		外出困難な重度身体障がい者の外部交流を図るための必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			375	329	329	329	305	281	226
決算額（8年度は見込み）			288	289	270	251	210	153	226
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	電話助成世帯数（貸与）（世帯）		2	2	2	1	0	0	0
	電話助成世帯数（自己所有）（世帯）		11	11	10	10	9	6	9
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
役務費	貸与分	14	役務費	貸与分	0	役務費	貸与分	0	
負担金補助等	自己所有分	196	負担金補助等	自己所有分	153	負担金補助等	自己所有分	226	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	204	232	28	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	14	0	▲ 14		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	196	153	▲ 43		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	28	45	17		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 442	▲ 430	12		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			442	430	▲ 12	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 442	▲ 430	12
	特別費用(g)			21	0	▲ 21	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			▲ 21	0	21	当期収支差額(e)+(h)			▲ 463	▲ 430	33	

備考

問題点・課題

行政費用のうち物件費の減は、福祉電話の通話分（超過分）がなくなったことによる。

転出・死亡による利用者減については、適宜住基システムを活用し、利用者の状況を把握していく。また、利用対象となる方に対しては、ケースワーカーと協力して窓口などで漏れがないよう案内に努めていく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、地区担当ケースワーカーと連携して利用者の状態把握に努めていく。	住基システムで定期的なチェックをした上でケースワーカーに確認した。	今後も定期的に住基システムで対象者の異動状況を確認していく。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
		実施区：葛飾区を除くすべての区
		実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 ※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-29		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-05		緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 3	（ 1991 ）	年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度身体障がい者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障がい者が安心して暮らし続けられるように支援する。							
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）							
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する（民間事業者方式）。 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→利用決定→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）							
経過	平成13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更 平成18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年 4月 火災安全システム導入 平成22年 4月 民間事業者方式を導入 平成26年 3月 消防庁直通方式から民間事業者方式への移行完了 平成29年 4月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と富士防災警備株式会社の共同企業体の志幸富士防災共同企業体） 令和 6年 4月 電話固定回線を持たない対象者に対するサービスの提供を開始 令和 6年 6月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と上陽テクノ株式会社の共同企業体の志幸上陽共同企業体） 令和 7年 7月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社）							
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用者数（人）	10	11	10	17	17	
	②	通報件数（件）	6	8	9	5	5	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	774	95	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	343	357	14		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	237	264	27
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	237	264	27
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	149	54		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 880	▲ 1,016	▲ 136
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,117	1,280	163	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 880	▲ 1,016	▲ 136
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 880	▲ 1,016	▲ 136

行政費用のうち物件費は、固定電話回線を導入していない住宅においてもサービスの利用申請があったことから増となった。行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助事業費を受け入れている。

問題	○固定電話を持たない住宅においてもサービスの使用が可能となり、対象者への周知や新規利用者が滞りなくサービスを利用できるよう支援する必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者からの相談があった際には適切に案内ができるよう、他係とも連携し、情報共有を行う。	通報等で利用者や事業所から相談があった際には、関係機関に迅速に情報共有をし対応した。	引き続き、利用者や事業者からの相談や要望を聞き、事業運営の更なる向上に努める。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		●消防:文京区、台東区、江東区、豊島区 ●民間:千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、 渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区、足立区
		●消防及び民間:中央区、新宿区

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	島田		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-06		障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。							
対象者等	荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、常時寝たきり又は失禁状態のためおむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成決定した者については65歳到達後も継続助成とする。所得制限無。日常生活用具のおむつ受給者及び生保受給者は対象外。							
内容	受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。 ①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 ②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者 【紙おむつ購入券】 - 区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、紙おむつ購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で紙おむつ購入券と引き替え区は紙おむつ購入券に基づき業者に支払う。 - 限度額を月額13,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 【おむつ代助成】 - 購入した領収書に基づき助成する。 - 限度額は月額13,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は11,700円となる。							
経過	平成 4年 4月 平成12年 4月 平成14年 4月 平成15年 4月 平成17年 4月 平成28年 4月 令和 5年 4月 令和 6年 4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた） 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%） 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続 自己負担割合3%の経過措置廃止 委託先のうち「荒川薬業協同組合」が「荒川区薬剤師会」に変更 助成額引き上げ（新）12,000円（旧）10,000円 助成額引き上げ（新）13,000円（旧）12,000円						
必要性	おむつを常時使用することは、経済的負担が大きい。紙おむつの購入費の一部を助成する本事業は、障がい者及び家族の経済的負担を軽減し福祉の向上を図るために必要な事業のひとつである。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【直営分】おむつ代の助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託】委託先：荒川区薬剤師会（40事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	紙おむつ購入券決定者数（人）	235	238	250	250	250	
	②	おむつ代の助成決定者数（人）	48	50	54	70	70	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			21,074	21,807	23,009	28,477	30,266	30,550	31,506
決算額（8年度は見込み）			19,471	21,306	22,030	26,739	29,139	30,543	31,506
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	紙おむつ購入券使用枚数（枚）		9,452	10,021	10,478	10,718	10,705	11,029	11,510
	紙おむつ購入券対象者延べ人数（人）		2,496	2,577	2,727	2,817	2,895	3,141	3,120
	おむつ代の助成対象者延べ件数（件）		71	90	97	89	98	124	108
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	紙おむつ購入券作成	81	需用費	紙おむつ購入券作成	86	需用費	紙おむつ購入券作成	90	
役務費	紙おむつ購入券郵送	82	役務費	紙おむつ購入券郵送	88	役務費	紙おむつ購入券郵送	96	
扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	28,976	扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	30,369	扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	31,320	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,716	2,321	▲ 395	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	163	174	11		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	28,976	30,369	1,393		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	378	448	70		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 32,233	▲ 33,312	▲ 1,079
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		32,233	33,312	1,079	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 32,233	▲ 33,312	▲ 1,079
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 32,233	▲ 33,312	▲ 1,079	

扶助費の増は、助成額の引き上げ及び紙おむつ購入券利用者とおむつ代助成利用者が増えたことによる。

問題点	・店舗によって取り寄せや配達対応が可能であるが、そのことを知らない利用者がある可能性があり、利用率に影響が生じているケースが考えられる。 ・おむつの物価高騰の影響が生じれば障がい者及び家族の経済的負担が増える可能性がある。 ・利用者のニーズ及び現状に即した制度設計や運用を行うことが求められる。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	購入券の発送時の案内文に、店舗ごとの取り寄せ等の対応状況や事業の利用方法を記載し、本事業の利用を促進する。	店舗一覧の取り寄せ情報について一部修正を行い、現状に即した内容に更新した。	引き続き店舗状況の把握に努めながら、わかりやすい利用案内の作成に取り組む。
②	引き続き、物価高騰の状況を注視し、状況に応じて助成額見直しの検討を進めていく。	助成額見直しの検討材料とするため、紙おむつの価格について情報を収集した。	引き続き利用実績や物価高騰の状況を注視しながら助成額見直しの検討を進める。
③	利用者にとって最適な助成事業とするため、他自治体の状況を踏まえながら事業の仕組みの変更を検討する。	おむつ代助成について電子請求の検討を行った。	利用者のニーズや他自治体の状況を把握し、引き続き事業の仕組みの変更を検討する。

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	現物給付 : 21区		現金助成 : 16区		購入券等給付 : 1区	

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅設備改善給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡 辺	
			担当者名	芝沼		内線	2694	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-07-07	住宅設備改善給付事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。							
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。 介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。							
内容	【給付種目及び基準額】							
	○中規模住宅改修		基準額	641,000円				
	○屋内移動設備（機器本体）		基準額	979,000円				
	○屋内移動設備（設置費）		基準額	353,000円				
	○階段昇降機（直線）		基準額	700,000円				
	○階段昇降機（曲線）		基準額	1,483,000円				
	【給付方法】							
	障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。							
	【利用者負担】							
	原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。							
経過	昭和60年	事業開始						
	平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化						
	平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化						
	平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行						
	平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）						
	平成27年 4月	利用者負担基準の改定						
	令和 6年 4月	18歳未満の障がい児に対する所得制限の撤廃						
	令和 7年 4月	18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化						
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	【決定・支払】直営							
	【住宅改修】業者委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	給付件数・児童分（件）	0	0	2	2	2	
	②	給付件数・成人分（件）	2	2	0	3	3	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目				6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費		679	774	95	行政収入	地方税等		0	0	0		
		物件費		0	0	0		国庫支出金		0	0	0		
		維持補修費		0	0	0		都支出金		0	0	0		
		扶助費		4,119	1,332	▲ 2,787		分担金及び負担金		0	0	0		
		補助費等		0	0	0		使用料及び手数料		0	0	0		
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額		95	149	54		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 4,893	▲ 2,255	2,638		
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0		
		行政費用合計(b)		4,893	2,255	▲ 2,638		通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,893	▲ 2,255	2,638		
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,893	▲ 2,255	2,638					

供	令和6年度、令和7年度と比較すると給付実績が2件から1件となり、扶助費も減額となった。
---	---

問題	本制度を必要とする利用者に周知を行い、給付に結び付ける。 利用にあたっては、他制度（日常生活用具給付事業、介護保険事業等）との併給に注意が必要である。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本制度を必要とする利用者に対し、ケースワーカーと連携しながら周知に努める。	本制度を必要とする利用者に対し、ケースワーカーと連携しながら周知を行った。	本制度を必要とする方に新規手帳交付時や相談継続中の方を含め、支給もれのないよう周知する。
②	他制度との併給となるケースで、適切な案内を行う為に、ケースワーカーとも注意点を共有する。	本年度は申請者がいなかったが、ケースワーカーと併給の注意点の共有ができた。	引き続き、申請の相談があった際は、適切な案内を行う為に、ケースワーカーと併給の注意点を共有する。
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-32		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	菊原	内線	2690		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 8年度 ☐ 7年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるよう整備する。							
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 12名							
内容	【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。 【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定） 【交流会】 平成25年度：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。 平成26度以降：区内在住の盲ろう当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施し盲ろう者支援の充実を図る。							
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施 平成23年12月 盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施 平成23年12月 盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施 平成24年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース ※以降同時期開催 平成24年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース ※以降同時期開催 平成25年12月 東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施 平成26年11月 区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会実施 ※以降令和2～4・6年を除き実施。 平成27年10月 盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施 平成28年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施 ※以降令和2年を除き令和7年まで実施。							
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活し、社会参加の機会をつくるために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	研修会参加者数（人）	14	15	16	15	40	令和6年度は新型コロナウイルス感染症対策をした上で、実施
	②	交流会参加者数（人）	16	0	14	15	30	令和6年度は事業運営困難のため未実施。
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		盲ろう者の地域生活の支援及び社会参加の促進を図る事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			143	145	141	144	114	173	175
決算額（8年度は見込み）			3	61	69	136	64	121	175
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	研修会参加者数(人)		0	16	13	14	15	16	15
	交流会参加者数(人)		0	0	0	16	0	14	15
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	講師謝礼	61	報償費	講師謝礼	107	報償費	講師謝礼	148	
需用費	事務消耗品等	4	需用費	事務消耗品等	14	需用費	事務消耗品等	27	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,698	1,935	237	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4	14	10		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	61	107	46		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	236	373	137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,999	▲ 2,429	▲ 430
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,999	2,429	430	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,999	▲ 2,429	▲ 430
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,999	▲ 2,429	▲ 430	

備考	令和6年度は交流会を実施していないが、令和7年度は実施しているため、補助費等が46千円増、物件費が10千円増となっている。
----	---

問題点・課題	○区内の居宅介護事業所・通所介護事業所の従事者等を中心に参加者を募集しているが、参加人数は年々減少傾向にある為、昨年度に引き続き障がい者福祉倶楽部に掲載する等の改善を行った。今後は研修対象者や研修内容を見直して参加者を増やし、盲ろう者の啓発につなげることが必要である。 ○他区と比較しても先進事業である本事業は、新規参加者及び受講済み参加者でも再度参加していただけるよう、研修内容の見直しや、研修後のフォローなどの施策を検討していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	受講者が参加しやすいよう、開催時期や時間について見直しを行う。	区内在住の当事者が交流会に参加しやすいよう、会場を1階に変更した。	当事者の参加率を上げるため、交流会の内容に関して見直しを行う。
②	毎年参加希望者が少人数のため、内容等の見直しを行う。	当事者が参加しやすいよう、交流会の開催日程の通知をケアマネにも伝えたことにより、当日のヘルパー手配等がスムーズに行えた。	仕事をしている受講者も参加しやすいよう、交流会の実施時間等の見直しを行う。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-33		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	大塚・高城・芝沼・北村	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11（ 2029 ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	【福祉タクシー】福祉タクシー券を支給し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図る。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。 【難病患者通院費助成】難病患者の通院時のタクシー料金を助成し、経済的負担の軽減を図る。							
対象者等	【福祉タクシー】区内在住愛の手帳1・2度/下肢・体幹機能障がい1～3級/視覚障がい1・2級等手帳所持者 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級/医療的ケアを日常的に受けている者等 【難病患者通院費助成】区指定の特定疾病による難病等医療費助成受給者							
内容	【福祉タクシー】 ○申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,900円分のタクシー券を交付 ○利用者は、区の委託事業者の中から利用する事業者を任意に選択、タクシー券により支払 ○区は委託事業者に対し、使用済タクシー券額面表示額及び事務手数料（3%）を支払 【リフト付タクシー】 ○あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券及びタクシー券を交付 ○利用者は、区の委託事業者の中から利用する事業者を任意に選択、予約の上、利用 ○区は委託事業者に対し、利用助成券及び使用済タクシー券額面表示額及び事務手数料（3%）を支払 【難病患者通院費助成】 ○利用者は、4ヵ月毎に通院時に利用したタクシー料金を申請・請求 ○区は審査の上、15,600円を上限に交付決定及び支払							
経過	平成25年 4月	タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更						
	平成28年 4月	タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更						
	平成29年 4月	タクシー券の券種変更（500円・100円の組合わせ→300円・100円の組合わせ）						
	平成30年10月	タクシー券に「領収書を発行する場合は、「荒川区福祉タクシー利用券」で支払ったことを明記してください。」と記載						
	令和 3年 4月	タクシー券の要綱改正（乗車、降車区域等）						
	令和 4年11月	タクシー券の交付金額増額（月3,900円）						
	令和 5年 4月	タクシー券の券種変更（300円・100円の組合わせ→500円・100円の組合わせ）						
	令和 6年 4月	難病患者に対する通院費助成を実施						
	令和 6年 4月	リフト付自動車利用助成の対象者拡大・1ヵ月毎に1冊3,900円分のリフト付自動車専用券を交付。（12ヵ月決定者は、46,800円）						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【福祉タクシー券】令和7年度委託先：東京都個人タクシー協同組合他 合計154社（1月末時点） 【リフト付タクシー】令和7年度委託先：福祉移送ピクニック他 合計11社（1月末時点）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,489	2,457	2389	2759	4,014	
	②	リフト付タクシー 実利用者数（人）	20	32	32	40	27	
	③	難病患者通院費助成実利用者数	-	568	630	650	900	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図る事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			95,664	88,113	92,568	94,579	104,121	106,214	100,140
決算額（8年度は見込み）			76,752	79,151	85,899	88,164	91,948	91,807	100,140
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	福祉タクシー券 交付人数（人）		2,693	2,616	2,599	2,489	2,457	2,389	2,759
	リフト付タクシー 実利用者数（人）		18	21	15	20	32	32	40
	難病患者通院費助成実利用者数		—	—	—	—	568	630	650
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	タクシー券印刷製本等	2,292	需用費	タクシー券印刷製本等	2,016	需用費	タクシー券印刷製本等	3,404	
役務費	郵送料、点字入力	1,605	役務費	郵送料、点字入力	1,553	役務費	郵送料、点字入力	2,097	
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	81,765	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	79,750	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	86,834	
扶助費	タクシー料金助成	6,286	扶助費	タクシー料金助成	8,488	扶助費	タクシー料金助成	7,805	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,056	4,643	1,587	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	85,662	83,319	▲ 2,343		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,182	1,891	709
		扶助費	6,286	8,488	2,202		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,182	1,891	709
		賞与・退職給与引当金繰入額	425	895	470	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 94,247	▲ 95,454	▲ 1,207	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	95,429	97,345	1,916	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 94,247	▲ 95,454	▲ 1,207	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 94,247	▲ 95,454	▲ 1,207			

行政費用のうち扶助費の増は、難病患者通院費助成金交付事業の新規実施による。
行政収入は、都支出金で障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。

問題点	○利用者が多く年度更新時等において事務が煩雑化しているため、業務の効率化を図る必要がある。 ○リフト付自動車利用助成事業について、対象者拡大及び専用券の交付を開始したことに伴い、対象者への周知を積極的に行っていく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	福祉タクシー事業にかかる事務が煩雑化しているため、さらなる効率化を図る必要がある。	福祉タクシー券の年度更新時に申請書の提出を不要とし、事務軽減及び申請者の負担軽減を行った。	今後も更なる効率化を目指し、事務手順の見直しを行う。
②	引き続き、リフト事業の対象者拡大や専用券の交付開始について周知していく。	障害者手帳交付時等において事業周知を徹底した結果、利用者数が増加している。	今後も本事業を必要としている方が漏れなく利用できるよう丁寧な事業周知及び見直しを行っていく。
③	難病患者通院費助成金交付事業について、更なる申請率の向上を図る必要があるため、引き続き事業周知を徹底していく。	難病医療券の申請時等において事業周知を行った結果、利用者数が増加している。	引き続き事業周知を行い、利用者数の向上を図る。

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施	21	区	未実施	1	区	不明	0	区)
		○墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ○葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給 ○難病患者通院費助成金交付事業については荒川区のみ実施								

況 議 会	令和3年度2月会議「難病患者への福祉タクシー利用券の支給について」 令和4年度11月会議「難病患者への福祉タクシー利用券の支給に向けた検討状況について」
-------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	島田		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者							
内容	【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。 【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除 ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除 ③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除 精神障がい者の取扱経過 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。							
経過	平成17年 4月20日 平成20年10月 平成24年11月 平成26年11月 平成27年 3月 令和4年 3月 令和7年 3月	コミュニティバスさくら・左回り（南千01系統）運行開始 コミュニティバス専用バスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる 汐入さくら（南千03系統）運行開始 町屋さくら（町屋04系統）運行開始 町屋さくら一部往復運行開始（町屋05系統） さくら・右回り（南千02系統）運行開始 町屋さくら運行終了 汐入さくら運行終了						
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 【補助支払】四半期毎実績払い							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	補助件数（延べ人数）（人）	38,156	24,883	16,831	17,916	17,916	
	②	バス発行件数（件）	48	30	38	50	50	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者の交通手段を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	774	95	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	2,231	1,842	▲ 389		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	149	54		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,005	▲ 2,765	240		
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	3,005	2,765	▲ 240	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,005	▲ 2,765	240				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,005	▲ 2,765	240					

行政費用（補助費等）については、その金額全てが荒川区コミュニティバス障がい者運賃補助である。

問題点・課題	○コミュニティバスを必要とする方が漏れなく利用できるよう窓口での案内において適切に伝えられるよう努めていく。 ○コミュニティバスの路線廃止による影響を受ける荒川区の障がい者が、コミュニティバス未運行地域を円滑に移動できるよう、代替手段になりうる福祉タクシー券、リフト付自動車利用助成、自動車燃料費助成などの助成制度を周知・案内していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、窓口などで利用対象となる方に漏れないよう、適切な案内・周知を行っていく。	利用者に情報を漏れなく、適切に伝えるため、課内での情報提供に努めた。	新規手帳交付時等、窓口等で周知・案内をし、障害者の社会参加の機会の提供などに努める。
②	路線廃止の影響がある対象者に窓口などで代替となる福祉タクシー券や自動車燃料費助成などの他事業の助成制度を案内していく。	窓口等で周知・案内を適切に行った。	路線廃止による影響がある対象者に向けて引き続き周知をしている。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 2 区		未実施 20 区		不明 0 区)	
	無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾					

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-35		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自動車燃料費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	大塚		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-08-03	自動車燃料助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 3	（ 1991 ）	年度	根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。							
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。							
内容	【事業内容】 ①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 ②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。 【助成期間】 助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで 【助成金額】 令和4年度：令和4年7月から令和5年3月まで地方創生臨時交付金を活用することで年額42,000円（3ヶ月毎11,000円）に引き上げて対応した。 令和5年度～3ヶ月あたり10,500円を限度とする。（年額42,000円）							
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。 平成26年 4月 現況届提出の義務化（毎年度） 令和 4年 7月 地方創生臨時交付金の活用によって翌年3月まで3ヶ月あたり11,000円に助成上限額を引き上げ（年額42,000円） 令和 5年 4月 3ヶ月あたり10,500円（年額42,000円）に助成上限額を引き上げ							
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。							
実施方法	（ ☐ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	助成対象者数（人）	254	241	233	251	251	各年度末助成決定者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	29	28	▲ 1		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	8,296	8,390	94		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,712	▲ 8,880	▲ 168
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		8,712	8,880	168	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 8,712	▲ 8,880	▲ 168
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 8,712	▲ 8,880	▲ 168	

※	扶助費の増加は助成対象額の増加に伴うものである。
---	--------------------------

問題点	デジタル化の推進により、申請の手続き方法の見直しが必要である。自動車検査証の電子化や免許証のマイナンバー連携など、手続きのデジタル化に伴い、これまでの申請手続きでは対応が難しくなってきたため、必要書類を見直し、利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	手続の利便性向上やEVへの補助に対応するため、事務スキームの見直しを行う。	手続の利便性向上に向けて、電子申請の導入を検討した。	電子申請システム導入の検討を引き続き進めていく。
②			
③			

状況	地区の実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					
		未実施：なし ※一部の区では心身障害者福祉手当と合わせて支給したり、タクシーと共通で支払えるサービス利用券を支給している。					

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-36		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	心身障害者福祉手当		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49（ 1974 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	同条例施行規則				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいをする者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神保健福祉手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、区指定難病【対象外】新規65歳以上、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者【所得制限】有							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神保健福祉手帳1級…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（348種）、都対象（12種）計360種（令和7年4月1日現在） 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている							
経過	平成27年1・7月 難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により支給対象疾病の拡大。 令和元年7月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が333疾病に増加した。 令和3年11月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が338疾病に増加した。 令和6年4月 対象者に精神障害者保健福祉手当1級を追加した。 令和7年4月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が341疾病に増加した。 令和7年4月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が348疾病に増加した。							
必要性	心身に障がいをする者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	手当受給者数(人)	3,684	3,693	3635	3,700	3,700	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	心身障がい者及び難病患者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,358	2,321	963	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	124	81	▲ 43		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	629,351	622,216	▲ 7,135		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	274	0	▲ 274		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	589	233	▲ 356		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	589	233	▲ 356		
		賞与・退職給与引当金繰入額	189	448	259		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 630,707	▲ 624,833	5,874		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	631,296	625,066	▲ 6,230		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 630,707	▲ 624,833	5,874		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 630,707	▲ 624,833	5,874				

備考

行政費用のうち扶助費の減少は、受給対象者内訳の変動による。
行政収入は、その他で心身障害者福祉手当返還金を受入れている。

問題点・課題

手当の支給にあたっては、受給資格の正確な把握が不可欠である。確認漏れや至急繰上りを防ぐために確実なチェック体制を担保しつつ、窓口及び審査事務の負担を軽減し、より迅速に処理を行うための効率的な確認プロセスの構築が課題となっている。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	確実な受給者確認を行うため、他部署とも連携をし、適正な支給に努める。	他部署と連携をすることで、正確に資格要件確認を行う仕組みが構築された。	引き続き、円滑な事業運営をする とともに、対象者の相談や要望にも迅速に対応できるよう努める。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施		22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成29年度6月会議 令和4年度11月会議		「精神障がい者への福祉手当の支給について」 「精神障がい者への福祉手当の支給について」							

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	中筋		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 39（ 1964 ）	年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当や障害児福祉手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。（国制度）							
対象者等	特別障害者手当：20歳以上で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 29,590円（令和7年4月～令和8年3月）→30,450円（令和8年4月改定） 障害児福祉手当 16,100円（令和7年4月～令和8年3月）→16,560円（令和8年4月改定） 経過的福祉手当 16,100円（令和7年4月～令和8年3月）→16,560円（令和8年4月改定）							
	特別障害者手当の受給（申請）できない方 施設入所、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院、本人又は扶養義務者の所得限度額超 障害児福祉手当の受給（申請）出来ない方 施設入所、当該障がいを理由とした公的年金受給、本人又は扶養義務者の所得限度額超							
経過	昭和61年度	従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）						
	平成10年度	事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。						
	平成19年9月	区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。 （判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）						
必要性	国制度の実施							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特別障害者手当受給者数（人）	261	260	268	270	275	各年度末の受給者数
	②	障害児福祉手当受給者数（人）	63	78	81	80	80	各年度末の受給者数
	③	経過的福祉手当受給者数（人）	1	1	0	0	0	各年度末の受給者数
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			85,708	87,136	89,230	91,787	100,982	104,413	109,718
決算額（8年度は見込み）			83,122	84,879	88,594	91,627	98,543	102,227	109,718
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	特別障害者手当受給者数（人）		234	242	252	261	260	268	270
	障害児福祉手当受給者数（人）		60	62	63	63	78	81	80
	経過的福祉手当受給者数（人）		3	3	1	1	1	0	0
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	判定医謝礼	349	報償費	判定医謝礼	247	報償費	判定医謝礼		350
需用費	印刷製本費	7	需用費	印刷製本費	6	需用費	印刷製本費		8
役務費	郵送料	34	役務費	郵送料	92	役務費	郵送料		88
扶助費	特別障害者手当	98,153	扶助費	特別障害者手当	101,882	扶助費	特別障害者手当		109,272

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,377	1,548	▲ 829	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	41	98	57		国庫支出金	74,663	77,045	2,382
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	98,153	101,882	3,729		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	349	247	▲ 102		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	28	58	30
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	74,691	77,103	2,412
		賞与・退職給与引当金繰入額	331	298	▲ 33		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,560	▲ 26,970	▲ 410
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	101,251	104,073	2,822		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,560	▲ 26,970	▲ 410
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 26,560	▲ 26,970	▲ 410

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、手当に該当する可能性がある方に対し、制度の更なる周知徹底を図るとともに、円滑な事業運営に努める。	介護サービス事業者連絡会において資料を配布し、制度の周知を行った。	事業者やケースワーカーと連絡を密にし、対象者となりうる方に対し、さらなる周知徹底を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施)	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成30年度2月会議 「特別障害者手当の周知徹底について」 令和2年決算特別委員会「特別障害者手当全体及び要介護4-5の受給件数」								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-38		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者福祉給付金事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	櫻井		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-09-03		障がい者福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区障害者福祉給付金支給要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	07 障がい者の相談・支援体制の充実						
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者							
内容	【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円 【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 ①昭和37年1月1日以前に生まれた者 ②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 ③昭和57年1月1日前に障がい者となった者 【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等）→ 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）							
経過	昭和57年 1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 平成17年 4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 平成19年 4月 事業開始							
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態が同じであっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差是正のため必要である。							
実施方法	☒ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受給者数(人)	2	2	2	2	2	支給対象者4名うち2名支給中	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない心身障がい者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			792	792	792	792	792	792	792
決算額（8年度は見込み）			792	792	792	792	792	792	792
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	重度支給対象者数（人）		2	2	2	2	2	2	2
	中度支給対象者数（人）		0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	792	792	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,179	▲ 1,254	▲ 75
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,179	1,254	75	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,179	▲ 1,254	▲ 75
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,179	▲ 1,254	▲ 75

供	行政費用のうち扶助費は、支給対象者数に変動がないため変わらず横ばいで推移している。
---	---

問	○支給対象者の異動情報及び資格要件を正確に把握していく必要がある。
---	-----------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、支給に係る確認作業を徹底する。	現況届を提出してもらい、資格要件の確認を徹底した。	引き続き、対象者に対し現況届を送り資格要件の確認を行う。
②			
③			

他 区 状 況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)	
	未実施：千代田区、中央区、港区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区、文京区、北区、目黒区	

議会議事録
（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-39		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	東京都重度心身障害者手当		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	中筋		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠法令等	東京都重度心身障害者手当条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度					
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。							
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がい有し、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・施設入所者・3ヶ月を超える入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得により判断）							
内容	本事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ○支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ○支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 【事務の流れ】 ○受給権者からの認定申請書及び各種届出書等を受理し、東京都に進達する。 ○東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ○現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：施設入所、入院状況等確認（平成13年より実施） 【手当月額】 60,000円							
経過	平成12年 8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月を超える入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）						
	平成13年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円）						
	平成14年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円）						
	平成15年 3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）						
	令和 7年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,604,000円→3,661,000円）						
必要性	都制度の実施							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	受給者数（人）	135	127	126	135	145	各年度末の受給者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		心身に重度の障がい有し、常時複雑な介護を必要とする者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,358	1,548	190	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	189	298	109		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,547	▲ 1,846	▲ 299
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,547	1,846	299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,547	▲ 1,846	▲ 299
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,547	▲ 1,846	▲ 299	

備考	行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。
----	--

問題点	○受給者の異動状況や施設入所・入院の状況を適宜確認し、過払いを防止する必要がある。 ○特別障害者手当や障害児福祉手当と併給されるケースが多く、申請や異動があった際に、包括的にとらえる必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ケースワーカーと連携し、対象となり得る方に対し、周知の漏れがないよう努める。	他手当の異動の情報を得た際に必ず手当の受給状況を確認し、連絡漏れによる過払いを防いだ。	入所・入院の情報について、ケースワーカーとの連携を密にし、過払いを未然に防ぐよう徹底する。
②	都及びケースワーカーと密に連携をとり、申請や異動の処理を遅滞なく行う。	他手当の申請を確認した際には、当手当てに該当する可能性について確認を行い、適宜申請勧奨を行った。	当手当て単独で捉えず、特別障害者手当て等との関連を意識し、対象者となりうる方への周知を図る。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	東京都の経由事務					

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-40		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	北村		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内		☒ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。							
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方							
内容	【掛 金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可） ※加入者の加入時の年齢により異なる生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される。 【年金額】1口当たり20,000円／月 ※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった後の月から掛金免除 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。 ※旧制度の扶養年金受給者は1口あたり30,000円／月（特約分は別に10,000円／月を付加）							
経過	昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足 平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定） 平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う） 平成19年 5月 区として説明会を実施 平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足							
必要性	都制度の実施							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 都の経由事務（各種申請書類等の受理、進達）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 扶養共済区加入者数（人）	16	16	18	18	20		
	② 扶養共済区受給者数（人）	1	1	1	1	1		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 387	▲ 462	▲ 75	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		387	462	75	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 387	▲ 462	▲ 75
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 387	▲ 462	▲ 75

備考

都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題

制度の認知度が低いため、対象となりうる方への周知を積極的に行う必要がある。また、課内においても区民に対して他の手当と関連付けて周知することが求められる。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本制度を必要とする方や関心のある方に対し、新規手帳交付時等に事業内容の説明を行う。	制度の概要や申請方法について問い合わせがあり、丁寧に説明したことで申請に繋がった。	本制度を必要とする方や関心のある方に対し、新規手帳交付時等に案内を行い、加入に繋げる
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-41		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	原爆被爆者援護事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	櫻井		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-10-01	原爆被爆者援護事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その者の福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）							
対象者等	【見舞金】原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日）							
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込 対象者の把握：東京都に被爆者健康手帳を所持する者の照会 制度周知：区報に掲載 申請方法：対象者へ郵送にて申請書を送付							
経過	平成2年度	事業開始 見舞金と団体運営補助金を交付。 団体運営補助金については、原爆被爆者団体（荒友会）が、年間事業計画書等を添付して申請をし、区はこれに対して補助金、年50,000円を交付。						
	平成8年度	荒友会が活動を休止のため、団体運営補助金も休止。						
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	支給者数（人数）	19	16	14	17	17	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	区内に住所を有する原爆被爆者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	68	77	9	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	160	140	▲ 20		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	9	15	6		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 237	▲ 232	5
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		237	232	▲ 5	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 237	▲ 232	5
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 237	▲ 232	5

備考

行政費用のうち扶助費は、被爆者への見舞金となっており、対象者の増減に伴い変動する。

問題点・課題

○転入の対象者について、本人からの申出がない場合、対象者としての把握をすることが困難である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	広報等を活用し、対象者に対する周知を徹底する。	対象者は少ないと想定されるが、広報等を活用し対象者へ周知を行った。	引き続き広報での周知を行うとともに、それ以外の周知方法についても検討する。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)				
		実施区：千代田・中央・港・新宿・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川				
		未実施：墨田・江東・文京				

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-42		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	塚越・島田		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 24（ 1949 ）年度		根拠法令等	障害者総合支援法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度							
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。							
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）							
内容	【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等 【医療費給付内容】 ①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。							
経過	平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。 平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人） 平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。 平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。 令和 2年4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行規則」の一部を改正 令和 7年7月 所得区分の低所得1と低所得2を分ける基準について、80万円から80.9万円に見直し 令和 8年7月 所得区分の低所得1と低所得2を分ける基準について、80.9万円から82.65万円に見直し							
必要性	法定事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①入院（レセプト件数）（件）	266	272	274	276	280		
	②通院件数（レセプト件数）（件）	2,497	2,449	2,287	2,500	3,500		
③訪問看護（レセプト件数）（件）	12	12	9	12	2			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,716	2,321	▲ 395	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	16	16		国庫支出金	266,782	269,019	2,237
		維持補修費	0	0	0		都支出金	133,248	133,955	707
		扶助費	552,403	567,303	14,900		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	400,030	402,974	2,944
		賞与・退職給与引当金繰入額	378	448	70		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 155,467	▲ 167,114	▲ 11,647
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	555,497	570,088	14,591		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 155,467	▲ 167,114	▲ 11,647
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 155,467	▲ 167,114	▲ 11,647		

供	行政収入は、各支出金で障害者医療費負担金（国・都）を受入れている。
---	-----------------------------------

問題点・	○申請書類の不揃い等による受給者証発行の遅延が発生する場合があるため対策を講じる必要がある。 ○令和7年7月より、支給認定の算定方法に見直しがあり、担当者間で情報の共有を図り、確認を徹底するよう十分に留意して対応する必要がある。 ○マイナ保険証の運用開始に伴い、更新時等における保険証の取扱を改める必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容及び評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	国の動向を注視し、制度の見直しが行われた際には、不備や算定誤りがないよう複数人による確認を徹底する。	誤りがないう複数人による確認を徹底することで、正確な事務処理を行った。	利用者がもれなくサービスを利用することができるよう、制度の周知・案内を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
法定事業			
議会(要旨)質問状			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-43		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	心身障害者医療助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高橋		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49	（ 1974 ）	年度	根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	東京都の心身障がい者が病院・診療所等で診療を受けたときに、窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分の一部を助成する。区では、東京都が実施主体である心身障害者医療費助成制度を、地方自治法に基づいた「条例による事務処理の特例制度」により、申請書の受理・受給者証の交付・医療費の支払い等の一部事務を区市町村で実施している。							
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がい③精神手帳1級 【所得制限】年間所得366万1千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるごとに38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象							
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ※精神障がい者は、手帳の有効期限まで（手帳の期限が翌年8月末以降なら8月末日まで） 【医療助成概要】 ○助成額 各種医療保険や公費負担医療制度適用後の自己負担金に対して、当該自己負担金とマル障一部自己負担金相当額との差額（住民税課税者）又は当該自己負担金（住民税非課税者）を助成。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しない。 【更新】 ○保険調査 社会保険加入者及び最新保険の確認が取れない者には、調査票を発送（6月下旬） ○所得調査 所得証明提出依頼を発送（7月中旬に発送） ○受給者証発送 所得審査の上、該当の者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）							
経過	昭和49年 7月 昭和59年 9月 10月 平成18年 4月 平成30年 8月 平成31年 1月 令和元年 8月 令和 6年12月 令和 7年 9月	心身障害者医療助成制度開始 障がい程度に内部障がい3級を追加 社会保険被保険者を対象化円 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 高齢者の医療の確保に関する法律改正に伴う制度調整 （住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ） 障がい要件に精神保健福祉手帳1級所持者を追加 高齢者の医療の確保に関する法律改正に伴う制度調整 （住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ） 荒川区個人番号の利用等に関する条例改正 所得制限基準額を3,604,000円から3,661,000円に引き上げ						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成することで経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ・受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 ・都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療費助成対象者数（人）	1,598	1,562	1,523	1,550	1,550	各年度末の受給者証交付人数
	②	医療費助成支給件数（件）	1,591	1,429	1,822	2,323	2,323	現金給付医療費助成件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		心身障がい者の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,192	3,250	58	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	256	324	68		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	444	627	183		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,892	▲ 4,201	▲ 309
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,892	4,201	309	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,892	▲ 4,201	▲ 309
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,892	▲ 4,201	▲ 309

備考

問題点・課題

行政費用の物件費は、助成対象者が増加したことなどから、郵送等に係る費用等が増加した。

○医療費助成額支払業務において、医療費が高額の場合、健康保険制度の高額療養費等の付加給付が生じる可能性があり、これらの給付との重複支給を防ぐ必要がある。

○受給者証交付申請に必要な添付書類が多く、手続きが煩雑である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	重複支給の発生を防止するとともに、事務作業の効率化を図るため、更なる事務作業手順の改善検討を行う。	事務作業をマニュアル化し、作業手順を明確化することで正確かつ効率的に作業を遂行することができた。	引き続き、他部署及び関係機関との適切な情報共有に努め、正確かつ効率的に支給決定をしていく。
②	マイナンバー連携を活用し、受給者証交付申請の際の添付資料を省略できるような運用に変更していく。	受給者証交付申請の際に必要なとなる税情報や加入保険情報をマイナンバー連携から確認することができるよう、事務手順の整理を行った。	今後も受給者証交付申請時の申請者の負担を軽減するため積極的にマイナンバー連携を活用していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-44		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	宇賀	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-12-01	障害者団体補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	区内に所在する障がい者団体、障がい者団体連合会及び障がい者任意団体に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。							
対象者等	○荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川区心身障害児者福祉連合会（以上の5団体で構成） ○障がい者任意団体							
内容	【補助金算定基準】							
	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額		
	30～ 50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円		
	201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円		
	【補助金額】							
	手をつなぐ親の会（7年度会員数145人）15万円、父母の会（38人）6万円、聴覚協会（121人）15万円、視力協会（48人）6万円							
	※福祉連合会補助金額は当該年度の予算の範囲内で別に定める。（各年度10万円）							
	※障がい者任意団体は当該年度の予算の範囲内で別に定める。（1団体当たり各年度15万円）							
	【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していく上で必要な経費。							
経過	昭和58年	事業開始						
	平成元年	連合会の補助金額を予算の範囲内と定める						
	平成2～4年	補助算定基準改定						
	平成5年	荒川腎友会を対象団体に追加						
	平成28年3月	荒川区身体障害者更生会解散により連合会脱退						
	平成30年5月	荒川腎友会解散により連合会脱退						
	令和8年4月	障がい者任意団体を対象に追加						
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	補助団体数(団体)	6	5	5	4	6	各団体会員数の合計
	②	会員数	405	383	352	311	430	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	障がい者団体の自主的な活動を援助・支援し、活発な活動や福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	475	542	67	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	520	520	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	66	104	38		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,061	▲ 1,166	▲ 105
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	1,061	1,166	105	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,061	▲ 1,166	▲ 105	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,061	▲ 1,166	▲ 105		

備考	行政費用（補助費等）については、障害者団体補助であり、団体の構成員数の変動に応じて補助金額も変動する。
----	---

問	○構成員の高齢化に伴う団体活動の低迷及び構成員数の減少による運営資金、活動範囲の縮小が懸念される。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、財政支援及び団体の活動につながる事業やイベントの周知を行っていく。	各団体への財政支援を行いつつ、活動の場となり得る事業の案内を行った。	引き続き、各団体への財政支援を行いながら、活動につながる事業やイベントの案内を行っていく。
②			
③			

他 区 状 況	(実施 19 区)		未実施 3 区		不明 0 区)	
	未実施：江東区、渋谷区（連合会に対してのみ実施）、江戸川					

議 決	平成11年度9月会議 「補助対象の連合会非加盟団体への拡充について」
-----	------------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-45		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		障がい者運動会補助		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺			
				担当者名		宇賀		内線		2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-12-02		障害者運動会補助									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 56（ 1981 ）年度		根拠		荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実							
目的		障がい者団体等の自主的な活動を支援し、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。											
対象者等		【補助対象事業】 荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会											
内容		【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 11月予定（7年度は10月に実施） 【場 所】 荒川総合スポーツセンター 【参加者】 区内障がい児者、家族、関係者及び一般区民 令和7年度参加者約400人 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※第一中学校生徒、民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施 【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。 【補助金】 7年度補助金 52万円											
経過		平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定 令和2～3年 会場を第一中学校からスポーツセンターに移し、ハートの運動会と合同で実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 令和4年11月 荒川総合スポーツセンターにて3年ぶりに実施											
必要性		障がい者団体の自主的な活動を支援するものであり、区としても後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	① 参加人数（人）	450	393	400	700	700							
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		障がい者団体の自主的な活動を支援する事業であるため、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			520	0	520	520	520	520	520
決算額（8年度は見込み）			0	0	520	520	520	520	520
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	参加人数(人)		0	0	340	450	393	400	700
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	340	387	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	520	520	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 907	▲ 982	▲ 75	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		907	982	75	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 907	▲ 982	▲ 75
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 907	▲ 982	▲ 75	

※	行政費用の補助費等は、運動会開催費用補助費である。
---	---------------------------

問題点・	参加者が安全かつ快適に競技できるよう、主催者である荒川区心身障害児者福祉連合会との綿密な調整が必要となる。 また、参加者全員が楽しめるよう、障がいの程度を考慮した種目設定やプログラム構成など必要に応じて適切な助言を行っていく。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、参加者全員が安全に楽しめるよう、連合会と連携を図っていく。	連合会と連携を図ることで、参加者が安全に楽しめるよう、当日の運営を支援した。	引き続き、参加者が安全に楽しめるよう、連合会と連携を図りつつ、支援を行っていく。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)			
	実施：渋谷区（福祉団体に対する補助の実施は1区。直営で運動会を実施している区は中野、板橋、練馬、江戸川区の4区。ほかは各種目の教室等を実施）			

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-46		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事			
事務事業名		日中活動サービス事業等補助事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺					
				担当者名		塚越		内線		2693					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-13-01		日中活動サービス事業等補助事業費											
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業							
開始年度		平成 20（ 2008 ）年度		根拠		荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助									
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		金交付要綱、東京都交付要綱									
実施基準		☐ 法令基準内		☒ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画					
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市									
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成									
		施策		09		障がい者の就労支援・生きがいの創生									
目的		障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う区内事業所に対して、運営費補助及び施設借上げ費補助を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。													
対象者等		日中活動サービス事業施設運営費補助：14施設 日中活動サービス事業施設借上げ費補助：10施設													
内容		1 運営費補助 ①基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） ②メニュー選択式加算 年額：72,000円/人 医ケア受入メニュー選択の場合98,000円/人 加算 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） ③障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて ④第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設借上げ費補助（法人が自ら所有する物件に入居する施設、区施設に入居する施設を除く） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2													
経過		平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる 平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる 平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる 平成25年 5月 オフィスサプライ東京が新規指定事業所として補助対象となる 平成26年 4月 ワークハウス荒川第2が新体系移行により補助対象となる 平成29年 4月 施設借上げ費補助対象を拡大（総合支援法施行後に開設した施設も補助対象となる） 令和 5年 4月 メニュー選択式加算のメニューが変更された。都補助金が包括補助から独立した。 令和 5年10月 イーハートブ荒川が事業休止のため補助対象から除外 令和 8年 4月 こすもす日暮里が補助対象となる													
必要性		日中活動系サービス提供施設の安定した運営により、障がい者の日中活動場所の確保につながるため、必要な事業である。													
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 年度当初の利用見込みに基づく概算払い。年度途中で当初の見込みを超える場合は、追加交付が可能。													
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明						
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	①	施設運営費補助（施設）			14	13	13	14	13	運営費の一部を補助している施設数					
	②	施設借上げ費補助（施設）			9	9	9	10	9	施設の借上げ費の一部を補助している施設数					
③															
事務事業の分類				分類についての説明・意見等											
8年度		9年度													
推進		推進		施設の安定的な運営のために必要な事業であるため推進する。											

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,698	1,161	▲ 537	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	99,248	99,017	▲ 231
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	109,339	109,554	215		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	2,687	0	▲ 2,687
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	101,935	99,017	▲ 2,918
		賞与・退職給与引当金繰入額	236	224	▲ 12		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,338	▲ 11,922	▲ 2,584
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	111,273	110,939	▲ 334		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,338	▲ 11,922	▲ 2,584
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,338	▲ 11,922	▲ 2,584			

行政費用のうち補助費等は、運営費及び借上げ費の補助となり、令和6年度から7年度にかけて決算額は微増で推移している。行政収入は、都支出金で目次活動系サービス推進事業補助金を受入れている。

問題点・	毎年メニュー選択式加算が改正されており、事業所によっては改正後の内容について、理解が不足しているところがある。 また、年度途中に経費の変動があっても、交付申請や変更交付申請漏れにより追加交付が受け取れないというケースが見られる。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き補助金の仕組みについて周知をおこない、円滑かつ正確な事業実施に努めていく。	以前まで紙媒体で申請等を受け付けていたが、押印の必要がない書類についてはデータ提出にするよう運用を変更した。	引き続き、事業所の負担を軽減するため、補助金の申請等の運用の見直しを検討していく。
②	変更交付申請が漏れないよう、申請の可否の確認を徹底する。	変更交付申請の有無の確認を定期的におこない、申請漏れを防いだ。	引き続き、変更交付申請の有無の確認を定期的におこっていく。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実
区
の
実
況
施

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-47		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		グループホーム消防設備整備補助事業		部課名		福祉部障害者福祉課		
				担当者名		高城		
		課長名		渡辺				
		内線		2683				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-13-02		グループホーム消防設備整備補助事業費				
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☐ 8年度 ☐ 7年度 ）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 25 （ 2013 ） 年度		根拠法令等		消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無 （ ☐ 年度 ）						
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市		
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
		施策		08		障がい者の住まい・日常生活に対する支援		
目的		グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等		障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。						
内容		【補助対象設備】 ①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備 （ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費、②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外） 【補助対象経費】 事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。 ①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円						
経過		平成25年12月 消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布 障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定 平成27年 4月 消防法の一部改正 消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し 平成27年 7月 要綱改正（新規開設事業者も対象とする） 平成29年 3月 要綱改正（附則に定めていた要綱の効力期日を廃止し、本補助事業を継続することとした）						
必要性		利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法		（ 1 直 営 ） （ 直 営 の 場 合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【補助対象設備の設置】事業者 【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	消防設備設置ユニット（件）	0	0	3	3	5	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		グループホームにおける消防対策を促進する事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	774	95	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,050	4,900	850
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	1,351	1,351		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,050	4,900	850
		賞与・退職給与と引当金繰入額	95	149	54		行政収支差額(a)-(b)=(c)	3,276	2,626	▲ 650
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		774	2,274	1,500	通常収支差額(c)+(d)=(e)		3,276	2,626	▲ 650
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		3,276	2,626	▲ 650	

借	行政収入は、障害者施策推進包括補助事業費を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。
---	--

問題	新規にグループホームを開設する事業者については、本事業以外にも消防法等の法令理解が十分でない場合が多く、制度周知を徹底していく必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存のグループホーム事業者の中でも新規開設や増設を行うケースがあるため、連絡会等で制度周知を徹底していく。	事業所連絡会や開設相談時に事業周知を徹底した。令和7年度については、3件の申請があったため、一定の効果があったと考えられる。	引き続き制度周知の徹底を図り、グループホーム新規開設やユニット増設等を促していく。
②			
③			

其他	(实施 8 区	未实施 14 区	不明 0 区)
----	---------	----------	---------

実施：台東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、江戸川区

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-48		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者相談支援事務費（障害者相談員）		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	田所		内線	2685	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-14-03	障がい者相談支援事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 43	（ 1968 ）	年度	根拠	身体障害者福祉法及び知的障害福祉法、身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。							
対象者等	【相談員定員】 身体障害者相談員：11名（4名欠員） 知的障害者相談員：6名							
内容	【相談員】 身体障害者福祉法及び知的障害福祉法に基づき、区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。							
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管 令和 2年 4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和4年4月） 令和 4年 4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和6年4月） 令和 6年 4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和8年4月）再任12名、新任2名 令和 8年 4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和10年4月）再任13名							
必要性	相談員の存在は、当事者及びその家族にとっても支えとなっている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	身体相談（件）	191	103	195	193	252	身体障害者相談員による相談件数
	②	知的相談（件）	21	27	27	27	30	知的障害者相談員による相談件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		身体・知的障がい児者に対する各種相談や日常生活の援助等を行う事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			9,065	9,011	8,775	8,909	10,766	11,456	10,561
決算額（8年度は見込み）			7,399	7,684	7,470	8,313	9,797	10,091	10,561
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	身体相談（件）		137	389	112	191	103	135	193
	知的相談（件）		40	33	28	21	27	30	27
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	相談員活動費	555	報償費	相談員活動費	495	報償費	相談員活動費	647	
需用費	相談員活動費	6	需用費	相談員活動費	5	需用費	相談員活動費	21	
	その他事務費	9,236	使用料	研修会場使用料	4		その他事務費	9,893	
				その他事務費	9,587				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	8,641	8,990	349	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,515	1,625	110		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	32	34	2
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	561	541	▲ 20		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	32	34	2
		賞与・退職給与引当金繰入額	237	340	103		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,922	▲ 11,462	▲ 540
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	10,954	11,496	542		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,922	▲ 11,462	▲ 540
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,922	▲ 11,462	▲ 540		

備考

問題点・課題

○身体障害者相談員について定数11名のところ令和8年現在4名の欠員が発生しており、早急に補充が必要である。知的障害者相談員については、現在欠員は発生していない。

○相談員自身の高齢化もあり、次世代の相談員確保が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	身体障害者相談員4名の欠員については、継続して関係機関や現行相談員に推薦などを呼びかけ補充を図る。	令和8年度の更新に向けて、欠員補充のために関係機関及び現行相談員に呼びかけをし、推薦を促した。現時点では補充に至っていない。	欠員については呼びかけを行い、補充を図る。また、連絡会・研修会を充実させ、相談員がより良い活動ができるよう図る。
②			
③			
実施状況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施区：杉並区		
議会（要旨）	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」		

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-05-49			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		障がい者支援調整事務費（障害支援区分認定）			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	
					担当者名		島崎		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-14-04			障がい者支援調整事務費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 18（ 2006 ）年度			根拠		障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実						
目的		障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。								
対象者等		障害者総合支援法に定める介護給付費および訓練等給付費の支給申請者のうち、18歳以上の者								
内容		[障がい認定の流れ] 介護給付費の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付費の申請→認定調査のみ ※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6及び非該当、区分6が最重度） [審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定） [審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名								
経過		平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 同年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行 平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大 平成29年4月 障害者総合支援法の対象難病数が332から358に拡大 平成30年4月 障害者総合支援法の対象難病数が358から359に拡大 令和元年7月 障害者総合支援法の対象難病数が359から361に拡大 令和3年11月 障害者総合支援法の対象難病数が359から366に拡大 令和6年4月 障害者総合支援法の対象難病数が366から369に拡大 令和7年4月 障害者総合支援法の対象難病数が369から376に拡大								
必要性		支給決定の手続きの透明化、公平化を図る観点から認定調査や審査が必要である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	①	申請件数（人）	594	704	652	682	748			
	②	障害支援区分認定件数（人）	432	440	429	478	538			
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			19,336	19,325	21,606	21,813	27,121	27,904	27,923
決算額（8年度は見込み）			16,854	16,863	19,280	20,332	24,576	25,773	27,923
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	審査会開催回数（回）		34	31	30	32	34	33	36
	障害支援区分認定件数（人）		399	445	363	432	440	429	478
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	審査会委員・非常勤報酬	13,858	報酬	審査会委員・非常勤報酬	14,473	報酬	審査会委員・非常勤報酬	15,485	
職員手当等	期末・勤勉手当（会計）	4,439	職員手当等	期末・勤勉手当（会計）	4,800	職員手当等	期末・勤勉手当（会計）	4,801	
共済費	社会保険料（会計）	1,466	共済費	社会保険料（会計）	1,675	共済費	社会保険料（会計）	1,775	
旅費	調査旅費等	1,062	旅費	調査旅費等	1,157	旅費	調査旅費等	1,314	
需用費	消耗品費等	726	需用費	消耗品費等	699	需用費	消耗品費等	981	
役務費	意見書作成手数料等	3,025	役務費	意見書作成手数料等	2,969	役務費	意見書作成手数料等	3,567	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	28,501	29,198	697	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,813	4,825	12		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,509	1,933	424		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 34,823	▲ 35,956	▲ 1,133
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		34,823	35,956	1,133	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 34,823	▲ 35,956	▲ 1,133
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 34,823	▲ 35,956	▲ 1,133

備考

行政費用については、認定調査員による障害区分認定を行うため、給与関係費（非常勤職員人件費）が多くを占めている。

問題点・課題

迅速で正確な区分認定を行うため、ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置することにより、その体制を維持していく必要がある。

また、新規に委嘱する審査会委員に対しては、研修の受講を依頼するとともに、適宜必要な情報提供を行い、適切かつ円滑な審査会運営を維持していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後もノウハウを持つ認定調査員を配置し、制度改正時には加算対象者の留意点を含めて共有し、正確に、調査を行うよう努める。	継続して認定調査員を配置し、加算対象者については調査票や医師意見書の内容を正確に把握し調査を行った。	ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置し、加算対象者の留意点を含め、引き続き正確に調査を行うよう努める。
②	審査会委員の交代に伴い、新任委員への必要な案内や、情報提供等を行い、安定した3部会構成で審査会を実施する。	制度改正時等には必要な情報提供を行い、安定した審査会を実施できるよう努めた。	引き続き3部会構成で審査会を実施し、制度改正時等には必要な情報提供を行っていく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-50		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	河野・櫻井	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-14-05	聴覚障害者相談事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 54（1979）年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等							
内容	【窓口相談】 ○障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。 ○相談日：毎週火曜日午後1時～4時 手話通訳者：1名 【電話代行サービス及び遠隔手話等通訳サービス】 ○区役所や病院等へ連絡が必要な場合に、区の委託事業者が代理で電話する電話代行サービス ○区役所等の窓口タブレットを活用した遠隔手話等通訳サービス ○タブレットが配備されていない区施設窓口等で自身の二次元コードをスマートフォンで読み込むことによる遠隔手話通訳サービス							
経過	【窓口相談】 令和7年4月 報償費1回の派遣あたり4,500円→6,500円（時間外手当あり） 【遠隔手話等通訳サービスにおけるタブレットの設置場所】 平成30年度 障害者福祉課に2台設置 平成31年度 たんぽぽセンター1台増設、アクロスあらかわに配置のタブレットに同サービス導入 令和2年度 荒川区社会福祉協議会窓口配置のタブレットに同サービス導入 【二次元コードを活用した遠隔手話等通訳サービス】 聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションの向上を図るため、専用端末を設置していない区施設でもスマートフォン等を使用して遠隔手話通訳サービスを使用することができるサービス 令和3年度 区民事務所4箇所、図書館7箇所、福祉避難所（障がい者用）13箇所に設置 令和6年度 病院や歯科医、薬局等の医療機関に設置依頼を行った。							
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。							
実施方法	（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 遠隔手話通訳サービスについては、株式会社プラスヴォイスに委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	窓口相談（件）	40	50	80	110	110	
	②	専門相談（時間）	0	0	—	—	—	令和6年度までの実施
③	遠隔手話等通訳サービス利用件数	593	640	601	601	1,600	電話代行サービス利用件数＋遠隔手話等通訳サービス利用件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		ICTを活用した遠隔手話等通訳サービスを導入し、区役所窓口や自宅等で手話等によるコミュニケーションを可能にするなど、聴覚障がい者の総合的なコミュニケーション支援を重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			5,459	5,472	5,466	5,454	5,452	5,588	5,261
決算額（8年度は見込み）			5,426	5,439	5,430	5,444	5,442	5,279	5,261
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	窓口相談（件）		85	82	84	40	50	80	110
	専門相談（時間）		0	0	0	0	0	—	—
	遠隔手話等通訳サービス利用件数		1,540	989	576	593	640	601	601
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬費	手話通訳謝礼	228	報酬費	手話通訳謝礼	329	報酬費	手話通訳謝礼	311	
委託料	専門相談	0	委託料	遠隔手話等通訳サービス等	4,950	委託料	遠隔手話等通訳サービス等	4,950	
委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,214							

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,037	1,161	▲ 876	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,214	4,950	▲ 264		国庫支出金	1,503	1,430	▲ 73
		維持補修費	0	0	0		都支出金	751	716	▲ 35
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	228	329	101		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,254	2,146	▲ 108
		賞与・退職給与引当金繰入額	284	224	▲ 60	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,509	▲ 4,518	991	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	7,763	6,664	▲ 1,099	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,509	▲ 4,518	991	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,509	▲ 4,518	991			

行政費用は、主に物件費であり、遠隔手話通訳サービス等にかかる委託料である。行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・	○窓口相談について窓口の混雑により相談時間内に相談を実施できない等、利用の見直しを検討するよう利用者や手話通訳者から意見が出ている他、手話通訳者の処遇について改善の要望がある。 ○遠隔手話通訳サービスについて利用者の要望を汲み取り、サービス内容の見直しにつなげるとともに、サービスの周知を行っていく。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者や手話通訳者からの意見を踏まえながら事業の見直しを検討していく。とりわけ手話通訳者の処遇改善を図っていく。	通訳者を通じて、当事者のニーズを聞き取ることができた。	令和7年度に聞き取りした相談時間の見直しについて、対応を検討していく。
②	関係機関と連携をとりながら、設置場所の周知を行い、当サービスの利用拡大を図る。	聴覚障がいをお持ちの方がホームページ閲覧後、電話代行を活用して問い合わせることができる専用コールセンターの案内を設けた。	関係機関と連携をとりながら、設置場所の周知を行い、利用者満足度の向上を図る。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の状況

 区

 実

況 議 会 質 問 要 質	平成27年度9月会議	「障害者支援について（相談窓口の充実）」
	平成29年度2月会議	「手話言語条例の制定について」
	平成29年度11月会議	「手話言語条例の制定について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-51		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		障がい者向け健康体操事業		部課名		福祉部障害者福祉課		
				担当者名		清原・佐々木		
				課長名		渡辺		
				内線		2685		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-14-06		障害者向け健康体操事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度		根拠				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		09 障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的		体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。						
対象者等		障がい者やその家族、ふれあい粋・活中参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）						
内容		【概要】体操名称：荒川ばん座位体操／〔意味〕一人でも多くの方（ばんにん）が椅子に座った姿勢（座位）のできる体操。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒にすることができる。 【各種講座】荒川ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 ①リーダー育成研修 …体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 ②介護者向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ ③体操教室 …区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施 ④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教室の運営方法やレクリエーション技術を学ぶ 【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。						
経過		平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アロマまつりでの公开发表、区内施設（たんぽぽセンター等）での体操実施 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぽぽセンター、アロマあらかわ） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 義肢装具センターを拠点に追加 平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加 平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。 平成28年 4月 町屋ふれあい館を拠点に追加 平成29年 9月 荒川ばん座位体操10周年記念誌 発行 令和2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全会場中止 令和3年 10月 全会場にて感染対策を実施し適時再開						
必要性		①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 ②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 ③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	リーダー人数（人）	137	143	149	155	155	リーダーとして登録している類型人数を記載
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		障がい者の健康管理・健康維持を支援していくにあたり、必要な事業であるため継続する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			763	215	750	718	474	511	479
決算額（8年度は見込み）			213	163	500	388	430	449	479
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	リーダー人数(人)		117	117	126	137	143	149	155
	ステップアップ研修参加者数(人)		—	—	20	30	18	20	20
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	講演会謝礼	260	報償費	講演会謝礼	270	報償費	講演会謝礼	298	
需用費	消耗品等	39	需用費	消耗品等	16	需用費	消耗品等	50	
役務費	保険料	131	役務費	保険料	131	役務費	保険料	131	
			委託料	DVDダビング	32				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,470	1,819	349	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	39	49	10		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	390	400	10		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	5	5	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	205	351	146	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,109	▲ 2,624	▲ 515	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		2,109	2,624	515	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,109	▲ 2,624	▲ 515
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,109	▲ 2,624	▲ 515	

増	行政費用のうち物件費の増は、会場で使用する物品購入による。補助費等の増は、外部講師謝礼の増による。
---	---

問題点・課題
○平成19年から開始した本事業は、現在までに体操リーダー約149名を育成し、活動拠点も増加したことから習熟されてきた。今後は新規参加者の増加だけでなく、現在のリーダーに対するフォローアップなどの環境整備を行いリーダーの質の向上、定着に向けた支援を検討する必要がある。
○他区と比較しても先進事業である本事業は、これまで以上に区内外への情報発信を行うための方法や活動の活性化に向けて様々な取り組みについて検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各リーダーが自主的に活動できるよう、引き続きリーダーのバックアップを行う。	既存や新規リーダーが自主的に活動できるよう、リーダーや各関係機関との連携を密に行った。	各リーダーが活動しやすいようバックアップを引き続き行う。
②	ばん座位体操を広めるため、動画の周知を行う等、ばん座位体操を実施しやすい環境づくりを行っていく。	イベント周知でこれまでのHPや区報への掲載、あらんていあへの掲載依頼に加え、SNSへの投稿を行い周知拡充を図った。	昨年度と同様、周知を行っていく。来年度はばん座位体操が誕生して20周年のため、より本事業を盛り上げていく。
③			

実施状況	他区	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
	同種事業	…… ころばん体操・せらばん体操・あらみん体操（健康推進課）

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-52		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		尾久生活実習所運営事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		中畑			
				担当者名		加藤		内線		2681			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-15-01		尾久生活実習所運営費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 59（ 1984 ）年度		根拠		障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		08		障がい者の住まい・日常生活に対する支援							
目的		18歳以上の知的障がい者及び身体障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。											
対象者等		荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者											
内容		延床面積：本所＝2224.64㎡、分場＝440.48㎡ ◇主要設備：本所＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） ◇事業内容：生活介護（定員 本所58名、分場19名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1グループあたり利用者6～12名（本所7グループ、分場2グループ） 職員は各グループ4～5名体制 ◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、平成18年度からは定率負担は3%。 非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 平成22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。											
経過		昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成 7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名。その後、定数増を行い、最終19名。 平成19年：定員変更 本所39名、分場19名 平成21年 4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。 平成29年・31年：定員変更 本所39名→44名（平成29年4月） 本所44名→45名（平成31年4月） 令和2年 4月：定員変更 本所45名→48名（併設の西尾久西部SC廃止により本所の面積へ算入） 令和3年 4月：定員変更 本所48名→58名（実習室拡張による） 令和7年 10月：本所3階で、荒川生活実習所及び尾久生活実習所利用者を対象に施設入浴を開始											
必要性		特別支援学校卒業後の地域で自立した生活を営む場として重要な支援拠点である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成18年4月～） 指定期間：令和6年4月～令和11年3月（現在、第5期）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	①	利用者定員（人）	77	77	77	77	77	7年度：本所58、分場19					
	②	利用者数（人）	74	72	71	75	77	7年度：本所53、分場18					
③	利用率（%）	96.1	93.5	92.2	97.4	100	利用者数／利用者定員						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
8年度		9年度											
推進		推進		区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組むとともに、通所希望者の状況に合わせて定員拡大を行っていく。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,414	5,030	616	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	411,208	459,310	48,102		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	3	6	3
		減価償却費	43,106	43,106	0		その他	207,258	208,136	878
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	207,261	208,142	881
		賞与・退職給与引当金繰入額	614	970	356		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 252,081	▲ 300,274	▲ 48,193
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	▲ 23	▲ 20	3
		行政費用合計(b)	459,342	508,416	49,074		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 252,104	▲ 300,294	▲ 48,190
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 252,104	▲ 300,294	▲ 48,190		

備考	行政費用(物件費)の増は、主に入浴事業開始にかかる経費(入浴機器の購入、職員2名増(内1名分は荒川生活実習所と費用按分)等)や、給与改定による人件費の増に伴い、指定管理料が増となったことによる。行政収入は、その他で介護給付費(生活介護)及び給食費を受け入れている。
----	--

問題点	○特別支援学校卒業生の進路先確保のため、引き続き人員配置等を考慮したうえで、適切に定員拡大を検討していく。
	○建物の管理においては、中長期計画等に基づき、今後も修繕・改修を継続していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ニーズを踏まえた活動プログラムの充実を検討するとともに、利用者の身体機能強化・自立促進に取り組む。	面談やアンケート等により利用者ニーズを把握し活動内容に反映させた他、利用者1人1人の身体状況に合わせたプログラムに取り組んだ。	利用者の高齢化や障がいの重度化対策として、適宜内容を見直しながら、自立や体力の維持向上を目的としたプログラムを実施する。
②	障がいのある方への理解促進のため、引き続き施設公開やボランティア受入など地域社会との直接交流の機会創出に努める。	一般公開による施設公開の実施や日常ボランティア等の受入を通して地域の方々との交流を行い、障がい者への理解促進に努めた。	引き続きイベントの実施等により地域社会との交流を深め、施設や障がい者への理解促進に努める。
③	施設入浴を安全に実施するため、必要な人員体制・設備等の整備を行い、利用者へ施設入浴の提供を開始する。	支援員、看護師の新規配置及び入浴施設の設備改修を行い、令和7年10月から利用者へ施設入浴の提供を開始した。	入浴介助等に関する職員研修を継続して実施し、安全に施設入浴を提供する。

他区の実 施状況	(実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区)

議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成29年度2月会議 「生活介護施設の増設と、尾久生活実習所分場の改修について」
	令和3年予算特別委員会 「尾久生活実習所分場での新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について」
	令和5年決算特別委員会 「尾久生活実習所分場の環境整備と、本所3階の浴室利用について」
	令和7年2月福祉・区民生活委員会 「尾久生活実習所保護者会から要望した二件の促進に関する陳情について」
	令和7年予算特別委員会 「尾久生活実習所の施設入浴事業の内容について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-53		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所 運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	中畑		
			担当者名	五十嵐	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-15-02	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者及び身体障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。 【荒川福祉作業所】一般就労が困難な知的障がい者及び身体障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。							
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方 【荒川福祉作業所】18歳以上の障がい者で、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能の方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方							
内容	【施設概要】 1F荒川生活実習所 2F荒川福祉作業所 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他 【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員47名）… 生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者8～10名で5クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。 【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）… 作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、売上を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様							
経過	昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設 昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管 平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行（給食実施） 平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備） 平成19年 4月 荒川区社会福祉協議会が指定管理者として両施設の管理運営開始 平成21年 4月 障害者自立支援法に基づく通所施設に移行、定員拡大（荒生27→40名/福作48→55名） 平成29年 4月 荒生定員拡大（40→42名） 平成30年 4月 荒生定員拡大（42→45名） 平成31年 4月 荒生定員拡大（45→47名）							
必要性	特別支援学校卒業後の地域で自立した生活を営む場として重要な支援拠点である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～） 指定期間：令和4年4月～令和9年3月（現在、第4期）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	生活介護施設定員数（人）	47	47	47	47	47	
	②	荒川生活実習所利用者出席率（%）	86.1	81.6	79.5	79.8	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
③	荒川福祉作業所利用者出席率（%）	85.4	88.7	86.3	88.3	90.0	出席日数／（平日×利用者数）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度		9年度						
推進		推進		障がい者の地域での自立の促進を図ることを目的とし、安定した施設運営を推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			318,699	319,160	314,406	324,206	343,042	361,654	387,164
決算額（8年度は見込み）			291,201	290,194	292,913	309,631	336,128	350,811	387,164
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	①荒川生活実習所利用者在籍者数（人）		47	45	44	42	42	43	43
	②荒川福祉作業所利用者在籍者数（人）		43	41	41	40	40	39	39
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	人件費、運営費、事業費等	332,280	委託料	人件費、運営費、事業費等	346,175	委託料	人件費、運営費、事業費等	382,516	
賃借料	不動産賃借料	3,829	賃借料	不動産賃借料	4,618	賃借料	不動産賃借料	4,618	
賃借料	AEDリース料	19	賃借料	AEDリース料	18	賃借料	AEDリース料	30	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,414	5,030	616	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	336,128	350,811	14,683		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	5,377	5,367	▲ 10		その他	165,981	158,924	▲ 7,057
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	165,981	158,924	▲ 7,057
		賞与・退職給与引当金繰入額	614	970	356		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 180,552	▲ 203,254	▲ 22,702
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	346,533	362,178	15,645		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 180,552	▲ 203,254	▲ 22,702
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 180,552	▲ 203,254	▲ 22,702		

行政費用のうち物件費は指定管理料が多くを占めており、人件費増等により物件費が増額となった。行政収入（その他）は、障害者総合支援法に基づく介護給付費及び訓練等給付費と給食費を受け入れている。

問題点・課題	【荒川生活実習所】 ○一人ひとりの特性やニーズを把握し、それぞれの希望や能力に応じて主体的に活動に参画できる環境を整える。また、利用者の高齢化、障がいの重度化等を踏まえ、関係機関と連携し包括的に支援体制を強化する。
	【荒川福祉作業所】 ○共同受注への参加等により新規受注の確保に努めるとともに、利用者の状況や他の作業との兼合いを踏まえながら、安定した作業機会を提供する。また自主製品の販路拡大を図るなど、引き続き工賃向上に取り組む。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者と地域住民との交流及び協働の機会を設け、障がい者理解への促進に取り組む。	近隣小学校との交流会、利用者作品の展示を実施し、地域住民が利用者と接する機会を確保することで、障がい理解の促進を図った。	地域住民等との交流機会の継続と、参加者や連携先の拡大、新たな地域資源との連携を模索し、交流内容の充実を図る。
②	感染症の予防措置を講じた上で、利用者のニーズ等を踏まえて、所内、所外における活動プログラムを充実させていく。	感染症予防研修を実施した上で、宿泊訓練や所外活動を行い、令和6年度から新たに実施したバスハイク事業を令和7年度も継続できた。	高齢化・重度化に伴い、体力面や健康面に配慮しつつ、利用者や保護者のニーズに応じた活動プログラムを実施していく。
③	新規取り引き先開拓や共同受注へ参加するなど、受注量増加に取り組み、今後も継続的な工賃向上を目指す。	利用者の特性や適性に応じた、新規受注や共同受注を継続して行い、工賃の向上に繋げた。	引き続き共同受注への参加や単価交渉を行い、工賃向上へ取り組む。また、自主製品販売機会の拡大を図っていく。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-54		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		障害者福祉会館運営事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		中畑			
				担当者名		小林		内線		2682			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-15-03		障害者福祉会館運営費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 9（ 1997 ）年度		根拠		障害者総合支援法、荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		09		障がい者の就労支援・生きがいの創生							
目的		障がい者の自主的活動及び福祉サービスの利用を支援するとともに、社会参加を促進することにより、障害者福祉の増進を図る。											
対象者等		障がい者及び区民全般											
内容		【貸館業務】多目的ホール、会議室等の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除） 【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室 【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書等の閲覧、各種展示 【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座 【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練 【特定相談支援事業】障がい者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けた利用計画の作成 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 ●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00 ●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 ●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】68団体（令和8年5月31日現在）											
経過		平成 9年 8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年 1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年 8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置 平成18年 4月 指定管理者制度に移行 平成21年 4月 情報バリアフリー化推進事業を統合 平成26年 3月 福祉避難所として指定 平成26年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始											
必要性		障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会 期間：R6.4-R11.3[第5期]											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	アクロスあらかわ利用者数（延べ）	39,604	39,951	39,719	39,200	67,000						
	②	福祉教育事業の参加者数	727	252	446	414	300						
③	計画相談支援事業（件）	1,409	1,448	1,280	1,477	1,500							
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		障害者福祉の増進を図る区立施設を運営する事業であるため、継続して実施する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,698	1,935	237	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	91,309	92,377	1,068		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	199	208	9
		減価償却費	24,912	24,912	0		その他	25,164	23,850	▲ 1,314
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	25,363	24,058	▲ 1,305
		賞与・退職給与引当金繰入額	236	373	137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 92,792	▲ 95,539	▲ 2,747
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	118,155	119,597	1,442		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 92,792	▲ 95,539	▲ 2,747
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 92,792	▲ 95,539	▲ 2,747		

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施設に設置している意見箱等を活用し、障がい当事者からのニーズを把握し、満足度の高い事業を行い地域づくりに貢献していく。	意見箱等から利用者のニーズを把握し、満足度の高い事業を行うとともに、障がい当事者や地域団体等の活動拠点としての役割を担った。	貸館や運営事業を通じ、地域との繋がりをより一層深めるとともに、障がい者の社会参加・相互理解の促進を図っていく。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
		※運営団体、規模は各区によって異なる。 貸館業務実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

況 議 会	平成26年度9月会議 平成27年度6月会議	「福祉避難所の支援体制」 「障害者支援について（相談窓口の充実）」
-------	--------------------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-55		戦略プラン	○ 協働	● 業務	● 財務	○ 人事	
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	中畑		
			担当者名	河野	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-15-04	精神障害者地域生活支援センター運営費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	障害者総合支援法・荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例・同施行規則等			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。							
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等							
内容	【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー 【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談 【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成 【地域移行支援】病院に入所している人等が地域で自立した生活ができるようグループホーム等への移行を支援する。 【地域定着支援】単身等で暮らす障がい者が地域で継続して暮らせるよう常時の相談体制で支援する。 開館日・時間 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時まで）							
経過	平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定 平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始 平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託 平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行 平成20年 4月 福祉サービス事業開始 平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更 平成25年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始 平成29年 7月 宮の前ひろば館2階をアゼリアに拡張・利用開始 令和 8年 4月 地域移行支援・地域定着支援を開始							
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 指定管理者：社会福祉法人トラムあらかわ 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（現在、第5期）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	プログラムの実施回数（回）	449	447	486	480	456	面接相談＋電話相談＋訪問・同行
	②	相談件数（人）	25,469	23,826	25,373	26,628	25,674	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進	多様化する相談に対し、きめ細かな相談対応及びプログラムを充実させるため、必要な体制の整備を推進する。					

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	水道代	134	需用費	水道代	131	需用費	水道代	147
委託料	人件費、管理費、事業費等	71,754	委託料	人件費、管理費、事業費等	73,421	委託料	人件費、管理費、事業費等	74,088
賃借料	AEDリース料	18	賃借料	AEDリース料	18	賃借料	AEDリース料	30

(単位：千円)

備考	行政収入「その他」は特定相談事業による法定給付費を、都支出金は障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金をそれぞれ受け入れたものである。
問題点・課題	精神障がい者の地域生活を支援する拠点として、より一層、安心・安全な運営の場の確保が必要となるため、建物の老朽化への対応について検討する必要がある。 令和8年4月から、地域相談支援を新たに開始した。地域移行を希望する方の移行を推進し、住み慣れた地域で定着できるよう、引き続き、他の精神障害者相談支援事業所や関係機関と相互に連携を図る必要がある。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施設及び設備の老朽化の状況を踏まえ、設備点検を適切に実施し、施設全体の快適性や安全性の維持に努める。	施設や設備の日常点検や定期点検をはじめ、老朽化が進んでいた非常用階段の塗装工事を行い、施設の安全性の確保に務めた。	施設の現地建替えに向けて、仮移転先の決定や建替え後の諸機能の検討を行う。
②			地域への移行を希望する方のニーズの把握を行い、他の精神障害者相談支援事業所と連携を図りながら、移行を推進していく。
③			

況 議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成28年度9月会議	「精神障害者地域生活支援センターの早期増設について」
	平成29年度6月会議	「精神障害者地域生活支援センターの増設について」
	令和4年度11月会議	「精神障がい者へのSNS等を活用した情報発信について」
	令和5年度11月会議	「当事者への積極的な周知について」「施設の老朽化について」
	令和7年予算に関する特別委員会	「施設の老朽化について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-56		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者グループホーム等施設整備事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	長岡	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-15-08	障がい者グループホーム等施設整備事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	障害者グループホーム等施設整備費等補助金交付要綱・要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	親なき後支援の一環の取り組みとして、事業者が区有地及び民有地を活用して実施する重度障がい者グループホームや生活介護施設等の施設整備に要する経費の一部を、荒川区（以下「区」という。）が補助し、施設の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障がい者の地域生活を支援し、もって障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	区有地及び民有地を活用し、重度障がい者グループホームや生活介護施設等を新たに整備する社会福祉法人等及び民間企業等（平成29年度及び30年度については、公募により選定された東日暮里二丁目障害者グループホームの整備・運営事業者を対象とした）							
内容	区有地や民有地を活用したグループホームや生活介護施設等の整備に係る区独自の補助金により、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活及び日中活動の場を確保する。 <補助制度の概要> ※国・都補助額控除後の残額を対象とする ○補助対象経費：障がい者グループホームや生活介護施設等を創設・改築・改修等する民間事業者が負担する、施設整備費用及び設備整備費用（法人自主事業に係る部分は除く） ○補助単価：450,000円/㎡ ○補助率：共同生活援助 社会福祉法人等：7/8 民間企業等：1/2 生活介護 社会福祉法人等：7/8 民間企業等：1/2 区委託事業部分 10/10 また、重度障がい者向けのグループホームなどの地域で求められるサービスを提供するため、令和8年3月に、西尾久三丁目障がい者施設整備事業者を選定した。							
経過	平成28年度	東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備事業者公募に際し、選定委員会委員からも補助金の創設を検討すべきとの意見があり、区として29年度からの補助実施を行うこととした。						
	平成29年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム整備事業者選定						
	平成30年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム用地貸付、補助要綱制定、整備開始						
	令和 5年度	補助金を交付し、グループホームは12月に開所した（名称：グループホームひぐらし）						
	令和 7年度	重度障がい者グループホームや生活介護施設の確保を促進するため、既存補助制度の充実を図り、新たに民有地及び民間企業等を補助対象とした。						
	令和 8年度	補助単価の見直し（321,000円/㎡→413,000円/㎡） 西尾久三丁目障がい者施設整備事業者選定開始 補助単価の見直し（413,000円/㎡→450,000円/㎡）						
必要性	社会福祉法人等及び民間企業等による重度障がい者グループホームや生活介護施設等の整備を促進し、障がい者の生活及び日中活動の場を確保するとともに、施設の安定した運営を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【補助】施設の整備について、事業者に対し区の補助制度を適用する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	補助事業を活用したグループホーム整備数	0	0	0	1	1	
	②	補助事業を活用した生活介護施設整備数	0	0	0	1	1	
③	生活介護施設定員数（民間施設）	40	40	35	53	62		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		重度障がい者グループホームや生活介護施設等の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障がい者の地域生活を支援し、障がい者の福祉の向上を図ることから重要な事業である。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-57		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	宇賀		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-16-01		スクラムあらかわ運営等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	協定書、地域生活支援事業実施要綱等、運営費			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	補助金交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	【地域生活支援事業】身体障害者福祉手帳又は愛の手帳を所持する障がい者 【運営費補助金交付】社会福祉法人 すかい							
内容	1 施設概要 ○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡ ○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月 2 事業内容 (1) 運営費補助（補助事業） 看護師等人件費：年額30,000,000円、生活支援補助員人件費：年額15,840,000円 短期入所用居室経費：年額4,750,000円（1居室分）※2居室分が上限 (2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～20時 定員：15人 施設入浴（登録者の予約制） 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制							
経過	平成20年度 用地取得 平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結 平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事 平成23年度 建設工事・竣工 平成24年度 開設 平成29年度 ピアホーム西日暮里（平成28年度末廃止）の代替で緊急一時保護事業を実施。 平成30年度 グループホームひぐらしが開設したため、10月で緊急一時保護事業を終了。 令和 3年度 地域生活支援拠点機能事業所として認定 令和 7年4月 運営費補助 短期入所用居室経費：年額4,500,000→年額4,750,000円（1居室分） 令和 8年4月 運営費補助 看護師人件費：年額25,000,000→年額30,000,000円 生活支援補助員人件費：年額13,200,000→年額15,840,000円							
必要性	障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 施設の運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	グループホーム入居利用率（％）	81.8	76.8	81.9	90	90.0	利用日数／（365日×18床）
	②	短期入所利用率（％）	89.8	77.1	82.6	90	90.0	利用回数／（365日×12床）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,358	1,935	577	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	96,819	128,792	31,973		国庫支出金	18,214	25,004	6,790
		維持補修費	0	0	0		都支出金	11,540	14,935	3,395
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	47,200	47,616	416		使用料及び手数料	45	46	1
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	29,799	39,985	10,186
		賞与・退職給与引当金繰入額	189	373	184	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 115,767	▲ 138,731	▲ 22,964	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	145,566	178,716	33,150	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 115,767	▲ 138,731	▲ 22,964	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 115,767	▲ 138,731	▲ 22,964			

備考	物件費の増は委託料が増額となったことによる。行政収入は、各支出金で地域生活支援事業費補助金（国・都）、障害者施策推進区市町村包括補助金（都）、使用料及び手数料で土地賃貸借料（電柱）を受入れている。
----	--

問題点・課題	○グループホームは3年間の通過型であるため、入居者の入れ替えに伴う空床の対応や運営の見直しを検討する必要がある。 ○利用率の低い事業があるため、新規利用者の確保が求められる。利用にあたっては、適切な利用につながるよう利用方法の周知を図っていく必要がある。 ○補助基準額を見直し、経過を注視しながら今後も現状に即した制度設計を行っていくことが求められる。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きグループホームの空き情報等を事業者及び関係機関に提供し、退居後支援や空室対策につなげていく。	区内のグループホーム及び特定相談支援事業所に対して、定期的に空室グループホームの空き状況を提供した。	引き続き、関係機関にグループホームの空き情報を提供し、空室対策につなげていく。
②	利用決定の新規・継続によらず、適切な利用につながるよう事業者と連携しながら利用方法を周知していく。	適切な利用につながるよう、事業所と密に連絡を取り、利用状況を把握した。	新規利用者に対しての丁寧な説明や継続利用者の現状に即した利用決定などを行い、適切な利用につなげていく。
③	引き続き、委託事業・補助事業における課題等の把握に努めながら運営の充実を図っていく。	事業者の経営状況や社会情勢を鑑みて、補助基準額の引き上げを行った。	引き続き、事業者の現状を把握していくとともに、通過型の運用の見直しを検討していく。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区）			
	他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿（精神障がい者対象の複合施設）			

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成21年決算特別委員会	「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
	平成27年予算特別委員会	「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」
	令和2年決算特別委員会	「施設入浴サービスについて」
	令和3年決算特別委員会	「退所後の行き先について」
	令和4年決算特別委員会	「施設入浴サービスについて」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-58		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	塚越		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者相談支援事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	荒川区精神障がい者相談支援事業所（コンパス）において、近年増加傾向にある精神障がい者等からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び荒川区立精神障がい者地域生活支援センター（アゼリア）を含めた精神障害者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。							
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等							
内容	(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ② 社会資源を活用するための支援 ③ 社会生活力を高めるための支援 ④ 権利擁護のために必要な援助 ⑤ 障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥ その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること (2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。 (3) 「こころと命の相談ダイヤル」への電話を受け付け、状況確認や相談機関の紹介等の必要な支援を行う							
経過	平成27年 事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定 平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設 令和5年12月 建物解体に伴い、事業所を東日暮里1丁目から東日暮里3丁目に移転 令和8年2月 旧南千住第三幼稚園用地の転用に伴い、事業所を東日暮里3丁目から南千住1丁目に移転							
必要性	全国でも年々増加・深刻化している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 委託先 社会福祉法人ソラティオ							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用総延べ件数（件）	2,133	2,108	1,835	2,000	3,075	
	②	利用実人数（人）	190	111	96	110	395	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進するために、今後も関係機関と連携し、中心的な役割を担っていく。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,358	2,321	963	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	25,497	26,561	1,064		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	189	448	259		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,044	▲ 29,330	▲ 2,286		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			27,044	29,330	2,286	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 27,044	▲ 29,330	▲ 2,286
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 27,044	▲ 29,330	▲ 2,286	

備考	行政費用のうち物件費は、法人への委託料(運営費)が占めており、令和6年度から7年度にかけて委託料における人件費が増額となっている。
----	---

問題点	荒川区立精神障がい者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）や地域の関係機関と連携し、精神障がい者の相談支援体制を確立していく必要がある。また、庁内の精神障害関連部署（こころの健康推進係、健康部健康推進課）と連携を図りながら、事業周知をより一層進めていく。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、区民や関係施設へ事業周知を行うとともに、事例検討会等を通じて相談員のスキルアップを図る。	区内事業所及び庁内の関連部署と連携して事業の周知を行うとともに、事例検討会等を通じて相談員のスキルを向上させた。	引き続き、関連部署との連携を図りながら本事業の周知を行うとともに、事例検討会等により相談員のスキル向上を図っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 (要旨)	平成27年度2月会議	「アゼリアでの相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」
	平成27年度6月会議	「障害者支援について（相談窓口の充実）」
	平成27年予算特別委員会	「精神障がい者相談施設の充実等対応について」
	平成29年度6月会議	「区民の精神障がいへの理解促進及び、相談窓口の拡充について」
	令和4年度11月会議	「精神障がい者へのSNS等を活用した情報発信について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-59		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障害者緊急一時保護事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	櫻井		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-16-03	障害者緊急一時保護事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠法令等	荒川区障害者緊急一時保護事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者が、介護者又は家族の事情により一時的に家庭で介護を受けることが困難となった場合に、施設において介護者に代わる者が介護を行うことにより、心身障害者及びその家族の福祉の増進を図る。							
対象者等	在宅で就学年齢以上の、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳の所持者							
内容	在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に、介護者に代わり介護を行う。利用には事前登録が必要。 【事業実施施設】 グループホームひぐらし（荒川区東日暮里2-45-12） 定員：1人 利用期間：1回につき原則3日以内（レスパイト等での利用の場合は年度内2回の制限あり） 利用料：無料（食費は自己負担：朝300円、昼400円、夜600円） 利用形態：日帰り利用・宿泊とも受入							
経過	平成29年 4月 指定管理の一環として緊急一時保護事業を行っていた荒川区立障害者グループホームの廃止に伴い、後継となるグループホームひぐらし開設までの間、スクラムあらかわにて緊急一時保護事業を開始 平成30年12月 グループホームひぐらしが開設したため、スクラムあらかわで実施していた緊急一時保護事業は終了し、グループホームひぐらしにて緊急一時保護事業を開始							
必要性	緊急時の受入れ機能は、地域生活支援拠点が備えるべき機能の1つであり、在宅の障がい者が地域での生活を継続していくために必要不可欠である。							
実施方法	☐ 3委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 一般社団法人オフィスサブライ							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	緊急一時保護延べ利用者数（人）	8	16	5	15	20	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	心身障がい者及び家族の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,698	1,548	▲ 150	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,600	4,600	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	236	298	62		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,534	▲ 6,446	88
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		6,534	6,446	▲ 88	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 6,534	▲ 6,446	88	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,534	▲ 6,446	88	

備考

行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めており、増減はない。

問題点・課題

利用者側が求めるニーズの傾向と、事業者側の現状を正確に把握・分析し、それに基づいた実態に即する受入体制を再構築する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者の人材育成の意向を汲み取り、研修の案内を行うため、国や都が行っている研修の情報を収集する。	日中一時支援ではカバーできない夜間や宿泊を伴う保護へのニーズに対応した。	緊急的なレスパイトケアが必要な家族を取り残さないため、利用者の声や事業者の運営状況を加味し緊急的な保護体制を確立する。
②	引き続き利用者ニーズの傾向や事業者の実態の把握に努め、適宜事業の見直しを検討していく。	緊急的な受け入れやレスパイトケアの必要性を把握し、緊急的な受け入れをできる事業体制の充実を図った。	引き続き、ニーズ傾向を把握し緊急的な利用に対応できるよう事業体制の見直しを行う。
③			

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）
	実施している16区のうち、2区は事業化していないが短期入所などの範囲内で、緊急時受け入れの対応をしている。

事務事業分析シート（令和8年度）										No1		
事務事業コード		08-05-60			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事					
事務事業名		精神保健福祉事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺	
					担当者名		橋立		内線		2695	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-17-01		精神保健福祉事業費								
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 41（ 1966 ）年度		根拠法令等		精神保健福祉法、地域保健法						
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度										
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画						
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市						
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実						
目的		地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者の社会復帰と援助するために障がい福祉サービス等の相談、訪問等を行う。										
対象者等		区民及び区内精神障がい者（推定数5,000人）その家族、関係者。										
内容		1 予防と健康の保持増進 相 談 障がい福祉サービス等について 保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時） 2 保 護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意（医療保護入院） 3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援										
経過		平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れ 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報 精神保健福祉法一部改正に伴う医療保護入院 保護者制度の廃止→家族等の同意 平成28年度 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川区保健所健康推進課へ移管 令和 2年度 新型インフルエンザ感染症拡大等により、ホームヘルプ講座の中止 令和3年度以降廃止 令和 5～7年度 新型インフルエンザ感染症拡大等により、スポーツ交流会を中止。令和8年度以降廃止										
必要性		区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。										
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）										
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)				
	①	保健師による相談者（延べ人数）（人）＜訪問・面接・電話相談＞	7,635	5,928	2,362	2,842	2,842	6年度から、業務分担により保健師の活動が整理されたため減少。				
	②											
③												
事務事業の分類				分類についての説明・意見等								
8年度		9年度										
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		11,694	11,830	11,857	11,931	14,300	20,814	20,490
決算額（8年度は見込み）		11,221	11,447	9,121	10,922	13,401	20,599	20,490
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	区長同意（人）	15	9	24	33	35	38	40
	警察官23条通報（件）	42	43	52	59	62	34	70
	ホームヘルプ講座参加者（延べ人数）（人）	—	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・期末手当	11,115	報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・期末手当	17,292	報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・期末手当	17,010
共済費・旅費	社会保険料・旅費（非常勤）	1,900	共済費・旅費	社会保険料・旅費（非常勤）	2,901	共済費・旅費	社会保険料・旅費（非常勤）	3,040
報償費	講演会講師等謝礼	0	報償費	講演会講師等謝礼	0	報償費	講演会講師等謝礼	0
需用費	消耗品等	212	需用費	消耗品等	238	需用費	消耗品等	273
役務費	保険料・電話料	54	役務費	保険料・電話料	48	役務費	保険料・電話料	47
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	0	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	0	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	0
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120

(単位：千円)

勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	16,332	23,851	7,519	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	603	734	131		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	7,237	8,579	1,342
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	120	120	0		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7,237	8,579	1,342
	賞与・退職給与引当金繰入額	757	1,163	406		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,575	▲ 17,289	▲ 6,714
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	17,812	25,868	8,056		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,575	▲ 17,289	▲ 6,714
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,575	▲ 17,289	▲ 6,714		
備考	行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助、難病医療費助成に係る事務費交付金、小児精神病棟医療費助成に係る事務費交付金等を受入れている。令和7年度は、自立支援医療費（精神通院）等事務処理件数の増により、都支出金が増えている。								
問題点・課題	事務移管により区民からの相談窓口が健康推進課となりわかり易くなったが、障害者福祉サービスについては相談が健康推進課、申請は障害者福祉課と担当課が分かれているため、引き続き調整していく必要がある。								

問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	引き続き、福祉サービスについて、速やかに対応できるよう、関係部署や事業所等と連携していく。			引き続き、福祉サービスについて、速やかに対応できるよう、関係部署や事業所等と連携した。			福祉サービスについて、適切に対応できるよう、関係部署や事業所等と連携していく。		
②									
③									
他区の実況	(実施 22 区)			未実施 0 区			不明 0 区)		
議会(要旨)	平成27年度11月会議 平成29年度 6月会議			「引きこもり対策について(実態調査の実施・総合支援)」 「精神障がい者に対する理解の促進について」					

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-61		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	橋立	内線	2695		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-17-02		精神保健福祉連絡協議会運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。							
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者に参加を依頼。							
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、関係機関相互の「顔の見えるネットワーク」を生かし、令和2年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場として、地域課題の理解と学習、対応策についての意見交換、実施の場とした。							
経過	平成 8年度 酒害相談を開始し、酒害相談関係機関連絡会を開始。 平成10年度 精神保健福祉連絡協議会を設置 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会（11年度発足）と酒害相談関係機関連絡会を統合。 平成17年度 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。 平成29年度 精神保健福祉連絡協議会の運営要領を一部改正 令和元年度 自立支援協議会の地域移行部会の精神ワーキンググループを、精神保健福祉連絡協議会の部会として位置づけた。また、策定した自殺対策計画の進行管理を行う場とした。 令和 2年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉ネットワーク会議を位置付けた。							
必要性	精神保健福祉に関する、医療・保健・福祉・介護・当事者・司法等が精神保健福祉の最新情報の共有、学習会、施設紹介を通して、地域課題の共有と課題解決に向けた関係機関相互の連携を円滑に進めることができる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1連協の委員任期 令和6年4月～令和9年3月 年間1回の実施 次期委員の選任 2ネットワーク会議は年2～3回。区内外の医療機関、関係機関へ実務担当者の参加を呼びかけている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数（人）	0	0	36	50	100	コロナ感染症、精神関係申請数等を鑑みて実施している。
	②	精神保健福祉ネットワーク 会議参加団体数（団体）	0	0	21	47	50	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		地域精神保健福祉施策の推進を図る事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			184	177	176	169	169	149	150
決算額（8年度は見込み）			99	88	78	83	119	108	150
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	連絡協議会開催(回)		1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議（回）		2	-	2	-	-	1	1
	ネットワーク会議参加者（人）		68	-	50	-	-	36	50
	参加団体数（団体）		44	-	47	-	-	21	47
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	外部委員・講師謝礼	108	報償費	外部委員・講師謝礼	105	報償費	外部委員・講師謝礼	137	
需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	4	
使用料等	会議室使用料	8	使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	9	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	1,006	327	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	10	3	▲ 7		国庫支出金	103	62	▲ 41
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	108	105	▲ 3		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	103	62	▲ 41
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	194	99		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 789	▲ 1,246	▲ 457
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		892	1,308	416	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 789	▲ 1,246	▲ 457
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 789	▲ 1,246	▲ 457

備考	行政費用のうち補助費等の増減は、精神保健福祉連絡協議会の出席委員数の変動によるものである。 行政収入の国庫支出金は、地域生活支援事業費等補助金を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。
----	--

問題	地域課題等について検討していくために地域移行部会や関係部署等と調整しながらネットワーク会議を実施していく必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、精神保健福祉の課題について幅広くネットワークや円滑な情報共有等の体制作りを行う。	引き続き、精神保健福祉の課題について幅広くネットワークや円滑な情報共有等の体制作りを行った。	地域課題等について検討していくために、地域移行部会や関係部署等と調整しながらネットワーク会議を実施していく必要がある。	
②				
③				
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-62		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		自殺予防対策事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺			
				担当者名		二木・中山		内線		2695			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-17-03		自殺予防事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度		根拠法令等		自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度											
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実							
目的		「自殺対策は生きることの包括的な支援である」という基本理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、区民や区職員らが、自殺に追い込まれる恐れのある方に接した際に「気づき、（聞いて）つなげ、支える（見守る）」ことができ、一人でも多くの区民が自殺に追い込まれることなく「誰もが生きる喜びを実感できるまち」となるよう、事業を行う。											
対象者等		一般区民・区職員・関係機関職員											
内容		1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防事業手引きの作成・こころといのちのカード・ポケットティッシュの配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等での普及啓発活動の実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会の開催 4 自殺未遂者支援 日本医科大学病院と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 関係機関との連携による若者世代の自殺対策の実施											
経過		平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始。自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業 令和元年度まで） 平成28年4月 自殺対策基本法の改正により、自殺対策市区町村計画の策定の義務化 令和元年11月 荒川区自殺対策計画を策定 令和 4年10月 国の自殺総合対策大綱の改訂											
必要性		自殺対策基本法により、「地方公共団体は当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。区民の幸福実現のため、生きることの包括的支援としての自殺対策事業は重要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	自殺関連相談（件）			3	6	1	10	10	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数			
	②	自殺者（人・年統計）			35	37	36	28	28	厚生労働省による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照			
③	ゲートキーパー研修受講者（人）			201	173	214	250	250	区及び関係機関職員・区民団体からの依頼による研修受講者数				
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
推進		推進		令和元年11月に策定した荒川区自殺対策計画に基づき、「誰もが生きる喜びを実感できるまちあらかわ」を目指して、全庁的に自殺対策に取り組む。									

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	194	報償費	講師謝礼	194	報償費	講師謝礼	821
需用費	印刷製本・消耗品	63	需用費	印刷製本・消耗品・食料	96	需用費	印刷製本・消耗品・食料	228
委託料	印刷・封入作業委託料	59	委託料	印刷・封入作業委託料	59	役務費	講師謝礼	102
使用料等	会場使用料	9	使用料等	会場使用料	4	委託料	印刷・封入作業委託料	5,560
						使用料等	会場使用料	54

備考	
問題点・課題	荒川区自殺対策計画を本年度に改定の予定のため、荒川区の自殺の現状や傾向、自殺予防に関わる事業の進捗状況について確認、分析することが今年度の課題となる。

問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	現状や要望を加味したテーマを検討し、研修を企画する。			昨年度の研修後アンケートをもとにテーマを選定し、研修を開催した。広く参加を促すため、開催方法については今後検討が必要である。			ゲートキーパー研修については、開催内容や方法・時期を検討し、研修に参加しやすいよう企画する。		
②	引き続き区報等での啓発活動を行う。また、SNS等の活用も進めていく。			区報・区営掲示板・図書館展示等で啓発活動を行った。			引き続き区報等での啓発活動を行う。		
③	8年度の自殺対策計画改訂へ向け国や都の大綱・計画をもとに、現状に合わせた計画の準備を行う。			令和8年度の計画改訂に向けて、準備を進めた。			国の動向や荒川区の実情に応じた計画改訂が行えるよう、会議等で話し合いを進めていく。		
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 質 問 旨 ）	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 （ 要 質 問 旨 ）	平成28年度2月会議 「心のケア対策（大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策）について」 平成29年2月会議「精神疾患の地域連携の推進と自殺予防対策の強化について」 令和2年決算特別委員会「荒川区の自殺者と対策について」 令和4年度6月会議「荒川区の若者への自殺対策について」								

事務事業分析シート（令和8年度）										No1		
事務事業コード		08-05-63			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事					
事務事業名		障がい者就労支援センター運営事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺	
					担当者名		沼田		内線		2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-18-01		就労支援センター運営費								
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 15（ 2003 ）年度			根拠法令等		障害者就労支援事業実施要綱					
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度										
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画						
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市						
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		09		障がい者の就労支援・生きがいの創生						
目的		身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。										
対象者等		身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児）②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）										
内容		○支援内容 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ○令和7年度（令和8年3月末現在） 登録者数 899人（身体 115人、知的 391人、精神 391人、他 2人） 新規就労実績 23人（身体 4人、知的 12人、精神 7人、他 0人） 就労継続者数 387人（身体 43人、知的 214人、精神 130人、他 0人）										
経過		平成15年 6月 先進自治体の調査を開始 平成15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 平成15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 平成15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 平成15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） 平成19年度 都補助金が財調参入 平成23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置 平成25年12月 長期勤続者表彰制度開始（年1回実施） 令和 5年 4月 非常勤事務職員1名増員 令和 7年 4月 常勤支援員1名増員 令和 7年 4月 荒川区社会福祉協議会からアクロスあらかわ3Fに事務局移転										
必要性		障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。										
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤5名 ・アクロスあらかわ3Fに設置										
指標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
					5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)			
		①	登録者数（人）	785	839	899	938	938				
		②	職業相談件数（件）	2,771	3,452	2,464	3,000	3,000				
③	職場定着支援件数（件）	6,274	6,429	6,783	6,900	6,900						
事務事業の分類					分類についての説明・意見等							
8年度		9年度										
推進		推進			障がい者の就労の維持・促進に向けて安定した施設運営を推進する。							

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			32,772	34,260	35,702	39,869	40,582	44,300	46,782
決算額（8年度は見込み）			32,506	34,007	34,866	38,935	39,795	44,299	46,782
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	登録者（人）		623	681	720	785	839	899	938
	新規就職者数（人）		25	29	30	30	39	23	23
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	事業費・事務費	39,795	委託料	事業費・事務費	44,299	委託料	事業費・事務費	46,782	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	1,316	637	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	39,795	44,299	4,504		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,403	1,403	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,403	1,403	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	254	159		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 39,166	▲ 44,466	▲ 5,300
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		40,569	45,869	5,300	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 39,166	▲ 44,466	▲ 5,300
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 39,166	▲ 44,466	▲ 5,300	

備	行政費用のうち物件費の増加は、業務委託料における人件費が増加したためである。行政収入は、業務委託料のうち人件費の一部について、障害者施策推進包括補助を受入れている。
---	--

問題点	○精神障がいや発達障がいを中心に登録者数が拡大傾向にあり、個々の障がい特性や状況に応じた専門性の高い支援体制の構築が求められている。 ○区内の就労先不足が課題となっており、登録者の適正に合致した雇用の場を確保するため、新規職場の開拓を強力に推進する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	登録者の増加等に対応するため、常勤支援員を増員する。	区内商店街の理事会にて事業の周知を行い、就労先の新規開拓を行った。	就労支援センターの利用環境向上のため相談室の改修を行う。
②	区内商店街の町内理事会において事業の周知を行い、区内就労先の新規開拓に結びつける。	登録者のニーズの把握に邁進し、支援の質を向上させた結果、新規就労の増加につながった。	引き続き、利用者の生活環境やニーズの把握に努め、就労先の新規開拓を図る。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

況 議 会 要 旨 質 問	平成28年度2月会議	「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」
	平成29年度2月会議	「障がい者雇用に関するノウハウ等を事業者へ情報発信する取り組みを積極的に行って
	令和4年度11月会議	「難病患者に対する障害者雇用の促進について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-64		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	藤島		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-18-02		障害者雇用支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。							
対象者等	①就労を希望する障がい者 ②区内の特例子会社 ③障がい者を雇用している法人等							
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労講習】清掃・施設受付・喫茶補助等訓練、パソコン講習、ビジネスマナー講習を実施。 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する。 ②特例子会社支援 区内特例子会社に対し、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、雇用促進を図る。 ③障がい者雇用支援補助 他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。							
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始							
必要性	障がい者雇用に関する施策は、障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【特例子会社支援・障がい者雇用支援補助】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	訓練受講者数（人）	16	12	13	13	15	
	②	特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のために重要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			11,713	10,247	10,031	10,371	10,491	11,014	11,280
決算額（8年度は見込み）			9,624	8,112	7,705	7,321	7,766	8,365	11,280
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	訓練受講者数（人）		20	18	16	16	12	13	15
	特例子会社支援（件）		0	0	0	0	1	1	1
	補助対象事業者（法人）		0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	手話通訳派遣	0	報償費	手話通訳派遣	0	報償費	手話通訳派遣	60	
需用費	消耗品	2	需用費	消耗品	44	需用費	消耗品	160	
役務費	インターネット使用料等	69	役務費	インターネット使用料等	71	役務費	インターネット使用料等	69	
委託料	訓練等委託等	7,696	委託料	訓練等委託等	8,250	委託料	訓練等委託等	10,991	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	387	▲ 292	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	7,766	8,365	599		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	75	▲ 20		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,540	▲ 8,827	▲ 287
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		8,540	8,827	287	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 8,540	▲ 8,827	▲ 287
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 8,540	▲ 8,827	▲ 287

備考	行政費用のうち物件費の増は、訓練委託料の増による。 行政収入は、障害者施策推進包括補助については、補助対象期間が終了したため、R6年度より皆減となっている。
----	---

問題点	○各講習や訓練の利用者を増やすため、制度の周知が必要である。 ○より多くの障がい者の就労及び社会参加に繋がるよう、じょぶ・あらかわや、障がい者通所施設等の関係機関と一層の連携を図る必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	障がい者通所施設等の関係機関との連携に努め、制度の周知を積極的に行う。	じょぶ・あらかわの担当者と訓練場所に同行し、制度の周知を図った。	障がい者通所施設等の関係者に対し、パソコン講習やビジネスマナー講習、就労訓練の周知を積極的に行っていく。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)			
	実施：足立区、世田谷区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、葛飾区			

況議 (要質)	平成27年度6月会議 事業継続)」 令和4年度11月会議	「障害者雇用と長期勤続表彰について(障害者の就労支援への区の見解・長期勤続表彰の 「難病患者に対する障害者雇用の促進について」
------------	------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-65		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	藤島		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増額等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。							
対象者等	区内作業所19ヶ所 内訳：A型（2ヶ所） 身体及び精神1ヶ所・知的及び精神1ヶ所 B型（15ヶ所） 身体知的1ヶ所、知的3ヶ所、精神6ヶ所、身体知的精神5ヶ所、生活介護（1ヶ所）知的1ヶ所 その他（1ヶ所）身体（視覚）1ヶ所							
内容	【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加意欲の向上を図る。 【業務内容】 ☐ 作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ☐ 自主製品の開発及び販路の拡大 ☐ 作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ☐ 区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ☐ 区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布							
経過	平成21年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成29年度 平成30年度 令和3年度 令和7年度	事業開始 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度 就労支援施設経営研修実施 あらかわふれ愛マーケット開始 東京都共同受注体制への参加 西尾久三丁目障がい者就労支援施設3階に共同受注物流拠点及び共同作業場設置 ふれ愛作品展開始						
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の会計年度任用職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	区内作業所の平均月額工賃(円)	19,485	19,318	20,553	20553	20,553	R8は見込。R5より平均工賃月額額の計算方法変更により金額増加
	②	共同受注の請負件数（件）	5	9	12	12	12	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	共同受注物流拠点及び共同作業場の設置により、広いスペースを要する大型案件を請け負うことができるようになった。作業所の工賃増額のため、自主生産品の販路の拡大及び開拓を目指していく。						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-66		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		障がい者計画等事業		部課名		福祉部障害者福祉課		
				担当者名		長岡・小林		
				課長名		渡辺		
				内線		2681		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-19-01		障がい者計画等事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 16（ 2004 ）年度		根拠法令等		障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実				
目的		障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画（荒川区障がい者プラン）、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画（荒川区障がい福祉計画）、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画（荒川区障がい児福祉計画）を策定し、計画に基づき関係機関・団体等で構成される協議会を設置して、障がい者等への支援体制の整備を図る。						
対象者等		(1) 障がい者、障がい児、医療的ケア児等、障がい児通所支援利用者、難病認定者等 (2) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等						
内容		(1) 計画策定…①～③を一体に、「荒川区障がい者総合プラン」として策定 ① 荒川区障がい者プラン（計画期間6年間）現行期間：令和6～11年度 障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画 ② 荒川区障がい福祉計画及び③ 荒川区障がい児福祉計画（計画期間3年間）現行期間：令和6～8年度 障害福祉サービス（②）・障害児通所支援（③）等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画 (2) 自立支援協議会 地域での障害福祉の支援・連携体制に関する検討・情報共有を行う関係者の協議の場。 平成24年2月に設置、同年3月に初回開催。本会及び4部会3ワーキンググループ活動。						
経過		(1) 計画策定 ① 平成12年3月に第1期障害者プラン（計画期間：H12～17年度）策定、現行は令和6年3月策定の第5期。 ② 平成19年3月に第1期障がい福祉計画（計画期間：H18～20年度）策定、現行は令和6年3月策定の第7期。 ③ 平成29年3月に第1期障がい児福祉計画（計画期間：H30～R2年度）策定、現行は令和6年3月策定の第3期。 (2) 自立支援協議会 平成20年度 (1) ②の策定委員会で設置が提案され、設置の検討を開始。 平成24年2月 自立支援協議会設置 平成29年4月 部会発足（2部会） 平成30年5月 部会の編成（3部会） 令和 3年3月 医療的ケア児等支援部会の設置（4部会） 令和 4年8月 事業者や関係団体等が情報資源を共有できるポータルサイトの運用開始						
必要性		(1) 計画策定：区における障害福祉施策の方針となり、サービス提供体制の確保を図るために必要。 (2) 自立支援協議会：関係者が障がい者等への支援に係る情報を共有し、体制整備を図るために必要。						
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進		推進	自立支援協議会で計画の進捗管理を行い、地域課題の解決に向けて情報や地域資源を把握・共有する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			2,059	1,155	17,595	2,445	860	853	2,285
決算額（8年度は見込み）			840	587	12,932	1,784	467	517	2,285
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	計画策定に係る実態調査対象者数		—	—	10,307	—	—	—	—
	自立支援協議会 開催回数		3	3	2	3	3	3	3
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼	308	報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼	355	報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼	1,434	
需用費	食糧費, 消耗品費	13	需用費	食糧費, 消耗品費	7	需用費	食糧費, 消耗品費等	339	
委託料	介助者委託等	146	委託料	介助者委託等	155	委託料	介助者委託等	485	
						使用料及び賃借料	会場使用料	27	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,222	1,393	171	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	159	162	3		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	308	355	47		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	170	269	99		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,859	▲ 2,179	▲ 320
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,859	2,179	320	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,859	▲ 2,179	▲ 320
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,859	▲ 2,179	▲ 320	

借	令和6年度と比較し、令和7年度は報酬改定等により補助費などが増加した。
---	-------------------------------------

問題点・課題	(1)計画策定：次期計画策定に向け、令和8年度はサービス利用の傾向を分析するとともに、国や都の動向を注視し、適切な改訂作業を行う必要がある。 (2)自立支援協議会：障害者が安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現に向け、有効な会議の運営を行う必要がある。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等との連携強化や、地域課題の抽出に関する検討を進めることが大切である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、自立支援協議会において、基幹相談支援センターや各部会の活動報告のほか、プランの進捗を報告し、計画の推進を図る。	協議会において、基幹相談支援センターの活動報告やプランの進捗を報告するとともに、部会が把握している地域課題について共有を行った。	協議会の部会を通じて抽出した地域課題を本会で協議に諮り、課題解決に向けた取り組みの提案等を行っていく。
②	障がいに関わる法令改正等、国や都の動向を注視しながら、各部会等との連携を図り協議会の活動を深める。	協議会の部会に関連する報告を行うとともに、法令改正等、国や都の動向を注視しつつ、現状の制度に関する課題や意見の共有を行った。	国が示す計画に係る基本指針に基づき、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の改訂を行う。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	(1) 計画策定: 22区で実施。 (2) 自立支援協議会: 自立支援協議会は22区で設置					

議 会 質 問 状
況（要 旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-67		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営 支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高城		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	区内の重度障がい者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。							
対象者 等	東京都知事の指定を受け、区内で重度障がい者グループホームを運営する事業者。							
内容	障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。 【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障がい者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。 【補助対象経費】重度障がい者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬。 【補助対象者（令和7年4月現在）】 東日暮里ハイツ（NP0法人かがやき）、グループホームそれいゆ（一般社団法人ナースプラネット）、町屋生活寮（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）							
経過	平成15年 3月 平成18年10月 平成22年 4月 平成24年12月 平成25年 4月 平成26年 4月 平成28年 4月 令和 8年 4月	補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる） 実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNP0法人かがやきに変更 法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法） 障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化 重度障がい者を受入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定 補助基準額を改定（重度者2名ごとに2,055,600円→2,618,496円 上限10,473,984円）						
必要性	重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。							
実施 方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	延べ利用者数（人）	98	120	108	126	120	各月利用者数（重度障がい者）の合計
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進		推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。					

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額		10,278	10,766	12,334	12,514	12,334	12,334	13,093	
決算額（8年度は見込み）		10,278	10,764	12,334	10,278	12,334	10,278	13,093	
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	共同生活介護利用者数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助利用者数（人）	8	10	10	11	11	12	12	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	運営費補助	12,334	負担金補助等	運営費補助	10,278	負担金補助等	運営費補助	13,093	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額	
	給与関係費	340	387	47	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	12,334	10,278	▲ 2,056	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	47	75	28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,721	▲ 10,740	1,981	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	12,721	10,740	▲ 1,981	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,721	▲ 10,740	1,981	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,721	▲ 10,740	1,981	
	備考	行政費用のうち補助費等については、本事業の補助対象となる一部の施設に入居する重度障がい者が減少したことに伴い、減額となっている。							
問題点・課題	重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、本事業を継続しながら重度障がい者の受け入れが可能な新たなグループホームを開設していく必要がある。 社会情勢を鑑みて補助基準額の見直しを行ったが、引き続き注視していく必要がある。 また、民間の新規参入業者の増加に伴い、補助対象者の拡大についても検討していく必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む具体的な改善内容			令和7年度に実施した改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	引き続き事業周知を行うとともに、既存のグループホームにおける重度者の受入について検討していく。			既存グループホーム事業者へ事業周知を行った。			引き続き事業周知を行うとともに、既存のグループホームにおける重度者の受入について検討していく。		
②	補助対象経費の補助額の見直しを検討していく。			補助対象経費の補助額の見直しを図った。			事業者へ補助額の変更を周知し重度者の受け入れを促進するとともに、今後も社会情勢に合わせた制度設計を行っていく。		
③									
他区の実況	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)								
状況	墨田区・練馬区・世田谷区（いずれも運営費補助）								
議会（要質問状）	平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」 令和3年決算特別委員会 「重度障がい者のグループホームの整備について」 令和3年度2月会議 「重度障がい者グループホームの整備について」 令和4年度11月会議 「障がい者グループホームの整備について」 令和4年度2月会議 「重度障がい者の自立支援について」								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-68		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム 運営支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	高城		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-20-02	重度身体障害者グループホーム費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。							
対象者等	以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者							
内容	重度身体障がい者グループホームを運営する事業者に対し、運営経費の一部を補助する。 【補助内容】グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 【補助方式】 ①運営費補助金（1施設1年当たり14,638,000円） ②居室維持管理費補助金（入居者用の居室1室1月当たり24,000円） 【補助対象施設（令和7年4月1日現在）】おぐのあかり（NP0法人あふネット）							
経過	平成17年12月 平成18年 1月 平成18年 4月 平成18年 6月 平成19年 1月	施設予定地を決定 東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請 許可内示決定 建設着工（平成18年12月竣工） 事業開始						
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する事業者に補助を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	入居者延べ数(人)	54	55	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援を推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	387	▲ 292	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	15,958	15,790	▲ 168		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	75	▲ 20		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,732	▲ 16,252	480
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		16,732	16,252	▲ 480	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 16,732	▲ 16,252	480
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 16,732	▲ 16,252	480

供	行政費用のうち補助費等については、補助対象経費のうち、居室維持管理費補助分が減となった。
---	--

問題	○入居者の入退去に伴い補助交付額が変動することから、適切な事業運営が求められるとともに、制度面や運用面が現状に即しているものかどうか適宜見直していく必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存施設の円滑な運営に資するため、適切に事務を遂行していくとともに、制度面や運用面について見直しを検討していく。	既存施設の円滑な運営のため、適切に事業を遂行した。	引き続き既存施設の円滑な運営に資するため、制度面や運用面について見直しを検討していく。	
②				
③				
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施5区 未実施17区 不明0区） 新宿区：2カ所 台東区：2カ所 目黒区：1カ所 世田谷区：1カ所 北区：1カ所			
	議会 （要旨） 質問状			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-69		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	親なき後支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	沼田 高城 田所		内線	2691・2685	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-21-01		親なき後支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	要綱等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプランの作成支援を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。							
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。 基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（社会福祉法人等）、1/2（民間企業） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申し込に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判での決定額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 ④財産管理…成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する。 【個人別ライフプラン作成支援】障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直す個人別ライフプランの作成を支援するためプランナーによる個別相談を実施する。							
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年12月 個人別ライフプラン作成支援事業開始 令和 3年 4月 成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する業務を社会福祉協議会に委託開始 令和 5年 4月 重度障がい者の受入を条件としてGH設置促進事業の対象者を民間企業にも拡大							
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 個人別ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区内グループホーム定員数	179	183	194	209	203	
	②	区長申し立て件数（件）	1	0	1	3	3	
③	個人別ライフプラン相談件数（累計）（件）	85	59	9	15	15		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を多角的に実施する。特にグループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていく。				

No2									
(単位：千円)									
予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額		4,771	4,000	7,358	4,259	5,816	11,939	12,187	
決算額（8年度は見込み）		1,365	2,529	3,634	3,307	3,477	4,923	12,187	
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	G H誘致数（床）	0	0	23	3	4	16	14	
	区長申立て件数	4	1	1	1	0	1	3	
	個人別ライフプラン相談件数（累計）（件）	5	63	61	85	59	9	15	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	財産保全申立弁護士報酬	0	報償費	財産保全申立弁護士報酬	0	報償費	財産保全申立弁護士報酬	248	
需用費	消耗品	1	需用費	消耗品	6	需用費	消耗品	9	
役務費	診断書料等	1,478	役務費	診断書料等	949	役務費	診断書料等	1,725	
委託料	財産管理業務委託	1,998	委託料	財産管理業務委託	2,288	委託料	財産管理業務委託	3,439	
負担金補助等	GH設置補助	0	負担金補助等	GH設置補助	1,676	負担補助金等	GH設置補助	6,400	
扶助費	後見人等報酬助成	0	扶助費	後見人等報酬助成	0	扶助費	後見人等報酬助成	360	
公課費	印紙代	0	公課費	印刷代	4	公課費	印刷代	6	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額	
	給与関係費	1,358	1,935	577	地方税等	0	0	0	
	物件費	3,477	3,242	▲ 235	国庫支出金	133	123	▲ 10	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	67	62	▲ 5	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	1,680	1,680	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	8	0	▲ 8	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	208	185	▲ 23	
	賞与・退職給与引当金繰入額	189	373	184	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,816	▲ 7,045	▲ 2,229	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,024	7,230	2,206	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,816	▲ 7,045	▲ 2,229	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,816	▲ 7,045	▲ 2,229	
備考	行政収入は、各支出金が地域生活支援事業補助金（国・都）を受け入れている。								
問題点・課題	○グループホームの新設及び増設にあたっては、開設以降の安定的な運営の確保を見据え、開設相談者に対して区内グループホームの利用状況等の情報提供を行うとともに、事業計画が区のニーズに基づいた内容であるか適宜確認し、制度の案内を行っていく必要がある。また、進捗状況も把握する必要がある。 ○成年後見人制度の認知は進んできたが、実際に利用に至るケースが非常に少なく、社会福祉協議会と協力して制度の周知を進めていく必要がある。 ○ライフプラン作成支援事業について、障害者やその家族、事業者に対してさらに周知する必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む具体的な改善内容			令和7年度に実施した改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	福祉業界への新規参入事業者が増えているため、開設相談時は障がい者福祉の理解も含めて適切かつ丁寧に案内していく。			増加した新規開設及び増設の相談について、適宜丁寧に相談を受け付け助言を行うとともに、補助事業についても適切に遂行した。			今後も開設相談が増加することが見込まれるため、開設に向けた適切な案内、助言、補助を行っていく。		
②	引き続き成年後見制度だけでなく、緊急事務管理事業も合わせて社会福祉協議会と連携し、周知や案内を行っていく。			ポスター掲示を行うなど区民の方への周知を行った。今後も引き続き社会福祉協議会と連携し、周知や案内を行う。			区民の方のニーズを確実に把握し、成年後見制度と緊急事務管理事業を適切に利用してもらうよう周知していく。		
③	説明会だけでなく、弁護士による親なき後問題をテーマにした遺言・相続の講演会を実施し、更なる制度周知を行う。			講演会を実施することで、親なき後問題について身近に感じてもらうきっかけになった。			引き続き制度周知を行うとともに、当事者や家族が親なき後問題について考える機会を提供できるよう相談体制等の見直しを図る。		
他区の実況	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)		
況(要質問状)	国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。） 個人別ライフプランの作成支援については、他区での実施は無。								
	平成28年度2月会議 令和3年度2月会議 令和4年度6月会議 令和4年度11月会議 令和4年度2月会議			「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」 「重度障がい者グループホームの整備について」 「親なき後に対する更なる支援策について（グループホームの充実）」 「障がい者グループホームの増設について」 「重度障がい者の自立支援について」					

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-70		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		障がい者虐待防止・差別解消事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		渡辺			
				担当者名		櫻井		内線		2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-22-01		障がい者虐待防止・差別解消事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 24（ 2012 ）年度		根拠		障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		11		バリアフリーの推進							
目的		【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。 【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。											
対象者等		虐待・差別を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民											
内容		【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む） 【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会に付議、改善策等を諮る。 【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等 【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。											
経過		平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置 平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始 平成28年 3月 荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定 平成28年 4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置 令和3年4月 休休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始 講演会の実施を基幹相談支援センターに委託開始 ※委託料は「基幹相談支援センター事業費」に計上 令和6年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化											
必要性		障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者 に委託											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	虐待通報受理件数（件）			27	28	1	0	0				
	②	差別通報受理件数（件）			0	1	0	0	0				
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
推進		推進		基幹相談支援センターと連携して、一般企業向けのパフレット等の作成や講演会の実施などを検討し、普及啓発活動を推進していく。									

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			1,648	1,425	1,397	1,317	1,347	1,352	1,281
決算額（8年度は見込み）			659	1,034	966	1,025	1,003	921	1,281
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	虐待通報受理件数（件）		14	12	15	27	28	1	0
	差別通報受理件数（件）		0	0	0	0	1	0	0
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	差別解消啓発用品等	396	需用費	差別解消啓発用品等	379	需用費	差別解消啓発用品等		308
役務費	弁護士等専門家相談料	0	役務費	弁護士等専門家相談料	248	役務費	弁護士等専門家相談料		248
委託料	コールセンター委託料	607	委託料	コールセンター委託料	725	委託料	コールセンター委託料		725

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,056	3,482	426	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,003	921	▲ 82		国庫支出金	282	130	▲ 152
		維持補修費	0	0	0		都支出金	193	92	▲ 101
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	475	222	▲ 253
		賞与・退職給与引当金繰入額	425	671	246		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,009	▲ 4,852	▲ 843
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,484	5,074	590	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,009	▲ 4,852	▲ 843
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,009	▲ 4,852	▲ 843	

供	行政収入では、各支出金で虐待防止分に係る地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
---	--

問題	○虐待の未然防止および差別解消の徹底を図るため、事業者に対する啓発活動を継続して実施する必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き基幹相談支援センターと連携を行い、制度の周知や講演会を実施していく。	基幹相談支援センターと連携し、連絡会や研修に参加した。 またノベルティの作成を行い差別解消及び虐待防止の啓発を行った。	引き続き、定期開催される連絡会や研修に参加し、他区の取り組み状況や区民のニーズを把握し、差別解消及び虐待防止に努める。
②			
③			

他 区 施 行 状 況	(実施)		22	区	未実施		0	区	不明		0	区)
	法定事業											

況議 会	平成29年度2月会議 「障害福祉サービス内容について周知徹底するとともに、障がい者への差別と偏見の解消について必要な手立てを講じること。」
---------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-71		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	中畑	
			担当者名	森泉		内線	414	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-02-01	相談事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。							
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者							
内容	【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子ども家庭部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。 【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。 【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。							
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。 平成22年 4月 相談事業を拡大するため、心理職2名を配置した。							
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・相談は、心理職、福祉職、看護師が受ける。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	一般相談及び医学相談（件）	1,302	1,493	1779	1860	1,860	
	②	心理相談（件）	463	597	586	600	600	
	③	各自主活動回数（回）	49	50	50	48	48	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業を推進する。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		7,382	7,691	7,500	7,638	9,692	20,964	29,107
決算額（8年度は見込み）		5,189	7,562	7,453	7,223	7,564	10,650	29,107
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	一般相談及び医学相談（件）	723	649	667	1,302	1,493	1779	1,860
	心理相談（件）	271	254	273	463	597	586	600
	各自主活動実施状況（回）	0	6	27	50	50	50	48

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	5,446	報酬	非常勤報酬	7,441	報酬	非常勤報酬	18,242
職員手当等	非常勤期末手当	1,179	職員手当等	非常勤期末手当	1,982	職員手当等	非常勤期末手当	6,598
共済費	非常勤保険料	652	共済費	非常勤保険料	956	共済費	非常勤保険料	3,504
旅費	特別旅費	77	旅費	特別旅費	115	旅費	特別旅費	525
需用費	食糧費	5	需用費	食糧費	5	需用費	食糧費	7
需用費	消耗品費	202	需用費	消耗品費	148	需用費	消耗品費	227
役務費	保険料	3	役務費	保険料	3	役務費	保険料	4

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	47,389	72,898	25,509	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	285	268	▲ 17		国庫支出金	2,077	0	▲ 2,077
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,039	5,625	4,586
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3	2	▲ 1		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,116	5,625	2,509
		賞与・退職給与引当金繰入額	5,679	12,202	6,523		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 50,240	▲ 79,745	▲ 29,505
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	53,356	85,370	32,014		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 50,240	▲ 79,745	▲ 29,505
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 50,240	▲ 79,745	▲ 29,505			

備考	相談業務が主であるため給与関係費（会計年度任用職員人件費、嘱託医報酬）が多く、7年度は設置した障害児相談支援事業所の運営や相談業務の待機時間の解消に向けた職員配置に伴い、給与関係費が増加した。行政収入は、都補助金として区市町村発達検査体制充実緊急支援事業補助金を受け入れている。
----	---

より多くの相談に応じるために、他機関との連携を引き続き強化していく必要がある。検温や消毒、換気などの感染症対策に配慮しながら、事業を継続していく。

令和5年度から、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定を受け事業を開始したことにより、一般相談及び心理相談の件数が増加しているため、多様なニーズに応じたサービスを提供していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、医療機関や関係機関との連携をより緊密に行っていく必要がある。	相談実績が増加を続けており、都制度を活用しつつ、心理相談部門の体制強化を図った。	今後も相談件数の増加が見込まれるため、医療機関や関係機関との連携をより緊密に行うとともに相談部門の体制強化を図っていく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 決	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」
-----	---------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-72		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		機能訓練事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		中畑			
				担当者名		森泉		内線		414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-02		機能訓練事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 48（ 1973 ）年度		根拠		障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実							
目的		・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・リハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。											
対象者等		・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く）											
内容		【地域活動支援センターⅡ型事業】 肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を実施（定員8人） ・肢体不自由：不定期 言語：月・水 午後 2コース／週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース／週 中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施 ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後											
経過		昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。 平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。 平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。 平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。 平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。 平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し、一部利用者が移行した。 令和 8年 4月 高次脳機能障害者支援法施行											
必要性		障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各訓練ごとに、専門職がチームを組み支援を行っている。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	訓練在籍実人数（人）			84	61	61	80	120				
	②	高次脳機能障がい者在籍実人数（人）			15	12	6	12	18				
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		障がい者の日々の生活の充実及び生活力の向上を図る事業であるため、継続して実施する。									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-05-73		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		児童発達支援等事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名		中畑			
				担当者名		山口		内線		83102			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-02-03		児童発達支援等事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 48（ 1973 ）年度		根拠		児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		10		障がいのある子どもの健全育成							
目的		障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力の向上及び、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行う。また、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。											
対象者等		原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ○相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ○児童発達支援：1才～就学前 ○保育所等訪問支援：3才～就学前											
内容		児童発達支援 定員 午前：25名 午後：25名 ○親子療育： 発達に課題のある1才児（R8年度開始）、2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○親子分離療育： 発達に課題のある3～5才児に対して発達段階に応じ小集団の中で生活動作、個別指導を含めた支援を行う。 ○課題中心の療育： 発達に課題のある3～5才児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○早期療育： 外部講師による専門的な療育「音楽療育」「運動療育」「リトミック」を開催する。 ○セラピープログラム： 情緒面や行動面、対人関係などに課題のある乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム： 学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。											
経過		昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成18年 4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 平成19年 4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年 4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年 4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在校生への機能訓練事業を実施。 平成24年 4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。 令和 5年 4月 保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施。 令和 6年 9月 児童発達支援の定員を拡大。（1日50人となる） 令和 6年10月 児童発達支援センターとなる。（10月1日より給食開始） 令和 7年 9月 早期療育（運動療育）の対象年齢を拡大（3歳児、4歳児、5歳児）し事業充実。 令和 8年10月 児童発達支援に1歳児クラスを新設。											
必要性		障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、保護者へのさまざまなサポートも必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 個別支援プログラムに基づき療育活動を実施している。											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	年間延べ利用者数（人）			5,669	5,041	6,246	5,529	7,200				
	②	児童発達支援実利用人数			198	198	204	204	250				
③	保育所等訪問支援利用者数			3	5	5	5	25					
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		就学前の障害児に対する療育の充実や0～18歳までの相談について検討を進め、より一層の療育環境の整備を図る必要があるため、重点的に推進する。									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-74		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	中畑		
			担当者名	森泉	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-04		障害者地域自立生活支援センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	要綱 障害者総合支援法			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。							
対象者等	区内で生活支援を必要とする心身障がい者							
内容	①社会資源を活用するための支援 ②社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナー、高次脳機能障がい講演会を実施する。 ③ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する相談や、個別的援助・支援に関する相談を実施する。 ④専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、就労移行支援事業所、ハローワーク、医療機関並びに保健所等の機関を紹介する。							
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年 2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年 4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法） 令和 8年 4月 高次脳機能障害者支援法施行（高次脳機能障がい者及び家族等への支援実施、高次脳機能障がいへの理解の促進等）							
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。職員1人と相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ピアカウンセリング件数（件）	14	9	7	12	20	
	②	自立支援セミナー開催回数（回）	5	5	4	5	5	
③	自立支援セミナー延べ参加者数（人）	67	60	79	80	80		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		地域で生活する障がい者に必要な支援を継続して実施する。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-77		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療的ケア児等支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	渡辺		
			担当者名	五十嵐・中筋・長岡	内線	2681・2693		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-19-02	医療的ケア児等支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 3	（ 2021 ）	年度	根拠	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	人工呼吸器を装着するなど日常生活で医療を要する状態にある医療的ケア児者や重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」という）が地域において安心して生活を営めるよう、荒川区障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置するなど、支援体制の構築や充実を図る。							
対象者等	(1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等 (2) 医療的ケア児等とその家族							
内容	(1) 医療的ケア児等支援協議会…地域での障害福祉の支援・連携体制に関する検討・情報共有を行う関係者の協議の場。令和3年2月に設置、同年10月に初回開催。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援…令和4年度開始。 ①医療的ケア児等地域コーディネーター：医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、医療的ケア児等をそれぞれの発達段階や状態に応じて、病院や訪問看護ステーション、幼稚園・保育園や学校、福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、サポートする。 ②医療的ケア児等家庭家事サポート事業：医療的ケア児等と暮らすきょうだい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるように支援する。							
経過	平成28年6月 国が示す基本方針に基づき荒川区障がい児福祉計画に目標設定。 令和 3年2月 荒川区医療的ケア児等支援協議会設置 令和 3年4月 障害福祉サービス等報酬改定（医療的ケア児等支援を強化） 令和 3年6月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が交付、9月に施行 令和 4年4月 医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置 令和 4年5月 医療的ケア児等家庭家事サポート事業実施 令和 6年4月 医療的ケア児等家庭家事サポート事業の利用回数を変更（2回/週で3h/回まで→26h/月）							
必要性	(1) 医療的ケア児等支援協議会：関係者が医療的ケア児等及びその家族への支援に係る情報を共有し、体制整備を図るために必要。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：地域で安心して生活するための支援として必要。							
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：①コーディネーター配置を（社福）ソラティオへ、②ホームヘルパー派遣を指定居宅介護事業者または家事代行サービス事業者へ委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療的ケア児等地域コーディネーターへの相談延べ件数（件/年）	414	413	702	804	804	
	②	医療的ケア児等家庭家事サポート事業登録者数	11	11	14	17	17	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		医療的ケア児等の支援については、関係機関等と協議・検討を行い、充実を図る。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額					23,446	20,264	15,254	14,528	13,878
決算額（8年度は見込み）					10,291	11,119	11,497	11,341	13,878
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	医療的ケア児等支援協議会 開催回数			2	1	2	1	2	2
	地域コーディネーター相談延べ件数				609	414	413	702	804
	家庭家事サポート事業登録者数				10	11	11	14	17
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	委員謝礼、外部講師謝礼	40	報償費	委員謝礼、外部講師謝礼	41	報償費	委員謝礼、外部講師謝礼	123	
需用費	食糧費、消耗品費	16	需用費	食糧費、消耗品費	17	需用費	食糧費、消耗品費	17	
役務費	委員謝礼、外部講師謝礼	22	役務費	委員謝礼、外部講師謝礼	22	役務費	委員謝礼、外部講師謝礼	72	
委託料	委託料	11,419	委託料	委託料	11,261	委託料	委託料	13,658	
使用料及び賃賃料	会議会使用料	0	使用料及び賃賃料	会議会使用料	0	使用料及び賃賃料	会議会使用料	8	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,112	5,417	▲ 695	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	11,457	11,300	▲ 157		国庫支出金	2,570	2,478	▲ 92
		維持補修費	0	0	0		都支出金	10,872	6,032	▲ 4,840
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	41	41	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	13,442	8,510	▲ 4,932
		賞与・退職給与引当金繰入額	851	1,044	193		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,019	▲ 9,292	▲ 4,273
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	18,461	17,802	▲ 659		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,019	▲ 9,292	▲ 4,273
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,019	▲ 9,292	▲ 4,273		

備考	行政費用は主に物件費が占めており、医療的ケア児等地域コーディネーターや家庭家事サポート事業の委託料によるものである。行政収入は主に、区市町村在宅療養推進事業補助金（都）及び児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（国）を受け入れている。
----	---

問題点・課題	(1)協議会において、各関係機関との連携を強化し、医療的ケア児等への支援体制の充実を図る必要がある。 (2)①医療的ケア児等とその家族への支援において、各部署や事業所等で支援する医療的ケア児等について、互いに情報共有・連携を図って必要な支援につなげる必要がある。 ②医療的ケア児等と暮らすきょうだいのいる家庭であっても、事業の登録に至っていないケースが多いため、積極的に周知を行い、事業の利用を促す必要がある。	

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医療的ケア児等への支援における課題について、部会の活動を中心に解決に向けた検討を行う。	医療的ケア児等支援部会において把握した課題を踏まえ、庁内における、医療的ケア児に対する支援に資する情報共有体制を構築した。	医療的ケア児等への支援における課題について、部会の活動を中心に解決に向けた検討を行う。
②	支援体制や連携体制の強化のため、コーディネーターを周知するとともに、部会等の活動を積極的に行う。	医療的ケア児等支援部会の活動等を通じ、コーディネーター及び関係機関等との連携を深めた。	支援体制や連携体制の強化のため、コーディネーターを周知するとともに、部会等の活動を積極的に行う。
③	新規利用者の確保に向け、ケースワーカーと連携を取り制度の周知を図る。	新規利用者の確保に向け、ケースワーカーと連携を取り制度の周知を図るとともに、利用者や事業所からの要望に迅速に対応した。	利用者からの需要に応えられるよう、契約事業所の拡大に向けて呼びかけを行う。

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
	(1) 医療的ケア児に係る協議会は22区設置。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：在宅レスパイト事業や併行通園の促進など22区で実施。							

況	（注）世帯別の予算見当ととも、家族一対の支援に重点を置き、子育て支援や教育関連の促進も並行して実施。
況 （要 質 旨 問	令和2年文教・子育て支援委員会「医療的ケア児への保育サービスの提供、在宅育児支援について」 令和元年度2月会議、令和2年予算特別委員会、令和3年度2月会議、令和4年予算特別委員会、令和5年福祉・区 民生活委員会、令和6年予算に関する特別委員会、令和6年度2月会議「医療的ケア児への支援について」 令和2年決算特別委員会「災害時の医療的ケア児に対する電源確保等の支援について」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-05-78		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害福祉サービス人材確保事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	渡辺	
			担当者名	塚越・芝沼		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-14-08		障害福祉サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 8年度 ☐ 7年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	令和 6	（ 2024 ）	年度	根拠	荒川区障害者同行援護及び行動援護従事者養成			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	研修受講料助成金交付要綱等		
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	【研修受講料助成事業】障害者に対する同行援護に従事する者を養成する研修等の受講料を助成することにより、区内の障害福祉サービスを行う従業者の確保を図ることを目的とする。 【相談支援事業所体制整備補助事業】補助金を交付することにより障害者（児）の相談支援体制を整備し、包括的支援体制の推進を図ることを目的とする。							
対象者等	【研修受講料助成事業】区内事業所にて3か月以上従事し、研修に対応するサービスの提供実績が1回以上ある者等 【相談支援事業所体制整備補助事業】区内指定特定相談支援事業所（区立除く）							
内容	【研修受講料助成事業】 区内の同行援護事業者、行動援護事業者又は移動支援事業者の従業員に対し、同行援護に従事する者を養成する研修（同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、介護初任者研修、知的障害者移動支援従事者養成研修）の受講料を1研修につき、テキスト代、実習費及び消費税含む50,000円を上限とし助成する。 【相談支援事業所体制整備補助事業】 区内の指定相談支援事業所に対し、以下の補助を行う。（いずれも補助上限あり） ○増員補助 常勤・専従の職員を新規雇用しサービス提供を行った場合、20,000円／件補助 ○新規開設・新規借り上げ補助 新規開設・新規借り上げをした場合、24,000円／月補助 ○協働体制補助 複数事業所と協働体制を確保した場合、常勤・専従の職員1人につき20,000円／月補助							
経過	令和6年3月 第5期荒川区障がい者総合プラン策定 （基本理念等に基づく施策の一つとして同行援護、行動援護及び移動支援に係る人材の確保・育成と質の向上に努めることを規定） 令和6年4月 荒川区障害者同行援護従事者養成研修等受講料助成金交付事業施行 令和7年4月 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付事業施行							
必要性	障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、希望する時間帯での利用が困難になるなど、サービス提供事業者や従業者の不足が課題であり、従業者の人員確保と人材育成が急務となっていることから、本事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	研修受講料助成対象者数		8	4	15	20	
	②	相談支援事業所体制整備補助対象者数			3	3	10	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、希望時間帯での利用が困難になるなど、サービス提供事業者や従業者の不足が課題であり、従業者の人員確保と人材育成が急務となっているため、継続して推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	679	2,321	1,642	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	360	342	▲ 18
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	339	1,679	1,340		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	360	342	▲ 18
		賞与・退職給与引当金繰入額	95	448	353		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 753	▲ 4,106	▲ 3,353
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,113	4,448	3,335	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 753	▲ 4,106	▲ 3,353
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 753	▲ 4,106	▲ 3,353

備考	行政費用のうち補助費等は、研修受講料助成金と相談支援事業所体制整備補助金となる。令和7年度から相談支援事業所体制整備補助事業を実施しているため、経費が増額となっている。行政収入は、都支出金で障害者施策推進市区町村包括補助事業補助金を受入れている。
----	---

問題点・課題	○利用者ニーズに適切に対応するために、事業者の人員確保と人材育成が急務となっていることから、本事業の積極的な活用を促していく必要がある。 ○利用者ニーズの傾向、サービス提供事業者や従業員の実態を把握し、本事業の対象外となる研修についても、障害福祉分野の成り手不足の解消につながる助成を検討していく必要がある。 ○相談支援事業所の人材確保への取り組みやセルフプランの解消、及びサービスの質の向上が求められている。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	研修受講料助成の活用を促すため、 区報やHP等への掲載により周知を 図っていく。	事業所等から問い合わせがあった際 に、事業内容を丁寧に説明すること で助成金の活用を促した。	事業の認知度を向上させるため、 引き続きHP等で広報を続けていく とともに、新たな広報方法を検討 していく。
②	実態に即した事業運営ができるよ う、必要に応じて助成の在り方を検 討し、見直しを行っていく。	事業者との日々のやり取りの中で、 現状、課題やニーズを把握すること ができた。	引き続き、現状やニーズを把握 し、必要に応じて事業の見直しを 検討していく。
③	相談支援事業所体制整備補助事業に ついて、事業者に補助金の活用を促 していく。	区HPにおいて本事業の広報を幅広く 行い、区内事業者に事業活用を促し た。	引き続き、本事業の活用を促すこ とで相談支援事業者の運営支援及 び相談支援体制の充実化を図って いく。

他 区 の 施 状 況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)			
	【研修受講料助成事業】中央、港、文京、台東、目黒、杉並、豊島、練馬、江戸川区 【相談支援事業所体制整備補助】中央、港、台東、品川、世田谷、中野区			

況 実	
況 議	令和5年9月決算特別委員会 視覚障がい者のガイドヘルパーの不足について